

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第五号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十六番（田中祐二君） 一般質問の最終日ということで、執行部の方については大変御苦勞でございますけれども、もうしばらくおつき合いをお願いいたします。

公園行政ということで上げております。

大人にとってはよき休憩所であり、子供たちにとっては遊び場であります公園は、田畑や空き地がほとんど姿を消した今日、公園だけが唯一の身近な自然環境と言えるのではなかろうかと考えております。明治以降、欧米の公園に倣って、日本でも公園づくりが始まっております。別府にも都市公園を初め児童公園それぞれ公園があるわけですが、まず最初に、別府市の公園の歴史と、そして役割についての現状を御報告をお願い申し上げます。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

別府市における公園の歴史について、簡単に御説明いたします。

別府市では、昭和二十七年に別府国際観光温泉文化都市建設計画が計画決定されまして、それにより公園や緑地が都市施設として位置づけられました。この計画に基づき石垣土地区画整理事業による公園整備や、それから昭和四十七年を初年度とする都市公園等整備五カ年計画による公園整備、また阪神・淡路大震災を教訓といたしました防災機能を備えた公園整備など、時代のニーズに対応できる公園としての整備を推進してまいりました。その中で公園の現状でございますが、現在、供用開始している公園は、街区公園それから総合公園など都市計画決定された公園が三十カ所、開発行為により帰属された公園が八十八カ所、その他の都市公園三カ所、ちびっこ広場三十カ所で、合計百五十一カ所となっております。

○十六番（田中祐二君） 後ほど意義についてはもう一度、どうあるべきかということについては御質問しますけれども、この公園の運営については、非常に私ども心配をしております。確かに今度もなかよし公園とか、新しい公園はつくられているわけですが、公園の運営については、建設したりする場合は、今申しましたように、若干お金をかけてやっているのですけれども、管理の面で少し行政的に人的資源や配分が、建設時に比べて少ないのではなかろうかというふうに考えております。また、建設省が平成六年、七年に公園緑地懇談会を開催いたしまして、公園管理の基本的な考え方を明らかにしております。詳しくは申しませんが、今ある公園の管理の基本的方向を示しながら、将来にわたっての公園のあり方がどうあるべきかということ提言しておるようであります。

そこで、別府市におきまして、そういう公園の管理運営が、基本的な考え方としてどのように行われているか、お尋ねをいたしたいと思います。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

現在、市で行っています管理方法といたしましては、大きく三つに分かれております。まず市の職員によるもの、それから業者の方に委託しているもの、また自治会等に委託しているもの、その大きなものです。その内容といたしましては、市の職員で行っているものにつきましては、別府公園や南立石公園の芝刈り、的ヶ浜公園や北浜公園などの樹木の剪定、消毒、草刈り、それから花壇の維持管理や公園内のごみを収集するといったのが主なものです。それから、業者の方に委託しているものにつきましては、街路樹の剪定、消毒、それから大規模な公園の樹木の剪定、消毒、それからトイレの清掃と言ったところです。それから、自治会等に委託しておりますものは、公園愛護会という組織をつくっていただきまして、地元にある小さい公園の清掃、それから草取りなどをお願いしております。

○十六番（田中祐二君） そこで、管理について若干お尋ねをしていきたいと思います。

大阪府の高槻市の団地で、この公園にあります器具に子供さんが挟まれてけがをするという事故が、この四月二日に起こっております。市は、その後、管理している公園について九十四台の回転遊具が設置をされているので、事件後点検したところ、老朽化や軸のぐらつきのほか、回転速度が早くて危険なものなど七十台が見つかり、撤去作業を行ったということであります。その結果、遊具の使用を禁止したのは、それぞれ各都道府県でありますけれども、大分市でも四十四公園に設置した回転遊具を緊急点検いたしまして、職員八人が、事故が起きた形と類似の五基を含む六十三基について、ボルトの外れや緩みがないかをチェックして、異常、危険性は確認されなかったということが報じられております。

当市では、そういう公園遊具についてどのような形で点検をし、また緊急に点検をされたと思いますけれども、いつ点検をし、結果はどのようなことになったか教えていただきたいと思います。ただ、遊具については、備えた児童公園は、市民にとってごく身近な施設であるだけに、大変な心配がありますので、そういう意味からも点検の内容についてお尋ねをいたします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

遊具の安全性につきましては、日ごろから私どもも大変気をつけているところでございますが、四月二日の高槻市で起きました事故を受けまして、市でも四月五日に緊急点検をいたしました。事故の起きた遊具と類似の回転遊具が、市内の公園の三カ所に設置されておりますが、点検の結果は異常ありませんでした。

それから、すべての公園の遊具につきましては、市では毎年、年二回定期点検を行っております。不良箇所があった場合には、すぐ対処いたしておりますが、ことしも一回目の点検を五月十八、十九、二十一日の三日間で行い、遊動橋、それからシーソー等で利用され

てないものや老朽化したもの十二基について撤去いたしました。それ以外で補修の必要なものにつきましては、今、早急に対応しております。

○十六番（田中祐二君） ただ点検をするだけではなくて、不良の箇所があった分も撤去したということでもありますので、これから先もまた職員を中心に事故のないようにぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、公園内のバリアフリー化ということで上げております。

公園のバリアフリー化については、いろいろ質問をしていきたいのですが、まず最初に、市内の公園のトイレで障害者の人が利用できるトイレが何カ所あるのか。そして、まず、今後障害者のトイレ設置についてはどのようなお考えがあるか、お尋ねをしたいと思います。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

現在、市内の公園のトイレは、全部で三十六カ所ございます。その中で、障害者の方々にも利用していただける多目的トイレは十公園、十六カ所設置しております。

今後の多目的トイレの設置計画につきましては、リニューアルするトイレにつきましては、設置する予定にしております。

○十六番（田中祐二君） そうすると既存の公園がありますね、既存の中でも――後から申しますけれども――北浜公園や的ヶ浜公園についてはあるのですけれども、そういう大きな公園については若干あると思いますけれども、ほかの児童公園ですね。先ほど申しました、何カ所ですか、児童公園がちびっこ公園を含めて百何カ所ですか、これは全部ですけれども、五十一ですか、あります中で、私は、利用することが多いような公園、そういうような公園に対して、それは障害者を含めてですけれども、そういう利用者が多い公園について、既存の公園にそういうトイレ、障害者用トイレをつくるべきだというふうに考えているのですけれども、その点はいかがですか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられましたように、利用頻度等が多い公園は、今でも街区公園、先ほど議員さんがおっしゃいました、昔で言う児童公園ですけれども、そういったところにも多目的トイレを設置しておりますので、今後もそういう方向で検討していきたいと思っております。

○十六番（田中祐二君） それで、あとの的ヶ浜公園と北浜公園について若干具体的に例を挙げて、改修をお願いしたいというふうに考えております。

まず、的ヶ浜公園なのですけれども、トイレが端の方にありまして、北浜温泉から入りやすい。十号線からも入りやすいのですけれども、その入る場所に段差があるために入れない。スロープがないために入れないのですね、せっかくきれいなトイレをあそこにつくっているのですけれども。そうしたときにどうやって行けばいいかというと、十号線沿い

の真ん中に確かにスロープがあります。そのスロープを伝わっていったもとに戻る、亀川寄りに戻ってトイレに行くという事態になっているのですね。ですから、せっかくそういうのをつくっても、なかなか便利には使えない。

まして北浜公園については、ホテル側に確かにスロープがあります。しかし、トイレは大分寄りにありまして、そこからまたスロープを伝わってずっと行くわけですがけれども、逆に言えば、そこにあればすぐ、段差がなければすぐ行けるわけですね。段差があるためにトイレに行かれない。その北浜公園については、障害者の皆さんが、毎年湯けむりウォーキングであそこに集まるのですね。雨が降った場合はトキハの前に集まりますけれども、一年に一回はそういう形でそこに集まるのですね。ですがけれども、現実的には今言うホテル側から行かなければならない。トイレ側には全く段差があってスロープがない。できたわ、使い道がないということに現状はなっているわけです。その点については、どう今後措置をしていくか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

公園内のバリアフリー化につきましては、安全性や使いやすさを考慮して、現在整備中の公園につきましては、できるだけ段差のない公園になるように整備していますけれども、今、議員がおっしゃいましたような以前に整備した公園につきましては、バリアフリーになっていないところがあるのが現状でございます。そのような公園につきましては、部分的な改修を順次行ってはおりますが、先ほどの議員さん御指摘の的ヶ浜公園、それから北浜公園につきましては、一部バリアフリーになっていない箇所がありますので、現地を調査いたしまして、早急に対応させていただきたいと思っております。

○十六番（田中祐二君） ぜひ早急に。あるのはいいのですけれども、使い道がないというのは、これは全くその人の身になって本当につくったのかなという気がするわけなのです。今度もなかよし公園にリニューアルされて新しくできるのですけれども、やはり障害者の皆さんの意見を聞いて、そういうトイレについては使いやすいようにぜひつくっていただくようにここで要望しておきたいと思います。

それからまた、公園について先般、課長にお願いをいたしまして、境川児童公園についてはスロープをつけていただきまして、これは重ねて厚くお礼を申し上げたいと思います。その境川児童公園でありますけれども、別府の公園もそうなのですけれども、ほとんど段差があるのですね。坂道ということも地理的な条件がありますけれども、平たんな児童公園でも段差がある、それで入れない。私も現地を、境川の児童公園を見させていただきした後、十四カ所ほど公園を見て回りました。確かに別府公園とかスロープがついておる部分もありますし、古い公園になると全く段差があって入れない。それは障害者だけの問題ではなくて、高齢者が乳母車を入れて、そしてお守りをするということにもならないのですね。海門寺公園とか新しくなった松原公園へ行ってみますと、お母さんたちが乳母車

を引いてそこに入って子供の子守をしているということなのですね。ですから、スロープをやはりつくるべきだ。これ実際百何カ所あるのですけれども、私が見たのはほんの一部です。一部であっても、ほとんどといっていいほど児童公園、小さな公園を含めて段差があります。入るところがないのですね。ちょっと平坦なところも、車を入れられないために鎖をしているのですね。ですから、入れない。ですから、先ほど公園というのは憩いの場と言いながらも、そういう憩いの場に本当になっているのかどうか。ただ単につくって、それを維持管理するのは非常に難しいのだろうとは思いますが、それは予算的な問題も含めて、新しいのは結構新しくなっているけれども、昭和二十七年を含めて公園ができた歴史の中で、今残されたそういう公園について市民が本当に憩えるのか、健全者も含めて、そして障害者を含めて。そういう開かれた公園にしなくちゃならないのではないかと。今まさにそれができていない。入れないのですね。入れないことについては、もう何も言いようがないわけですよ。ですから、そういう段差をなくして、そしてスロープをつけて、きちっと、「どうぞ憩いの場として障害者も含めて高齢者の皆さんも使ってくださいよ、どうぞ」ということがあってしかるべきではなかろうかというふうに考えるところであります。その点についてお尋ねをいたします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今、議員さん御指摘のように、先ほども答弁をさせていただきましたが、古い公園については段差のあるところがかなりの箇所に残っております。私どもも年二回の定期点検等でその部分等もかなりわかっておりますので、一度にとすることはなかなか難しい面もございますが、計画的にスロープをつけていくようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○十六番（田中祐二君） 先ほども言いましたように、石垣公園についてはすぐ措置をしていただいたわけですね。それはやはり市としてはやるべきだという判断に立ったわけですから、その教訓を生かしていただいて、できるだけ速やかにやっていただくように要望しておきたいと思っております。

それから、次にまいりたいと思っております。健康用具の設置ということで上げております。

現在設置されている遊具は、公園の場合、子供向けの遊具であります。現在、全国の市町村の中では遊具を活用した健康づくりが導入されてきております。これまでのように子供たちだけの公園遊具ではなく、地域のあらゆる世代が利用できる公園としていくためにも、そして健康づくりの一環としても健康遊具の導入は重要ではなかろうかと考えております。特に障害者、高齢者のリハビリの場として活用していけるのではないかとという理解を私自身もしておりますけれども、この健康器具の設置についてどうなっているか、お尋ねをいたします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

高齢者の方々が手軽に健康増進を図ることができる健康器具や健康遊歩道につきましては、別府公園を初めリニューアルしました海門寺公園、それから松原公園など五カ所の公園に現在設置しております。そして、多くの方に利用していただいて大変喜ばれているところでございます。

今後の公園整備に当たっても、高齢者の方々の健康増進に寄与できるような、そういった健康器具等の施設の設置を引き続き考えていきたいと思っております。

○十六番（田中祐二君） それでは、次にまいります。

町内の管理委託ということで、先ほど最初にお聞きをして、愛護会に委託をしているという話がありました。それで、そういう愛護会等について、例えばこの公園はこうだ、この公園はこうだという意見や、いわば情報の交換といいますか、そういう場になっているのかどうか。ただ、私がそれを思うのは、やっぱり公園というのは、ある意味ではそういう使っている、利用している人の意見をできるだけ聞くということが大事だろうと思しますので、それらについて何か法則があってしていることがあれば、お尋ねをしたいと思えます。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

委託をしている愛護会等の情報交換はどうなっているかという御質問でございますが、先ほども申し上げましたが、市内には愛護会が百七カ所ほどありまして、清掃それから除草などをお願いしておりますが、愛護会から月一回報告書というのを出していただいておりますけれども、その中でいろんな御意見等をいただいております。

また、昨年十月にすべての愛護会の方にアンケート調査を行いました。いろんな意見をいただきましたが、愛護会活動につきましては、会員によってかなり温度差があることは事実でございますけれども、こういった方々の意見を十分に参考にさせていただきたいと思っております。

○十六番（田中祐二君） ぜひそういう意見なりを聞いて、運営を図っていただきたいと思います。

それに加えて、私も近所に野口原児童公園と、先ほども申しました石垣公園があるのですけれども、あそここの場所に行ってみますと、結構集団で子供さんが遊んでいるんですね。たぶん小学校の低学年の方や、もしくはあそこに保育所がありますから保育所の児童の方だろうとは思いますが、そういう方の先生がおられるわけですね、その中で、先ほど申しました愛護会の意見も聞くわけですが、そういう利用されている公園について、若干意見も聞いて、そういう子供たちの遊び場として、こういうものが欲しい、こういうことをしてほしいとかいう意見を私は持っているのではないかと思うんですね。例えば野口原児童公園なんというのは、あそこは入り口が本当にわからぬのですよね。それで横から、収入役の横から入れますけれども、あそこに入るときに、あそこも段差がちょっ

とあって、入り口も狭い。パストラルの表というのか、東側から縦に入っていくのかよくわからん、どこから入るのだろうか。横の問題をまた後ほど申しますけれども、そういうふうな形で入りにくいのではないかと、いろいろ意見があると思うのですね。そういう利用されている先生方なり保母さんなりに聞いて、愛護会でも意見交換をするということでもありますから、それもぜひ機会があったらお願いを申し上げて、これはもう要望だけにしておきます。

もう一つだけ。これは先ほども申しましたように、野口原児童公園の入り口なのです。これは縦通りになるのですけれども、パストラルの上に入り口が確かにあります。ありますけれども、ほんの小さな入り口で、車が入れないようにさくをしているのです。さくをしているために入れない。先ほども申しましたように、向こうに行ったら段差があって入れない。その中で問題は、入り口に車が土曜日なり日曜日、とまっているのです。だから、遊びに来た人は、どこから入るのだろうかということになるわけですね。表から来たとき、表というか道路側から来たときに入れない。それもちょうど二台車がとまるようになっているのです、うまいぐあいに。だから、それをもうちょっと出すなりして、とめさせないようにしてきちっとすべきだろうと思っております。それからもう一つは、浜脇公園にも端の方に単車が置かれているのです。だから、そういうことも私が見た中では感じております。ですから、そういうことがないようにしていただきたいと思いますが、その点についてはどうですか。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

議員さんお尋ねの野口原児童公園と浜脇公園の件でございますが、野口原児童公園の入り口付近につきましては、公園利用者でない方が車をとめております。車をとめるというのは、大変マナーの問題でありまして、悪いことなのでございますが、車をとめると、なかなか公園の方に入っていけないという形で大変不便をかけております。この辺、公園課といたしまして、張り紙等で注意を促しておりますが、なかなか車の駐車が廃止できないという状況でございます。我々は今後十分に調査いたしまして、不法駐車している部分がありましたら、警察等と連絡をとり対応していきたいと考えておるところでございます。それから、浜脇公園の単車につきましては、我々も十分調査しておりますが、さらに単車等が乗り入れないような形で調査・研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

○十六番（田中祐二君） 公園は、やっぱりみんなのためでありますし、一部の方のためではありません。まして行政財産であるし、その監視についてはきちっと、いろいろな情報のあると思いますので、それをもってきちっとすべきだろうと思っております。私が感じているぐらいはほんの少しだろうと思いますので、まだまだやっぱり公園をどうすべきかという議論があろうかと思いますが、ぜひこれからもそういうことを聞いていた

だいて、よりよい公園づくりといえますか、既存の公園づくりをしていただくように要望して、この項については終わりたいと思います。

次にまいります。遊休市有地の、管理と活用についてということであります。

管理、活用について先にお願いを申し上げたいと思いますけれども、一般の市有地売却は、一九八〇年以降バブルで地価が高騰し、土地取得が困難な時期もあったため、これまでは当面の用途がない市有地でも保有し続けてきているわけですが、地価高騰の時代が去りまして、厳しさを増す財政を建て直すために売却方針をとるという都市がふえているような気がします。調べた結果、そういうことになっているのですけれども、大分市でも一億六千万ほど収入を得ようということで、遊休地の売却については今作業をしているような状況であります。その他の都市についても一億ないしはそういう収入を得ているところもあるようであります。

そこで、まず市街地における主な遊休地がどのくらいあるのか、お尋ねをいたします。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

市街地内の主な遊休地につきましては、宅地七カ所で約一千二百六十平米、原野二カ所で約一千三百平米、雑種地二カ所で約六百二十平米、山林二カ所で八百平米と、今把握しております。

○十六番（田中祐二君） その遊休地につきましては、普通財産であると思います。普通財産であるとするれば、売却及び貸し付けが可能になると思いますが、その点はどうですか。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

地方自治法第二百三十八条の五の第一項の規定により、そのとおりでございます。

○十六番（田中祐二君） そこで、活用方式ということで上げておりますけれども、例えば現在の市有地でもいろいろ貸し付けをしたり売却をして収入を得ているわけでありまして、その遊休地につきましても、課長が言われましたように売却、貸し付けができるということでもありますから、その今示していただきました宅地が主になるかと思っておりますけれども、その宅地について活用方針としてどうお考えになっているか、お尋ねをいたします。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

去る五月十八日に別府市における未利用の市有地、利用頻度の低い施設等を有効活用するための基準となる市有財産活用推進計画の策定に取り組むため、市有財産活用推進スタッフ会議を設置したところでございます。スタッフメンバーといたしましては、総務課長、企画調整課長、その他公共用財産を所管する課長等で二十名体制でございます。この市有財産活用推進スタッフ会議で各課所管の市有地の現地実態調査を実施し、今後の利用計画及び売却や貸し付け等の検討を行い、報告書を作成し、その中で最も効率的な運用が図れるよう、市有財産活用推進計画を策定したいと考えております。

したがいまして、現時点で処分予定の土地等については具体的には決定しておらず、先

ほど説明しました市有財産活用推進計画の中で方針が決定されるものと考えております。

○十六番（田中祐二君） 活用方針については、今後の会議の中――スタッフ会議ですが――やるということで理解をしたいと思います。

そこで、その活用をする前に実際にその土地、私が見たのは宅地が七カ所ぐらいなのですけれども、活用するために現地を見させていただきました。その中でいろんな問題点が浮き彫りにされているのですね。例えばフェンスをしているところもあります。フェンスのないところもあります。

まず、汐見町にある遊休地、これは草刈りをしていません。草刈りも何もしてなくて、これ管理をしてないので、どうやって売り出すのだろうか。売り出すときは、それは草刈りをするのでしょけれども、そういう草刈りをされてないところ。

それから境界がわからない。実際職員と一緒に行ったのですけれども、「ここはちょっと境界はどうなっているのかな」ということにもなる。それは石垣の土地であります。石垣神社の前の土地なのですけれども、わからない。

それから不法に使用している土地。結局、扇山に土地があるのですけれども、四台車が入っているのですよ、その市有地、遊休地にとめている、それも。だから夜帰ったらそこにとめるのでしょね。そして、ただでとめているのだからと思います。市がそれは貸し付けをしておるのかしてないのか、それは後で答えていただきたいと思いますけれども。さらに、霊泉寺の上には、大分県の土地と別府市の土地が半分ずつあります。奥の方は、車がそのまま放置されています。それから、そういう土地についてフェンスなりしているところもある。天満のところはフェンスをしているし、先ほどの十号線のところはしている。そういうフェンスなりができないものか。そういういわば活用しようかというところの土地を、何かわけがわからんようなことにして、現実その管理をまさにやってないということに尽きるわけなのです。その問題についてどう今後解決をしていくのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○財政課長（徳部正憲君） ただいま、議員さんからいろいろ御指摘がありました。草刈りにつきましては、六月と十一月の年二回の草刈りを実施しているところでございます。石垣西の境界の一部が明らかでないものにつきましては、関係者と協議、立ち会い等により境界標の埋設を今後していきたいと考えております。

不法使用についてでございますが、使用状況の確認等を行い、適正な管理ができるよう努力をしていきたいと考えておるところでございます。

南立石の放置車両の問題につきましては、放置されているからといって勝手に処分等ができないため、対応に大変苦慮しているところでございますが、現在、関係行政機関に所有者の調査依頼等を行っているところでございます。

御指摘のあったことにつきましては、今後、適正な維持管理ができるように、フェンス

等の設置や定期的な現地実態調査ができるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○十六番（田中祐二君） 今の答弁で少し不満もあるのですけれども、やっぱり不法使用しているところね、車四台置いているのですよ、ここ。周りの人は、それは住民の人は知っておっても、いろいろ問題を起こすから言わないということにも、そういうことが世間にようけあるわけなのですからね、やっぱりよく思っていないと思いますよ、知っている人は。やっぱりそこに住む人はいろんな情報を知っていますからね。私も見たとき、何でこんな四台も勝手に置かせておるのかな、何か方策が今までなかったのかどうかと言いたくなるのですね。黙って人の土地に置いているということになるわけです。ですから、その活用をしたいのであれば、きちとした形で、いつでもやっぱり買う人に対して見せる、そして買ってもらうという意気込みがなければ、管理もしようがないと思うのですよ。そういうことをぜひ扇山の土地については、早速やっていただきたい。すべてこれは早急にやっていただきたいと思います。それはもう本当に現実にある問題ですからね、それを解決せんことには、あなたたちは本当に仕事怠慢になりますから、よろしく願いをしておきたいと思います。

次にまいります。次に、犯罪被害者対策ということで上げております。

六十年代から七十年代にかけて、世界では犯罪被害者の経済的救済制度が整備をされまして、一九七四年、昭和四十九年八月三十日に、東京三菱重工ビル爆発事件をきっかけに犯罪被害者給付制度の必要性が論議をされまして、一九八〇年、昭和五十五年五月一日、第九十一回通常国会第二次大平内閣にて犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が成立をし、翌年一月一日より施行されております。この法律の第一条は、目的に、殺人や障害などの人の命、または体を害する行為の犯罪により不慮の死を遂げた者の遺族や身体に重い障害が残った者に対する支援措置を講ずることになり、犯罪被害者等の早期の軽減に資することを目的としてなっております。また、地下鉄サリン事件等の無差別殺傷事件の発生等を契機に、この犯罪被害者給付制度の拡充も、初めて被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速に高まり、こうした状況の中で支給対象の拡大を中心とした法改正がなされております。欧米に比べまして、この問題については二十年ほどおこなわれていると日本は言われておりますけれども、平成に入りまして、警察を中心に犯罪被害者への支援等の活動が次々に展開をされてきているようであります。

大分県でも、大分被害者支援センターが、平成十二年の野津事件での弁護士、ほか専門職の取り組みを契機に成立が目指されまして、平成十五年七月三十日に設立をいたしました。全国で三十一番目で、九州では五番目のセンターであります。犯罪被害者は、生命、健康、経済の被害、経済的、社会的、心理的損失を受けるのに、ほとんど支援がありませんでした。このセンターは、被害者からの相談を受け、犯罪被害者とともに歩いていく機

関でございます。日本は、世界でも最も治安の安定した国と言われておりますけれども、治安のバロメーターと言われます重要犯罪は、年々増加傾向にあります。

私も、先般別府署にお伺いをしまして状況を聞いてみますと、刑法犯はふえている、国や県、大分、別府でもふえているということで、別府市民の安全と安心して生活ができるまちづくりを維持すべきであるというふうに考えております。不幸にして命または体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族や、障害を受けた市民の心身の早期回復を願う市として、この法律とは別に支援をする条例を制定してはいかがかというふうに考えているところであります。

趣旨については、以上申しましたように、国または県なり、それなりの犯罪被害者に対する支援対策を行っております。このことについて初めてこの場で提起をするわけですが、お答えをお願い申し上げたいと思います。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

議員の申されるとおり、日本国内におきます重要犯罪は、年々増加をしております。まさに日本の安全神話はもう過去のものになってしまったのではないかなというふうな状況になっております。そういう中で御指摘の、全国の自治体の中で犯罪被害者の救済を目的とする制度が出てきております。その状況を見ますと、滋賀県や千葉県等を中心に現在二十数カ所の自治体がそういう制度を設けております。この制度は、万が一市民が不幸にしてそういう凶悪な犯罪事件に巻き込まれ死亡したり負傷したり、そういう被害に遭った場合を想定して、遺族の方々や障害を受けた市民を支援し、その精神的被害の軽減を図る目的から条例を制定しておるわけでございます。

支援の内容を見ますと、大体一時金として障害見舞い金の場合は十万円、遺族見舞い金の場合は三十万円の支給というふうになっております。いずれも申請をしていただき、一部自治体では市役所、そういう役場の中に審査会を設けて支給するような仕組みになっております。

また、支援の対象でございますが、原則的には住民基本台帳に記載され、または外国人の登録を受けている者というふうになっているようでございます。

また、対象となる犯罪につきましては、日本の司法権が及ぶ場所、つまり国内ということになります。そういう犯罪被害。それから加害者の責任能力、これは心身が喪失したり、責任年齢に達していないというふうなことの有無にかかわらず対象となっております。それから、被害者に責任の一端があると認められる場合は、対象となっております。これは例えば正当防衛等でございます。それから、過失による行為は対象となっております。

それから、遺族の範囲等でございますが、被害者の配偶者、子供、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹というふうになっております。

それから、見舞い金の支給制限もございます。これは被害者と加害者との間に一定の親

族関係がある場合、また被害者が犯罪行為を誘発した場合、被害者にもその責任の一端がある場合等につきましては、制限を設けております。

それから、この予算の措置でございますが、制定をしている自治体を調べてみますと、大体が予備費もしくは首長の交際費の中で対応をしております。

別府市での導入の御意見が出ましたけれども、別府市の導入につきましては、他の自治体の動向を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、九州の中の自治体を調査してみますと、福岡県の宗像市のみが現在この制度を設けております。

○十六番（田中祐二君） 今申されたように、九州では宗像を初めとして、若干まだ少ないのですけれども、そういう条例が制定を、宗像はつい最近なのですね。私も宗像の方で調べさせていただいて、最近そういう条例をつくったということでありました。これはやっぱり市民に対してどう敬意を表するかという問題にもなるわけですね。一生懸命別府市のために働きながらそれぞれ貢献してきた人が、そういう犯罪に遭ったときに、別府としてどう敬意をあらわすか、一つの心のあらわれだろう。それが表現的には見舞い金というお金にかかわるかどうかはあるのですけれども、これから先どんどん自治体がふえてくればいいとは思っておりますけれども、これから先検討するということでもありますので、また次回にでもそれぞれ検討した結果を質問してまいりたいと思いますので、今回はこの程度にしておきたいと思います。

次にまいります。

次に、七十五歳以上の高齢者が病院の外来にかかった場合は、窓口で支払うお金が、二〇〇二年十月から、かかった医療費の一割、高所得者は二割なのでありますけれども、高齢者にとって一割といっても何万円にもなることがあり、負担が大きいわけでございます。そこで自己負担の最高限度額を一カ月につき一万二千元として、一たん全額を窓口で払った後、一万二千元を超えた分は後から本人に戻すという仕組みができております。だが、待っていてもお金は戻ってこないのですね。市町村から払い戻しの該当者であるとの通知があったら、所定の申請書を市町村の窓口へ提出をして初めて払い戻しが受けられる。このように高齢者が支払った高額医療費のうち、申請すれば一定額を超えた分が払い戻される償還払い制度の未支給分が導入された二〇〇二年十月から翌年三月までにそれぞれ件数があるのですけれども、六十八億円ぐらい残っている。いわば申請をしなくてそのままになっているということなのですね。

申請の手続きについては、各自治体がまちまちであると聞いております。親切な自治体は、通知をしても申請がなかった場合は、再度通知をすとか担当者が自宅を訪問すとか、一回通知をすれば二回目以降は自動的に払い戻しを、振り込んでいただくというふうなことで、自治体はまちまちなようであります。そういう結果からこういう六十八億円の

いわばお金がたまって、それで申請の期間は二年なのですけれども、二年までが有効なのであります。

そこで、別府市の場合は、この制度について後ほど質問しますけれども、平成十年十月に高齢者の医療制度が改正され、高齢者の高額医療払い戻し制度ができたわけですけれども、以前の制度がどのように変わったか、教えていただきたいと思えます。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

高齢者の医療費につきましては、平成十四年十月に老人保健法が改正されまして、以前からの定額制が廃止をされ、一般の高齢者は治療費の一分を負担するようになりました。そのため患者負担の軽減を図るため、申請手続きによりまして、治療費の一定額を超える部分は市から償還、払い戻しする制度に変わりました。

○十六番（田中祐二君） 前は制度そのものが、こういう制度をつくらんでそのまま返しておったというのかな、してなかったのだけれども、何かの都合でこうなったのでしょうか、ややこしいその仕組みになっております。それで、高齢者が高額医療費の償還手続きをする、申請をするのは大変なのでありますけれども、別府市としてはどのような対応をしておりますか。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

償還の手続きの方法であります。高額療養費の払い戻しを受けるためには、本人の申請が必要であります。別府市では、高齢者の便宜を図るため、初回のみ一回申請していただきましたら、以後すべての基準額を超えた高額医療費につきましては、自動的に本人の口座に返還するような方法をとっております。

○十六番（田中祐二君） それでは、先ほど申しました申請者が多い中で六十八億円という話もしましたけれども、そういう申請率を上げるための方法として、別府市としてはどのような形になっているのでしょうか。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

別府市におきましては、高齢医療受給者すべての方一万九千八百九十人、初回は一万九千八百九十人の方に高齢医療費申請書の用紙と返信用の封筒を郵送いたしました。高齢者が自宅で記入をしていただき、市役所まで足を運ばなくてもよい、郵送による申請ができるようにいたしました。それでも申請書を提出されない方につきましては、その後二回申請書と返信用の封筒をお送りし、また市報でも五回ほど掲載をし、申請をお願いいたしております。現在も、電話等で申請を呼びかけております。

○十六番（田中祐二君） 申請率はどのくらいになりますか。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

平成十六年五月末現在の申請率は、九八・二六％となっております。

○十六番（田中祐二君） だから別府は、ほかのところに比べて本当に親切にやっている

ということですね。申請をしてくださいよと通知をして、その申請があれば、払い戻しについてはそれをもとにしてずっとやっていく、それも郵便局で口座振り込みでやっている。

そこで、ただ郵便振り込みですね、郵便局での振り込みができないと聞いているのですが、けれども、これはどういうことなのでしょうかね。ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

郵便局についての振り込みですが、郵便局につきましては、振り込みの手数料がかかってまいります。そこで郵便局しか通帳をお持ちでない方につきましては、直接窓口でお金を支払うようにいたしております。

○十六番（田中祐二君） 本当、大変高齢者にとっては便利なことでありますし、これから先もぜひよろしいお願いをしておきたいと思います。

ちょっと一問残して、ちょっと四分ではできませんので、次回に回させていただきますので、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○二十三番（佐藤岩男君） 執行部の皆さん、おはようございます。連日お疲れでございます。同じような質問ばかりがあって困る。くたびれた。市長はにこにこ笑わんで、いつも苦虫をかみつぶしたような顔である。大変嘆かわしいことでございます。私もその一人でございます。と申しますのは、それだけ別府市の商業者の疲弊度が甚だしい。みんなもうからんで困るのだ、どうしたら観光再生ができるのか。そんな気持ちで日夜過ごしてあるものですから、我々に対しても厳しい注文がきます。「先生、今度は一般質問でやってくださいよ」。いつまでも覆いをするからわからないのだ、中身がわからない。その不安に対して反対なのです、その不安に対して反対。ですから、私は、全部物販店だと思わない。占めている要素の中の半分以上は文化ゾーンとかいろんなものだと思う。物販店は一部分。ここだけは企業との盟約によって守秘義務を守ったらいいではないですか。しかし、発表できる部分、これが大きいと思うのですよ。それを皆さんに言ってあげれば、こういうものを附帯設備としてつくるのですよ、こういうふうに市は要望しているのだというものがはっきりすれば、商業者の受ける気持ち、中心商店街、そして私たちは、港が北に移る、その犠牲を払ったではないか、そのためにあそこができた空き地なのだ。我々のために、反映のために使ってくれ、こういう願いが反対に私は大きく移っていると思うのですね。ですから、市の方がもうちょっと親切心を出して、全部物販店と違いますよ、誤解しないでくださいというものを出してあげればいい。

私どもが聞く話では、流川の大きなマルショクがつぶれる、あるいはトキ八がつぶれる。しかし、生き残る商店はあそこにはできるものだということになるかもしれない。しかし、こまが変わっただけで全然そこには別府に対するお客さんが外から流入してくる。流出の方が多くても入ってくるのは少ないのだというふうに皆さんは受け取っているわけですね。

だから、そこに多少の不安があるものだから、それが反対の大きな理由だ、私はこのように思うのです。

昨日も聞いてみますと、私はトキ八に行きます、孫にせがまれて十回行きます。十回行っても周辺の商店街に私は足を向けない。そこから真っすぐ家に帰ります。今度、楠港にできたら、そこにも行くでしょう。ですけれども、そこから自宅に真っすぐ帰る。だから、お客さんは周遊しない、あの付近のところは全然潤わないのだというふうに私は思っているのだという議員さんがおられましたですね。私はそれ、一部分真実で、一部分はちょっと誇張ではないかと思うのです。だから、そういう不安の部分を、要素を、市の方がほどこいてぼっと見せればいいのです。こういうものをつくらうとしているのですよ、こういうものができるのですよ。ただそこに言葉を飾って公民館とか、あるいは集会所みたいな、人様が寄れるようなものをつくるのだ、そのように理解してください。幾らそのように言っても、具体的なものが何か出なければ、やはりみんな不安なのです。ああ言っておるけれども、そんなに業者というのは甘くないぞ。もう一遍取り交わした約束事で、その上におんぶにだっこしよう、これもだと言ったからって、あの人たちはそろばんでもって言っているのではないか。そんな人が、市の要望だからといって、一遍契約を取り交わしたら、それから先に、はい、どうぞ来てください。おんぶしましょう、だっこしましょう、びびんこまでしますよ、そんなおめでたい業者はいないよと思うのが、みんなだ思うのですね。その不安を取り除いて少しやったらどうだろうか、私はこのように思うのですけれどもね。

そして、今あそこに必要なものは何かといったら、いわゆる付加価値なのです。付加価値をどのようにつけるか。物販店ではいけないのだ、だけではいけない。これはもう九州で一軒しかないのだ。これはもうものすごい安売りの店ですよ、ものすごくいい物を安く売ります。そんなふうに行ったら泥棒市か何かしかないのですね、余り資本がかからん。よそで盗んできたものをぼっと並べて売る、それならそうかもしれないけれども、そういう夢のような話は余りないのです。であるならば、何かそこに付加価値をつけてあげる。これならお客さんが来るでしょう、絶対来ると思いますよというようなものをどうしてつけないのですかと言いたい。

それから、交通のアクセス。この前のゴールデンウィークの二日目ですかね、私は北九州から帰ったのですが、インターチェンジをおりたら、堀田からずっと流川の方に弁当を買おうといって行ってみた。どんどん上がってくるのがずうっと続いている、下まで。タクシーの運転手さんに、「何事か、流川は多いな」、「それは先生、『うみたまご』へ行った人たちだ。今度はあなた、あれを見られんといって帰る人もおるくらいだ」ということなのですね。たとえそれが一過性のものであっても、業者とは違うのです、別府市や大分市は。やはり来てくださる観光客、その人たちの足を確保してあげる、アクセス道路を

つくっておいてあげる。それが私は、行政のする仕事ではなからうかと思うのです。あれはもう今晚中に帰れるかな、北九の人でもそんなに思ったぐらいですからね。それはもう大変な数珠つなぎの状態を見たわけです。

別府市に、今度は楠港にたくさんお客さんを呼ぶ施設をつくるのだと。そこまではいいのです。つくってくれることはいいのです。だれもが賛成なのです。だけれども、今度はその抜け道。「うみたまご」に重なってそれもできた。交通パニックになって、それをどう解決するのですかという心配がある、口に出すか出さないかで。だから、選定委員の中に例えば別府の隅々の地図がインプットされた交通専門の巡査、警察官ですね、そういうような人が入っているのかどうか。そうしたら、いや、あそこからこっちに逃げればいいのです。こう通れば、どこまでは早く行けるのです。亀川の国立病院から扇山まで行くのに、ちょうど五月二日ですね、そのときに一時間四十分かかったというのですね。それはやまなみを通ったのでしょうか。知っている人だったら、あれを突っ切ってこっちに来て、こっちの方から、火売神社の方から行けば、それだったら近いではないか。あるいは竹の内に出ていけばいいではないか。別府の地図が頭に入っている人はそれでいいのです。しかし入っていない人はわからない。流川通り、それから新川から扇山に抜けるこの県道、これだけしか頭にない。その人たちにわかりやすいようにやはり教えてあげるべきだ。それは交通の専門家、その人たちがこの選定委員の中に入っているかどうかということに私は尽きるのではないかと思うのですね。そればかりをせんでもいいけれども、聞かれたときには、それはこういうふうに抜け道がありますよというふうに教えて上げる人がおれば、大分その交通問題は解決できると。

それから、その目玉でございますけれども、私どもは、このうちそれが頭に引っかかっているものですから、家内と二人で野津町の「香りの森」というところに行ったのですね。それはなぜかといったら、県が九月三十日でクローズするということを新聞で見たものですから、その前に……何か……。

○議長（清成宣明君） 「野津原町」ではないかなと……。

○二十三番（佐藤岩男君） 「野津原町」かな、「野津原町」か、かもしれんな。（笑声）あそこに行ってみて、こんな広いものを別府市が仮に手を上げて立候補して、これをもraitたい、こう言っても、土地を持って帰るわけにいかん。中にある何かを、別府市にノウハウを持って帰るといふのなら、これは話はできるかもしれんな。行ってみたら、受付の女の人に、「どうですか、お客さんは多いですか」、「年間七万人は来ます」と、こういうわけですね。あの遠隔地、交通のものすごく不便なところで七万人やはり来ている。七万人というのは、私は観光スポットとしての価値があると思う。あそこにあって七万人。あれが別府にもしあったら、どうなるか。

今度、物販店をつくる。市長は、二万平米ぐらいだったらディズニーは来んではないか

と。ディズニーなんか呼ばなくたっていいのですよ。幾つか寄せるのです。「香りの森」が何ほかかりますか。あそこで香水をつくるというのです。自分の専用の香水。シャンプーも石けんも、あなたの石けんを、あなたのシャンプーをつくりませんか、こう言っているのですね。それで七万人来るというのです。別府にそれがあれば、私は十万人あるいは二十万人に化けるかもしれないと思うのです。なぜそれを私が言うかといったら、ピーコンプラザ、このピーコンプラザを県から十六年度で六千万、それから十七年度で五千万円減額される、十八年度でゼロになる、県の補助金ですね。そのことを別府市が申し出て清算してそういうふうにしたのか、県の方から一方的に押しつけられたのですかということも聞きたい。そしてニューライフプラザ、あそこは二百万か三百万ぐらいで買ったのでしょう。安い高いの問題ではない、あんなものを買わなければならないのかどうなのかということ。これらを別府市が請願してもらおうような性質のものではない。あれ、ピーコンプラザでもそうでしょう。さきの知事さんが一声でどこの設計屋、どこの建築屋とお決めになったというではないですか。つくった人だけがそういう――表現はよくないけれども――ええこととして、あとの人は別府に皆ごみだけ捨てられた、そんなふうを考えている人もおるのです。県がましてや一方的にこれを、別府市の土地の中にあるのだから別府市が管理しなさい。押しつけられたとするならば、その野津原町の「香りの森」、あれぐらいはくださいよ、無償でくださいよと、そのくらいの腰の強い交渉はできないのですかということをお聞きしたい。一方的に県から何もかも押しつけられて、はい、どうぞこれももらっておくれ。ありがたがってもらうことはないで。助役、どうですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

いろいろな御指摘を受けております。特に初めは、地元企業との、市内事業者との共存共栄という点でお話が、御指摘があったものと思っております。この点につきましても、私ども、特に地元市内業者との共存共栄というのを、商業施設の場合は必要であろうかということ、私、この募集の説明会の際に十八社集まったときに、これは口頭でも特にお願いをいたしました。また、この募集要項の中にも特に「周辺地域への配慮」という中で、「商業施設の場合は、近隣商店街との共存共栄に配慮してください」ということを条件として入れております。そういった中でプレゼンテーションの際にも、この各企業から今回の場合、複合商業施設でございますので、特に質問事項として出して、この周辺近隣商店街との共存共栄についてそれぞれの案を提案をいただいております。これらにつきましても、選定企業が決定いたしまして、詰めた協議をいたしまして、商店街の皆様ともまた協議をしていきたい、そのように考えております。

また、「香りの森」の件についての御質問でございますが、現在、この「香りの森」については、県の方にも問い合わせしておりますが、現在公募をしているという状況でございます。公募中ということでございますので、私どもも「香りの森」についての検討を今い

たしているところでございます。この楠港につきましては、私ども、現在民間施設を誘致して、拠点となる施設をつくるということで公募いたしておりますので、「香りの森」をこの中に誘致するということはできないのではないかと、そのように考えております。

またニューライフプラザ、この件につきましては、私ども、たしか金額は二百万か三百万円でございます。しかし、これを別府市が受け取らなかった場合、私ども、これは手を挙げたわけでございます。雇用促進事業団が、取り手がない場合は解体するというお話を聞いておりましたので、別府市みずから手を挙げたわけでございます。すでに今まで毎年別府市で十万人近くの方が御利用しております。これをみすみす解体ということをおもは承知するわけにはいきませんので、私どもは手を挙げて、むしろ積極的に別府市の方にお譲りをいただくよう働きかけた経緯がございます。その金額につきましても、県のニューライフプラザの、ちょっと名称を定かに覚えておりませんが、これの解散という時期から、清算金の中から別府市に寄附をいただく、全額別府市が買い取った金額について御寄附をいただく、そういった配慮もいただいております。

また、ビーコンにおきましては、これは別府市が当時、ぜひ別府市にこれを建設していただきたい、土地は別府市が提供する、建設を県の方でお願いする、そういった経緯がございます。そういった中で、別府市も当時、市民ホールの建設を計画いたしておりましたので、あの地に市民ホールと県の施設でございますビーコンプラザ・コンベンションホール、そっちの方の建設をお願いした経緯がございます。そういったことで県とも十分連携をとりながら私どもは、別府市の活性化について十分今後も配慮して取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○二十三番（佐藤岩男君） 私が、「香りの森」をここに持ってこいというのは、エキスのところだけ持ってきたらどうですかとっておる。あの広い土地を別府に持ってきてどうするか。（笑声）あんなあなた、ベルサイユ宮殿みたいなものを別府に持ってきてどうするの。そんなことだれも言っておりはせん。香水をつくる、シャンプーをつくる、石けんをつくる、そういうノウハウだけを併設したらどうですかとっておる。あの田舎だから七万人しかいないけれども、自分の香水ができますよ、別府の楠港に今度できたところでそれがあのですと。そういうものならば交渉の余地があるかどうか。できんでもいいですよ。だから、それだったら有償でもらってもいいではないですか。それだけの価値がある。だから、あれはだめ、これはだめ、あなたのお考えだけでそんなふうにはばっと切らないでいただきたい。そうでなかったら、五人目の発言者としてこの問題に私はみずから手を挙げないのです。私は私のスタンスで、こういうものを持ってこなければだめなのだよと、あなたたちに注意を喚起するために、私は大声を上げておるのです。わかりましたか。冗談ではないですよ。

○市長（浜田 博君） 御指摘の点、大変温かく私は受け取ります。実は反対の中には、

不安があるから反対するのだよというお言葉で、少しオープンにしてくださいということでございますが、私はオープンにしているのですが、ただ、今、選定委員会で選定をしている段階で私がこれだけは絶対入れなくてはなりませんよという条件を、なかなか個人としてはつけにくい。だから、私自身もまだどこが決まるかわかりません。そして、どういう形ができるかもわかりません。そういう中で、今もうすべて八割、九割が物販ですよという形に先行されてしまって、私自身も物販で八割、九割占められると困るのですよ。本当、私のこれは思いですから、思いとして聞いてください。また、選定委員会に私も参加していませんから、具体的にはどういう形で選定されていくのか、これはわかりませんが、物販を最初から募集したわけではないというのは、御案内のとおりです。そして、八割、九割物販であるということも、私は想像といえますか、それでは困るのだという部分を持っています。

私は、遊びの空間が欲しいのです、そこに。これはもう思いですから、これが強制になると困るのですけれども、もうあえて。今、「香りの森」の問題が出ました。私も一番に頭に来たのが、「香りの森」の部分で少しそこに利用できないかなという思いは持っています。今、県が公募したようでございますので、これからこちらもしっかり検討しなくてはならないと思います。私は、遊びのエリアとして人々が買い物にだけ来る場所にしたくない。買い物に来て買い物をして帰るだけではなくて、（「いろいろ言わん方がいいよ」と呼ぶ者あり）言わん方がいいですか。（笑声）まあ、しかし、思いだけ言わせてください。これは、私は強制するものではありません。遊びのエリア、例えば海辺のレストランがあったらいいかな。これは夢ですから、勝手に夢を言わせてください。いわゆるヨットハーバーが整備されます、二十年国体まで。帰ってくるヨットを見ながらアウトレストラン、アウトカフェで、そこで食事をしながらそういう海を楽しめる、そういう部分が少し欲しいなというのもあります。それから、フィッシングができないのかな。釣りをしながら、そしてその場所で朝市なんかができる、市民とともに観光客も来て、釣った魚をそのままそこで焼いて食べられるという、これはもう本当夢で、実現するかどうかわかりませんが、そういう部分、海の部分もしっかりと生かしてもらう部分が少し入っていたきたいなとか、足湯の問題とかそういった問題、「香りの森」の問題、そういう問題もいろいろと私には夢がありますが、どこまで決定いただいた業者と私たちの思いが通じて、どこまで譲っていただけるか。九割になる物販が八割か七割か六割と、少し物販部分を減らしていただいて、そういう部分が市民ギャラリー、美術館のギャラリーが今ありません、そういう市民ギャラリーも欲しいな、こういう夢もありますから、余り具体的に言いますと、市長が強制していることになりますから、これは個人の夢でございまして、ただこれを夢として受け取っていただいて、このことを余り問題視されますと困るわけですが、そういう部分で遊びの部分がぜひ欲しいなという思いがあるということだけ御理解いただい

て、具体的に何ということ、私は強制もいたしませんし、そういう部分が何割かいただけたらなという思いがあるということだけ御理解をいただけたらと思います。

○二十三番（佐藤岩男君） いろいろ御意見もあると思う。一つのことを発表すれば、賛成する人もおれば反対する人もおるのです。これはもう世界どこでもそうです。「鉄のカーテン」と言われておった中国でも、ソビエトだって何でも言える、マフィアもあるのだから。だから、日本で何を言ったって構わんのです。だけれども守らねばできないのは、紳士協約だけよ。だから、商業者との話は、これから先は言わないでよ、これは押しつけないでくださいといったら、それだけ守ったらいいのです。私はそう思う。あとは勇気、そして決断。それをもってあなたは進めばいい。賛成者もおれば反対者もおる、これは当然のことなのです。みんなの顔が笑顔に見えますか。見えるわけではない。そこのところを余り恐れない方がいいと思います。

というのは、私どもね、これは名前を出してあれなのですけれども、田中祐ちゃんから言われまして、暮れになると市内の商業者のチケットを、一万円のチケットを買ってくれんかと。毎年買わされてきたのです、ずっと。「買わされた」って悪いけれども、声がかかれば買います。ずっとやってきました。それがやはり、その人たちが、今度、あんなにおれたちに温かくしてくれた人が、どうしてこう何もかも口にチャックして言ってくれんのかな、こういう気持ちになるから疑心暗鬼になるわけです。だから、田中祐ちゃんのグラウンドとあなたのグラウンドは同じなのよ。田中祐ちゃんだったら心を許して、内田さんなら、高橋さんなら心を許しておった。（笑声）それはちょっと市長が違うところかなというふうにこう思うわけなのです。（発言する者あり）だから、グラウンドは一緒なのですよ。だから、余り恐れることはありません。

それで「香りの森」、そのエキスのところだけ何か別府に引っ張ってこれればいいのか、そんな私の希望でございます。

そして、つい先日、家内と、「お父さん、行ってみなくていいのかい」、「何が」、「ピカソとセザンヌそれであなた、ウォーホルまで来ておる」、「どこでだ」、「大分美術館」。「それなら行ってみようや」と二人で出かけました。これは大阪の国立国際美術館、大阪の。ここが収集しているものを、大分の美術館に貸し出している。私は、初めてこんなのを発見したわけですね。そうしたら、今度八月からは日本美術、その京都の国立博物館、ここがやはり大分美術館に貸し出すのです、美術館。これは、国立のそれが、大分市に貸し出してくれる。今の別府市の美術館には貸し出してはくれません。だから、私がいつも言い続けております、美術館に新しい入れ物ができるならば、こういうところに手が届くのです。そして来てくれと。そうしたら来てくれるのですよ。それを私は、ああいうところに、物販店を何階にするのか知らない。一階なら一階でいいではないですか。二階はそれなら美術館を持っていけばいいではないですか。集会所を持っていけばいいで

はないですか。そういうことはできないのか。それが付加価値として、私は皆さん方にお願いをしたいわけなのです。助役さん、どうですか。

○助役（大塚利男君） 貴重な御提言をいただきました。選定委員会で企業選定が決まった後、別府市としてもそういったカルチャー施設の配置、そういった面について企業とも話し合いをさせていただきたい、そのように思っております。

○二十三番（佐藤岩男君） それでは、余り強要しますと変になりますので……。

足の問題です。「うみたまご」でああいうお客さんを集めた。仮にそれが一過性のものであっても、楠港も今度一過性のものでも人を集める。そうしますと、そのお客さん方はどこを通過してどういうふうに行くのか。もう大分だけに、高速でもって大分をおりて、「うみたまご」のそこを見て、それで高速で帰ってくださいというのか、別府にお泊まりになって行ってくださいというふうにするのか。今度、楠港にできた。それはこういうふう順路をとればいいのですよ、お帰りのときはこういうふうになれば渋滞に巻き込まれんで済みますよというようなものを、今の選定委員会の中でやはり協議をしていく必要があるのではないかと。だから、そういう意味合いにおいて、私は、うちの会派でこのうちちょっと言いましたら、それはもう東別府のところからずっと道路が抜けるようになっておるがなど、こう言うものですから、そういうふうにも実際選定委員会でその運びになっているかどうか、お尋ねしたいと思えます。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

各企業によって駐車場の配置計画また駐車台数、それぞれ皆異なっております。私どもも交通対策については提案いたしておりますが、最終的には選定企業が決定して、そこと詰めた話を、交通関係者並びにそういった方も入っていただき詰めて対策を講じてまいりたいと思っております。そういった中で国道十号線の横断についても、企業の方から御提案をいただいた企業もございます。それぞれの企業でいろいろな対策を考えております。これらにつきましては、各企業によって、先ほど申しましたように駐車台数また駐車場の配置スペース、そういった関係が、また進入路、出ていく場所もそれぞれ計画の中で異なっております。そういったことから、選定企業を決定して対策を協議してまいりたい、そのように考えております。

○二十三番（佐藤岩男君） これだけ大がかりのものをやろうと思えば、やはりそれなりにお知恵を絞っておられるのだと、それは当然のことだと思えます。ですが、今の交通体系を見ますと、陸上輸送これがほとんどですね。だが、これからはやはり物がどんどんできていく。団地ができる、あるいはすばらしい施設がいろいろなところにある。そうしますと、交通渋滞はこれから減ることはない、ふえる一方なのです。そのたびに用地買収して新しい道路をつけるか、そんなことはなかなか追いつかない。これはどうしたらいいか。

私は、この前ちょっと、暇があり過ぎるものですから、ちょっと勉強してみたのですが、沖縄にモノレールがございませぬ。これは空港から終点まで十三・一キロメートルございませぬ。これが千百二十八億円かかったのです。そして、これが百五十二日で五百万人を突破した、こういうわけですね。ですから、百五十二日といいますと約五カ月ですね。五カ月で五百万人を突破しておる。その式典があったわけですね。いかにも構想、ちょっと大き過ぎる話ではございませぬけれども、このモノレールを視野に入れたそういう観光都市づくり、そこまで考えておかないと、もう新しい別府の観光というものは再生できない、私はそのような心配があるわけですね。それをすればもう一度別府は生き返ってくる。そうしたら、早い話が「うみたまご」も「うみたまご駅」、「楠港駅」、こういうものでモノレールでつながれるわけですね。雄大な構想をなお持つならば、湯布院までぐるっと回って、そして空港からやればいいではないですか。何市何町にわたるかわかりませぬ。ですけれども、皆さんがその気になればできない話ではないと思う。「それはちょっと無理だよ、別府市さん。それは無理だよ」と言われても、観光都市を標榜する我が市としては、市長はみずから手を上げて、「大分県でひとつやろうではないか、どうかい」。私はその勇気を後押ししたいですね。これは一概に「あなたの夢はちょっとおかしい」、そんな一概に言う人はいないと思う。どこでもモノレールは失敗したところがないのです。いわゆるその資金のつくり方、これはなぜかといったら、三十年になるのです、モノレールができて。ですが、モノレール法というものがあるのです。これは法の整備までできている。そして、建つ電柱、そういうようなもの、すべての駅に必要なもの、それは道路と同じなのです。国からの補助金の対象なのです。ですから、別府市が全部持ち出して、あるいは大分市が持ち寄ってつくる必要はないのです。そういうものを、ぼつぼつ研究課題に別府市も取り組んでいい時期が来ているのではないかと。そうでないと企画調整課なんというのは、ちょっと必要ではなくなるわね。こういうものを企画調整してみたら、新しい別府の夜明けが近いのではなからうか、このように思うわけですね、いかがでございませぬか。

○助役（大塚利男君） 交通体系についての御提言をいただきました。今後、別府市でもどういった交通体系を組めばいいのかということをお研究させていただきたいと存じます。

○二十三番（佐藤岩男君） 私を入れまして六人が、この楠港の問題で市長さんを初め執行部に質問しているわけですね。それだけやはり別府は楠港にかけるみんなの願いが一つなのだ、それだけ熱心なのだ。普通ならば重複を避けて、「私はおります」という人が出るのですよ、一般質問で。五人も六人もということは、私は初めてです。おりる人はだれもいない。それだけ自分の支持者の中に、背後に熱いまなざしの人たちが存在していると、議員さんはそう思っている。だから一人もおりることはできない。また受ける側の執行部の方々も、その議員の熱意と、そして期待をかけている市民のそのまなざしをきちっと自分の肌で感じていただきたい。そして、ただ単に選定委員会がどうだ、何がどうだ。

違うのです。採決するのはあなたです。市長、あなたですよ。あなたが「イエス」、「ノー」です。そのキーマンなのだから、あなたは自信を持っておやりになるといい。以上をもちまして終わります。

○三番（市原隆生君） 三番でありますけれども、午前中からさせていただくようになりました。よろしく願いいたします。

三日目の三番ということで、三月議会と全く同じ順番が当たりまして、こういうこともあるのかなというふうに思いましたけれども、さらにお気の毒な方が、私のとなりにおられますので、（笑声）気を取り直して質問をさせていただきたい、このように思っております。（発言する者あり）通告の順序に従って、質問を進めさせていただきたいと思いません。

文化芸術振興基本法についてということでお尋ねをさせていただきますけれども、この法律は、二〇〇二年、二年前に私ども公明党の推進によりまして制定されました。それを受けまして、三月の県議会で文化振興条例が策定されました。この文化振興条例の策定を受けて、市の方でどのような対応をするのか、このようなことが決まっておりましたら、お答えください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

県の文化振興条例は、文化振興に関する基本理念を定め、県の責務からしたものです。市町村に対し別に具体的な指示は、現在のところ受けておりません。

○三番（市原隆生君） 余り御存じの方もないのではないかとというふうに思いますけれども、全文を紹介する時間が、時間の関係がありますので控えさせていただきますけれども、附則の一部を紹介させていただきたいというふうに思います。

「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。さらに文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において自己認識の起点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。我々は、このような文化芸術の役割が、今後においても変わることなく心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する」。

以下、ずっと続いていくわけでありましてけれども、先日、先々日と、今回の議会で取り上げられてきました長崎の佐世保の不幸な事件。この背景で私が大変強く感じるところは、やはり心の教育という言葉がはやりましたといえますか、恐らく橋本総理大臣のときに言われた言葉ではないかなというふうに記憶しておりますけれども、心の教育、教え育てる

というのはいかがなものかなというふうには思っております。やはり心というのは、感じ、動かし、はぐくむものであるというふうに思うのですけれども、この文化芸術振興法の目指すところ、「人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する」というふうにあります。このような目的でつくられた法律でありますけれども、先ほど課長の方からお答えをいただきました。県議会で文化振興条例が策定されましたけれども、まだ具体的な別府市においてどのような対応をといるお話はありませんというお答えでありました。この県のそういう策定を受けまして、実は私のところにも、別府市の対応は何かできるようになったのかという問い合わせが、何人かの方からありまして、これは実際に課長さんにも紹介させていただいたといういきさつがあります。別府市の文化活動支援というのがありましたら、今どのようなことになっているのか、教えてください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

別府市独自の文化活動ということですが、別府市独自の文化活動としましては、文化活動支援事業といたしまして、市内においてすぐれた文化活動を行っている団体に対する文化活動育成事業補助金の制度があります。

なお、平成十五年度におきましては、二十五団体に助成をしております。

○三番（市原隆生君） 今お答えしていただきました内容というのは、補助金というお金の面だけのことなのでしょうか。お願いします。

○生涯学習課長（入田勝人君） お金の面、助成金になっております。

○三番（市原隆生君） はい、ありがとうございます。私がこういった相談を受けたときに、お金のことというよりも、実は写真愛好家のグループの方なのですけれども、自分たちのグループで撮った写真をみんなに見てもらいたい、このようなときになかなかそういう披露する場所がないということでありました。市の施設であいている部屋とかあれば優待といたしますか、優遇して使えるような制度はないのかというような相談であったわけがあります。そのような方向の支援というのが今後可能かどうか、いかがなものでしょうか。

○生涯学習課長（入田勝人君） 施設の利用につきましては社会教育関係団体等については、使用料の減免等をしておりますが、趣味につきましては、どこまでが趣味なのか、どこからが社会教育なのか区分が難しいところが多分がございます。単に個人あるいは仲間内だけの趣味に終わるのであれば、一般的に解釈される「文化」と言いにくい、そういう部分がございます。だからケース・バイ・ケースによって多分に違うと思いますので、そういう場合は生涯学習課の方と相談していただければ結構だと思います。

○三番（市原隆生君） 相談していただいて、何らかの形で社会に貢献でき得るという判断がされれば、そういった支援ができる可能性もあるということではよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長（入田勝人君） 減免等の分につきましては、なかなか難しい面がござい

ます。ただ、そういう施設を紹介なり、どういうところでできるか等は考慮いたしたいと思います。（発言する者あり）

○三番（市原隆生君） そういった支援がスムーズに行えるような制度ができたらなど、このように思います。

実は私、五月、私用で東京に行ってまいりまして、丸一日あいたものですから、東京にしかないといえますか、いろいろな施設を見学してまいりました。今、二十三番議員さんが、いろんなところに本物の絵画を鑑賞に行かれているというお話をお聞きしまして、すごいなというふうに思いました。私もちょうど東京で一日あいて、上野の駅におりましたら、まとまった活動といえますか、歩いて回れる範囲で国立西洋美術館、東京国立博物館、東京美術館、国立科学博物館、この四つが本当に並んでといえますか、まとまって建っているわけですね。そこに行きましたら、国立西洋美術館ではバチカン美術館所蔵の「古代ローマ彫刻展」というのを特別展示ということでしておりました。本当に日本にいたとなかなか見られないものが、たまたまではありましたけれども、そこに行って鑑賞することができました。美術の豪華な本に載っているような彫刻が、本当に目の前何十センチかのところで見られるという、やはりそういう都会に住んでいないとなかなかこういう機会がいつも得られないのかなというふうにも思いました。次に、国立博物館では「空海と高野山」。高野山のそういった保存会の所蔵する国宝級の彫像が所狭しと並べられていたわけでありまして。また、東京美術館では、「栄光のオランダ・フランドル絵画展」ということで、ここも特別展示として、これは画家の名前を聞かれたらほとんどの方が御存じではないかなというふうに思います。フェルメール、ルーベンス、レンブラントという、こういった本当に中学時代の美術の教科書の写真でしか見たことのないような絵が、本当に本物がそこにざっと並べてあるわけですね。そういったところで、写真で見る限り絵の大きさとかわかりませんが、本当に目の当たりにしまして、こんなに大きい絵だったのかとか、こんなに小さい絵だったのかというような感じがしました。本当にこういった本物を見るということが大事だなというふうに思って帰りました。最後に国立科学博物館。ここでは「スター・ウォーズ」の撮影で使った乗り物とかそういったもの、また役者さんが着た衣装とかいうものが展示してありまして、「サイエンス・アンド・アート展」ということでされておりました。私は映画は余り見てないのですけれども、展示物がどういうふうに使われたというのが、隣のビデオで映し出されてありまして、こういったこともなかなか地方では体験できないというか、鑑賞できないことだなというふうに思いました。そこで大変感銘を受けたことがありました。国立博物館というところは、こういった特別展示品だけではなくて、通常例えば恐竜の骨だとか、本当に吹き抜け、三階、四階ぐらいあるのでしょうか、大きな恐竜の骨が組み立てられて展示してあったり、また原始時代からこういう流れで来ているというような展示物がありましたけれども、その中で私も山口

県の岩国市という田舎の小・中学校に通っておりましたけれども、そこで、教科書で見た、写真でしか見られなかった物の現物がそこにあるのですね。例えば北京原人のマスクとか、そういうようなのは多分教科書に出ていて写真で見た記憶がありましたけれども、その現物がそこにありまして、ああ、ここで写真を撮ったのかというふうに思いました。

そして、さらにびっくりしたことなのですけれども、私が行ったのは平日でありましたけれども、東京都内の中・高生だというふうに思います、緑の表紙のリーフレットと申しますか、パンフレットを持っておりまして、これは学校で独自につくられたのかというふうに思うのですけれども、そのリーフレットには、恐らく――見せてもらってなかったのですけれども――そのリーフレットの中には、この国立科学博物館にはこういったものが展示してある、それを実際に見て自分の目で確かめてチェックしてきなさいよ、このような授業の時間でされていたのではないかな。中には先生とおぼしき方も一緒に回っておられましたので、そういった授業を実際目で見ながら、確認をしながら進められているのかな。そういった授業、本当に地方に行くとなかなかできない授業が、こういうところでは本当にできるのだなというふうに思って帰りました。その人数も、東京のことですから、もう半端ではありませんで、次から次へと色々な学校のというふうに思いましたけれども、次から次へと生徒さんが入ってこられておりました。修学旅行の方もあるのだというふうに思いますけれども、そういった本物を見るということの授業が、こういったところでは簡単にできるのかな。やはり地方ではなかなかできないことを、こういったところではこういう形でできて大変いいことだというふうに思って帰りました。

そこで感じたことは、やはり本物を見る、触れるということの大切さ。そういったことから感動を覚える。冒頭にも申し上げましたけれども、やはり心の育成というのが、感じ、心が動き、そしてはぐくんでいくものではないかなというふうに思うわけであります。そこで、本物に触れるということの支援事業が、何かこの別府でもされておりましたら、教えてください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

本物の芸術に触れるような支援事業ということですが、文化庁が実施しております「本物の舞台芸術体験事業」がございます。なお、「本物の舞台芸術事業」では、平成十五年度には青山小学校で演奏会が行われ、本年度は南小学校で児童劇が行われるようになっております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。その事業というのは、お金と申しますか、それはどこから出ているのでありましょうか。

○生涯学習課長（入田勝人君） 文化庁の方からでございます。

○三番（市原隆生君） そうしたら、国の支援事業ということで理解してよろしいのですね。はい。

今お聞きしましたところによります、こういったところにも文化芸術振興基本法の法律というものが、少しずつ地方にも伝わってきているのかなというふうに感じました。私が前々思っておりました。別府市では、市がかなりの部分支援しているというのを聞いております別府交響楽団というものがあります。現在どういう運営がされているかというのを存じ上げておりませんが、以前、私の友人で男性なのですが、ピオラを弾いている者がおまして、彼は大分交響楽団に属しております。これは別府が何か悪いとかそういうことではないのですけれども、彼がたまたま習っている先生が、大分交響楽団のピオラ奏者であったということの理由だというふうに記憶しております。ただ、もう一点、別府だと練習の日が平日で、なかなかちょっと参加しにくいのですというようなことを言っておりました。このことは、先日、課長さんに確認しましたら、「今、そんなことはありません。ちゃんと集まりやすい日にちにやっておりますよ」という回答でありました。

この別府交響楽団には、市の方からどのぐらいの助成がされているのか、教えてください。

○生涯学習課長（入田勝人君） 三百十万でございます。

○三番（市原隆生君） これは、大体活動費のどのぐらいのパーセントになっているのか、わかりますでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

活動費という意味が、ちょっとよくわかりませんが、一年間に二回、六月と十二月に定期演奏会をフィルハーモニアホールで開いております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。二回というふうに御回答をいただいたのですけれども、アマチュアの交響楽団、そういった楽団で二回の演奏会というのは、なかなか頑張っているなというふうに思います。去年ですか、群馬県太田市に行政視察に行ったときに、行政センターという、こちらでは公民館に当たるところですけれども、そこで群馬交響楽団のチラシが置いてありました。この群馬交響楽団もその市民の有志の方から始まったというふうに聞いております。これは「プロジェクトX」でも取り上げられて、「こういうことだったのか」というふうに、私は大変に感銘を受けましたけれども、群馬交響楽団は、毎月一回定期演奏会を開いているのですね。地方のそういう楽団ですごいなというふうにそのときは思いましたけれども、その後にNHKのテレビで紹介されたので、「こういうことだったのか」ということを感じました。そこまで要求するものではありませんけれども、群馬交響楽団も当初少ない楽団の人数で、学校で生の音楽を聞かせよう、このような有志の方が、厳しい経済状態の中で残って頑張っておられたということが報じられておりました。

別府交響楽団、せっかく市がかなり支援をして楽団をされているというふうにお聞きしましたけれども、この方々をお願いして生の演奏、全体のオーケストラを聞かせるという

のはなかなか、会場とかのこともありますから、無理なこともあるかもしれませんが、例えば小編成の楽団で学校の生徒に生の演奏を聞かせる、そういったことができないかどうか。いかがでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

最初に、群馬交響楽団のお話が出ましたが、初めは群馬交響楽団はアマチュアのオーケストラでしたが、今はプロのオーケストラですから、当然お金をもうけていかなければなりませんから、この近所で言いますと九州交響楽団とか広島交響楽団と同じように、年間の演奏の回数は相当の回数だというふうに思っております。

それから、別府市民交響楽団が、学校等に演奏活動はできないかということで、実は私も、昨年度から市民交響楽団にそのことは投げかけております。若干いろんなところから、今、三番議員さんが言われましたけれども、いろんなアンサンブルを組むにしても、その出演者が大分から見えられるとか、いろいろあるものですから、何もかもただというわけにもいきませんし、そうかといって学校から経費を集めるというのもなかなか難しいところもありますので、そういうこともありまして、何かスポンサーも探さなければならぬというようなことで、昨年度から「いませんか。もしあれば、スポンサーも探してやりたい」ということで話をしておりましたが、昨年度はちょうど六月と十二月に演奏会があるものですから、アマチュアでなかなか、一時間半から二時間の演奏内容をこなすのが大変だということもあって、何とかやりたいという気持ちはあったのですが、昨年度は実現しませんでした。今年度もその件を呼びかけまして、学校の方にも呼びかけましたし、また受け入れとして青少年の健全育成協の方にも呼びかけて、「あなたたちの方からも声をあげてくれませんか」ということで呼びかけております。ことしは何とか六月から十二月の間に、市内の全部の小・中学校というわけにはいきませんが、今のところ、点々と呼びかけたら、学校の方で「それは、ぜひやっていただきたい」という学校も数校出てきております。それも市民交響楽団の方にも、「そういう学校があるので、ぜひお願いします」ということでお願いしております。

それ以外に、私もことしの二月に――これは別府市ではないのですが――大分県のある田舎の学校にそういう縁があって私も聞きに行ったことがあるのですが、小学校一年生から中学生までその演奏会を聞いておりました。これはプロの演奏家ですが、私としては、一年生というのは、ちょっとざわざわして大変なのではないかなと思って聞いておりましたら、もうことりとも音がしませんでした。その経験がありましたので、今私の知っている限りでは、九州のいろんな大学でそういうオーケストラを組んでいるところがありますので、そういうところにも声をかけながら、「無料で来てくれるところはないかな」といって声をかけているのですが、今のところ無料でということでは、なかなかできないのです、「もし何かスポンサーがおれば行ってもいいですよ」というところまでは話がついて

いる大学もあります。その大学は、遠くは沖縄まで行ったことがあるとか言っておりますけれども、私が先ほど話しましたように、小学校一年生から、もう鑑賞の態度もいいし、あと代表の子供がお礼を言うのでも、大変感動したとか、よかったというようなことがあったということを聞いておりますので、今の三番議員さんからの御提言についても、私ども教育委員会としては、ぜひこれは今年度幾らかでも実現したいし、別府市そのものも「音楽の発信基地」ということでうたっておりますので、何とか実現の方向に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後零時 一分 休憩

午後一時 一分 再開

○副議長（松川峰生君） 再開いたします。

○三番（市原隆生君） どこまでだったか……（笑声）すみません。先ほど来申し上げております文化芸術振興基本法の中の第四条に「地方自治体の責務」ということでこのように条文があります。「地方自治体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し国との連携を図り、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」、このようにあります。別府市におきましても今、アルゲリッチ音楽祭が大変盛り上がっておりますし、またこういう本当に世界で通用するプロの方に続いていく人材をこの別府市の中から育成していくためにも、こういった条例なり制定していくことが、大変大切ではないかな、このように思っております。テレビ等で報道されておりました。小泉首相が激務の中、これは古典芸能だったかというふうに思いますけれども、鑑賞されて、そういったことが本当に心ない野党の方から、「こういった内外の大変なときに何だ」というような意見もありましたけれども、私は、これは本当に間違いだなというふうに思います。

ここに大変興味深い報告がありまして、アメリカのニューディール政策、一九二九年にありました。大規模な土木事業で世界大恐慌を脱却したことで有名ですが、実はその一方で大がかりな文化事業を展開したことは、意外と知られていません。アメリカ政府は、最盛期には数万人の芸術家を直接雇用し、壁画や彫刻の製作を初め芸術教育、交響曲等の作曲、低料金の演奏会開催、演劇・脚本の作成、講演全集のガイドブックの製作など、多岐にわたる文化振興を展開、これにより後世に名を残す劇作家、俳優など多数の芸術家が生まれ、ハリウッドに代表される今日のアメリカ文化の基礎がつくられたのです、というふうにあります。この報告を読みまして、ハリウッドの原点がこういったところにあったのかというふうに思いました。

ぜひこの第四条、「地方公共団体の責務」ということでありますけれども、この点に関して御意見がありましたら、お願いします。

○生涯学習課長（入田勝人君） これからも本市の文化芸術の向上のため、鋭意取り組んでいきたい、このように考えております。よろしく申し上げます。

○三番（市原隆生君） ぜひ前向きな取り組みをよろしく願いいたしまして、この項目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、資源ごみについてお尋ねをしてみたいです。

この四月からピンクの袋が導入されまして、これは黒木議員の方からも質問がありましたので重複するところは避けていきたいというふうに思いますけれども、お答えの中で、ピンクの袋、取り残していったという背景には、その出し方を周知徹底するという意図がありましたというお答えをいただきました。それはそのとおりだなというふうに思いました。ただ、このピンクの袋の排出方法が変わったわけではないのですね。どうでしょうか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

平成十五年度までは缶・瓶・ペットボトルにつきましては、燃えないごみの袋、いわゆる白い袋で出していただいたのですけれども、平成十六年度、本年の四月より缶・瓶・ペットボトルにつきましては、ピンクのごみ袋で出していただくようになりました。指定袋の変更だけでありまして、収集方法自体は変わっておりません。

○三番（市原隆生君） 袋だけ変わって、出す方法は変わってないという御答弁でありました。ただ、このことが余り知られてないといえますか、誤って認識されている方があると。これはお聞きした話なのですけれども、自治会の指導する立場の人にも間違った指導をしていた。それはどういった内容かといえますと、ピンクの袋が多く回収されなくてステッカーを張られて残っていたというところから、もうピンクの袋に入れるのはアルミ缶だけにしてくれ、あと瓶・缶・スチール缶・ペットボトルは透明の袋で燃えないごみとして出してくれぬととってくれんぞというような話をされていたというふうに聞きました。この辺大変私もすぐ聞いて、そんなことはないと思いますというふうに思ったのですけれども、この辺がちょっと周知されてないのではないかというふうに思いますけれども、今後よりいい対応をしていただけないでしょうか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

指定ごみ袋が三種類になったため、四月以降の収集方法について、導入する前に現場職員と話し合いを行いました。排出ルールが守られてないごみの取り扱いを厳正にするため、また市民に「これは間違いですよ」という周知を徹底させるために、集積場に置いていくことをいたしております。従来の収集方法ですと、分別のできてない資源ごみは、翌週のごみの燃えない日に収集をいたしていましたが、四月から残置期間を長くしたためにそのように思われているようでございます。新しい指定袋の定着度を見ながら、残置期間については弾力的に運用いたしたいと思っております。

それから、現在清掃課では、ごみとリサイクル学習会というのを開いております。通称

出前講座と言いますけれども、市民の皆様方で自治会とか町内会、老人会、婦人会でごみのカレンダーを配布しておりますけれども、そのカレンダーを見ても排出方法がわからない、こういうような場合には、清掃課の方に連絡をしていただきますと、担当の職員が現地に赴きまして、ごみの出し方とかマナーについて説明いたしますので、周知のほどをよろしく願います。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。その辺のことを、よろしく願います。

そこでお聞きしたいのですが、アルミ缶は価値があるごみだというふうに今お聞きしておりますけれども、これは今どのぐらいの金額でとっていただいているのでしょうか。

○清掃課長（伊南忠一君） ちょっと把握をいたしておりません。大変申しわけございません。

○三番（市原隆生君） 私がお聞きした範囲では、大体三百五十ミリ缶で一円弱というようなことだというふうにお聞きしておりますが、そういったアルミ缶なのですけれども、ステーション方式ということでもとまったところに出しておられるその資源ごみのアルミ缶を朝早くからがさがさとやって抜き取っていかれる方がある。当然朝早くからそういった音がしてうるさい、迷惑だという声もあるのですけれども、出した方の気持ちとしましては、資源ごみ、特にアルミ缶というのはそういった形で幾らかのお金になるのだという認識があって、できたら市の方でそのお金を役立てていただきたいという思いで出されている方があります。そういった方から、せっかくそういった形でそういう思いで出しているのに、抜き取って自転車にいっぱい積んで、何と申しますか、かささらっていくと申しますか、そういった人がいる。これは何とかならないのかというような意見が、そういった相談を何人かの方からいただきましたけれども、こういった方の取り締まりと申しますか、それは何とかならないものなのでしょうか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

確かにアルミ缶が抜かれていることにつきましては事実であり、対応に苦慮しているのが現状であります。清掃課の職員が資源物の抜き取りを発見した場合には本市のリサイクルの趣旨を説明して、抜き取りをしないようお願いしているところでございます。この抜き取りにつきましては、全国的な問題にもなっており、各自治体も対応に苦慮していますが、問題の一つには、ごみ集積場に排出された資源物が、法的にはだれのものでもない無私物の扱いとなることから、本市の所有物になるか否かがあり、法解釈も統一をされておられません。取り締まりには条例の制定等が必要になると考えておりますが、慎重に対応しなければいけない問題であると認識いたしております。

○三番（市原隆生君） ぜひ、よろしく願いをしたいというふうに思います。私も今、子供会の方で年に三、四回廃品回収をして、特にアルミ缶等はかなりお金になるというこ

とで集めておりますけれども、前回二月に廃品回収をしたときに、これは現場を直接見たわけではありませんけれども、私の町内をやはり袋を満タンにした、自転車に袋を四つぐらい、本当にもう積めないというぐらいいっぱい積んだ自転車を発見しまして、私の町内をずっと走っております。集めて、後で子供たちと一緒に空き缶をスチールとアルミを分けながらつぶして業者に引き取ってもらうのですけれども、「何か今回はアルミ缶が少ないね」と言いながらつぶした記憶がございます。さっき、そういった自転車を見たのだということで話しましたところ、大分では持っていかれたかなというようなことも、そこで話をしました。市の業者の方が持っていくということ以外に、こういった形で各子供会でも積極的にそういう回収をしております。そういったところで抜き取っていただくと、これはもう明らかに出していただく方が子供会の役に立てばということで出していただいているわけでありますので、その辺、もう少しふだんの資源ごみ回収のときよりも強い態度といいますか、強い方法で「だめですよ」というようなことができないのかどうか、お尋ねします。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、法的にはだれの物でもない無私物ということになっておりますので、何とか御理解をいただきたいと思っております。直営の私どもが収集する場合には、道路までとか集積場に出していただくのですが、子供会とかそういう婦人会、団体が回収する場合には、道路とかそういう集積場に置かなくて敷地の中に置いておくとか、何かそのような方策をとられたらいかがかと思っておりますけれども……。

○三番（市原隆生君） わかりました。そのように努力をしてみたいというふうに思います。

そこで、お尋ねしたいのですが、市の資源ごみ収集のときにアルミ缶等がお金になるということを聞きました。例えばアルミ缶を集めてお金になった。こういった収益といいますか、これはどのような形で使われるのでしょうか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

缶・瓶・ペットボトルにつきましては、直営で収集をいたしております。収集いたしました分につきましては、清掃課のストックヤードに蓄積した後に、平山産業が自社で持っております三光村の選別処理施設に運搬し、缶はスチール缶とアルミ缶に分けて圧縮コンボいたします。瓶は無色、茶色、その他の色に、ペットボトルはふたを外したものを圧縮コンボをし、容器包装リサイクル法施行令に定められた分別基準適合物として、財団法人日本容器包装リサイクル協会のルートでリサイクルを実施いたしております。

アルミ缶、スチール缶の売却益につきましては、選別処理とか梱包とか、そういうものにかかる経費から相殺をして委託料を計算しております。

○三番（市原隆生君） 要するに、回収費用に充当しているという理解でよろしいのでし

ようか。

○清掃課長（伊南忠一君） 回収ではなくて、梱包とか分別の手数料といいますが、そういう委託料から相殺をしているところがございます。回収につきましては、直営でやっております。

○三番（市原隆生君） わかりました。そういった質問を時々いただくものですから、そのように実際に役に立っているというお答えをすればいいのかなというふうに思いました。

そこで、庁舎内に一步目を向けますと、各課で新聞をとっておられたり、また古紙の用紙にしましても、三つの箱がありまして、そこで分別しながら古紙の回収を行っている。私、先ほどもちょっと触れましたけれども、昨年、行政視察で太田市に行かせていただいたときに、その市長から、「私のところの市庁舎では、各課で対抗して古新聞を集めたその収益のお金で電動ベッドを準備している」。これは本当にそういった福祉のサービスということで、ベッドが必要だという連絡を受けたら、二日待っていただいたらすぐにお届けできるように数の準備しているのだというようなお話を聞きました。各課競って新聞を集めているというようなお話を聞きました。そういった取り組みをされているということでありましたけれども、こちらの市庁舎で、今新聞が、古紙の値段、古新聞の値段がちょっと上がっているというようなお話も聞いておりますけれども、そういった利用はこちらではできないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○総務課長（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

新聞等につきましては、価格の変動がありまして、選別確保等に費用を用し、収益を得るまでには至っていないところがございます。

○三番（市原隆生君） これは地域差があって、利益といいますが、古紙として価値の出るところと出ないところがあるという理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

地域の格差ということではなくて、価格の変動ということで、最近は非常に価格の変動については、海外等の輸出ということで上がっておるといふふうにはお聞きしておるところでございます。

○三番（市原隆生君） 価格の変動、今はいいけれども、悪いときになるとどのようになるのでしょうか。

○総務課長（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

現在の価格については、上昇ということではありますが、契約をいたしますと、今度赤になったときに確実に、契約した場合には間違いなく補てんしていかなければならないというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） なかなか、こういったことは導入しにくいということでありましょうか。わかりました。ただ、太田市の取り組みというのは、現実的にどういったことが

というのは、私もお話を聞いたただけなのでわかりませんが、そういった心を持って、捨てるものであっても集めてやれば、福祉の方向で生かせるというような例かというふうに思います。そういった取り組み、何か市庁舎の中でもできないか、どうか。また総務課長さんにそういったことをお願いして、この項目を終わらせていただきます。

続きまして、観光行政についてお尋ねをしたいと思います。

ゴールデンウィーク、このことは何人かの先輩議員さんもお尋ねになりましたけれども、私もゴールデンウィーク、五月三日だったと記憶しております。トキ八に行きまして、帰り四時ぐらいの夕方に差しかかるかそのぐらいかというふうに思いますけれども、トキ八から自宅まで帰り、ずっと十号線が三車線もうぎっしり混んでおりました。このゴールデンウィークのお客の入りといいますか、これはもう本当にすごい、例年を上回っているという報告でありましたけれども、これは観光地としての別府市としましては、大変健全な状態ではないかなというふうに思います。ただ、このぐらいの人が来られて健全だということでもありますけれども、道路の方は、本当に十号線だけではなくて、先ほど二十三番議員さんもおっしゃっておられましたけれども、上の方もいっぱい身動きがとれないような状態だと。別府市内至るところでこういう交通渋滞が発生しているというふうに思います。

私も数年前に記憶がありますけれども、やはりゴールデンウィークのときだったかと思えます。亀川、国立病院の――今は「国立病院」と言いませんけれども――その裏あたりに用事があって行きました。自宅に帰るのにやはり一時間かかりまして、ふだんなら五分か十分かからないで行けるところが一時間かかって、やっと家にたどり着いたという記憶があります。観光地としましては、これだけのお客さんが来ていただけというのは大変健全な状態ではあるのですけれども、やはり交通の渋滞というところから見ますと、観光客の皆様にも大変迷惑をかけているし、市民の生活もなかなか、移動に困ってしまうという状態になってしまうわけでございます。

私は、五月の下旬に私用で大阪に行きました。半日あいたものですから、ちょっと京都の観光に行って参りまして、三十三間堂と二条城に行って参りました。ここは、京都の駅においてバスのターミナルといいますか、大変バスの利用の仕方が楽といいますか、わかりやすい看板が出ておりました。そこで看板を見ながら、何番のバスに乗ったらどこに行けるというようなことがすぐわかります。そこで、本当は博物館に行きたかったのですが、ちょうど月曜日で博物館は休みで、斜め上の三十三間堂に寄ってきました。そこは駐車場もありますけれども、大して車は入っておりませんで、かといって観光客の方は大変多く、また外国人の方も大変多く来ておりました。そういった方は観光バスで回ったり、またふだん走っている路線バスという形で来られているわけです。バスの利用というのはこういう形でわかりやすく、また料金も安く、というのがバスカードを五百円で発売

してありまして、大体主な観光施設にはそれで行けるような形になっております。外国人の方もそういった路線バスを利用しながら観光地めぐりをし、また私も初めてでありましたけれども、だれかに聞かなくてもちゃんと行って、京都駅に帰ってくることができました。

バスというのをやっぱりこういう形で利用すると、大変交通の面から有効な利用ができるのではないかと。特に別府市は道路に関しましては、なかなかこれ以上幅を広げることも難しい、それから新しい道路もなかなかできないというような状況で、今のままの観光客だと、やはりこの観光地別府市としましてはいい状態ではない。ことしのゴールデンウィーク並みのお客さんが来て、やっと観光地らしい別府市になれたなというふうに思いますけれども、そうすると道路がいっぱいになる。そういった中で、私は京都のような、これは規模が違いますが、バスというのをもうちょっとうまく利用する手はないのかなというふうに思った次第であります。

お聞きしましたら、市内にもバスカードがあって一日乗車券というのがありますよというお話をお聞きしましたけれども、こういったバスの積極的な利用というのが、今後可能かどうか、その辺のお話をしていただけないでしょうか。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

バスの活用の促進という御質問でございますが、現在、別府駅の東口に定期観光バスの発着所がございます。その北側に路線バスの停留所、それから西口に路線バスの発着所がございます。一応その場所には、地域の主要路線の案内が番号ごとにわかりやすく表示が現在されております。駅の構内には観光案内所、それから北名店街には外国人観光客の案内所を設置してありまして、そこでは年間、駅の案内所では四万五千人ぐらいの利用、それから外国人観光客の案内所では一万人以上の御利用が今のところございます。そういうところで私もバスの乗車についてのいろんな御不満はありますかということをお聞きしましたら、今のところ特にバスの利用についての不満はないというふうなお話を聞かせていただきました。

亀の井バスさんの方で、現在、上は別府市内とロープウェイまで、それからAPUまでの一日フリーバスというのが九百円で、それから湯布院まで行くフリーバス券が千六百元というものを発行してありまして、観光客の利便性を図っているというお話を伺いました。

やはり議員御指摘のように、観光客の皆様にはわかりやすい表示ということが必要だと思いますので、これからもバス会社の方によりわかりやすく表示をしていただけるようお願いをしまいたいというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） バスの利便性という方向から、御答弁をいただきました。やはり交通渋滞を解消するという方向から、先ほど二十三番議員さんもおっしゃっておられました。モノレールのお話をされておりましたけれども、やはり何らかの手を打っていかない

と、これから多くの観光客の方に来ていただくことを考えていっても、なかなか身動きがとれないというような状態では、幾ら施設ができて、一回行くと、あそこに行くと本当に混雑して身動きがとれなくて疲れたなということであつたら、リピーターが観光地の価値と申しますか、そういったものを決める一つの判断材料になっているという中でなかなか、一回行ったらもういいやというようなところになってしまったら、どんどん減っていくしかないのかな。そういった中で何らかの手を打っていかないといけないという意味で、私どもはバス、身近な乗り物としてもっと活用していけたら、そういった交通渋滞の緩和に、解消になっていくのではないかなというふうに思っております。

そういったバスの利用ということに関しまして、別府市の観光の拠点ということとはどなのだろうというふうに感じております。というのが、京都に行きましたら、京都駅をおりて表というのですか、何口というのかちょっと私はわかりませんでしたけれども、多くの方が――多くの観光客らしき人が――流れていっている方向に行ったわけですけれども、そこでそういったバスの乗場とか見つけました。そっちに行けば京都のいろんなところにバスで行けるということをはとんどの方が知っておられるようであります。外国人の観光客の人も知って、そこで並んでいるわけですね。大変わかりやすいというのが、そういった拠点があるということではないかなというふうに思います。

別府市の場合、今、JRの別府駅それから高速のインター、それから観光港と、今三つの拠点があると思いますけれども、そういった中でここに行けば別府の観光がすべてわかるというような拠点という発想が、今どういった形であるのか、その辺のことをお尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○観光課長（溝口広海君） 拠点の御質問でございますが、やはり別府の場合は、JRで入られる方には別府駅、それから航空機を御利用なさる方は北浜のバス停、それと海を利用される方は関西汽船という場所が拠点になるかというふうに――もちろん高速道路もそうなのですが、高速道路でお入りになる方は、高速道路を出まして市内に入ってくる可能性が非常に強うございますので、拠点としてはその三カ所ではなからうかなというふうに考えております。

その拠点ですべてがわかるかどうかという御質問でございますが、現在、観光港の関西汽船の待合室には案内所を設けておりますし、駅の中では案内所、もちろん外国人観光客を含めてですが、設置させております。この二カ所では御案内が今できる状況でございます。

○三番（市原隆生君） 一つの拠点として別府駅なのですけれども、三月の議会が終わりました、今度四国の方にも行って参りまして――いろんなところに行っているのですけれども――松山、今治、丸亀、坂出、高松と行って参りまして、松山、高松に関しましては県都でありますから、ちょっと比較にならないかなというふうに思います。今治、ここは

今、しまなみ街道ということで売り出しております。十一万都市でありますから、ここもさておきまして、丸亀、坂出、ここは八万、六万といった人口の都市であります。こういった四国の都市でも大変駅舎が清潔できれいであります。特に坂出でびっくりしたのですが、今、鉄輪の地獄地帯公園で注目を集めております別府市石の周りの蒸気の施設ですね。これを坂出の駅で私は初めて、三月の終わりごろに行ったときに見ました。これも当然タイマーが仕掛けてあって、何時になると出るということであったと思うのですけれども、たまたま私が坂出の駅をおりたときに、駅の広場というのが大変広いのですけれども、その中心部分から蒸気が上がって、坂出に温泉があったかなというふうに、ここは特に観光地ということでもないのであるけれども、そういったものを初めて見ました。今度、地獄地帯公園で見ましたときに、私は二回目を見たのですけれども、ああ、うちでもやっ取り入れたのかなというふうに思いましたら、すでに松原公園にはありますよということでありました。さすが温泉地だなというふうには思ったのですけれども、そういった形で特に観光地でもない坂出、また丸亀でも本当にきれいな駅舎を持っていて、そういったおりてきた人の心を和ませるような施設もちゃんと備えているというところを見まして、やはり別府駅のさびたポールにテントが巻きつけてあり、テントも新しいのですけれども、やはりさびたポールというのは本当に見苦しいな。観光地の駅舎としてはやはりみっともないのではないかなというふうに思っております。これは別府市のものではありませんので、すぐに手を入れてよくしてくださいと言えないところもあるかと思っておりますけれども、そういったことも含めて何らかの手を打っていただきたいのですが、よろしく願いいたします。御答弁をお願いします。

○観光課長（溝口広海君） 議員が御出張といいますが、御旅行されたときに非常に駅舎がきれいで気持ちよかったという御質問でございますが、そのとおりだと思います。ただ、別府駅もかなり老朽化をしておりますが、この秋に北名店街のリニューアルの問題がございます、そのリニューアルに合わせて、私どもも駅舎の方もぜひきれいにさせていただけるようお願いをしまいたいというふうに考えております。

それからポールの問題でございますが、今御質問がございましたのは、西口のバス乗り場とタクシー乗り場の通路部分だと思います。所有の関係もございまして、今後関係の団体と協議をしながら、なるべくできる方向で努力をしまいたいというふうに考えております。

○十三番（野口哲男君） 教育関係を、質問させていただきます。

一年ぶりの質問になります。私の後を受け継いだ松川さんが、今議長席に座っておりますが、きょうはちょっと過激なことを言うかも知れませんが、後ほど議長の裁量によってよろしく願いいたしたいと思っております。

実はさきの議会で二十九番議員が、全国一斉学力試験――検査ですか――その結果につ

いて、この議場で別府市の状況について詳しい質問があって、そして成績そのものがよくなかった。別府市の教育委員会としてはどういうふうな取り組みをするのか、そして今後するのかという質問がありました。私も教育行政については、これまで余り質問をしてきませんでした。PTAの問題とか学校の設備の問題とか、それは個々いろいろございますけれども、今回の学力テストの結果を受けて、これは大変だなという気がしまして、いろいろ調査をさせていただきました。資料は、ここにPHP研究所というのが出した資料に基づいてきょうは質問をさせていただくのですが、学力低下が、今日本では国家の存亡をかけた大変な問題になっているということなのですね。この議場におられる方々も、それから前に座っておられる当局側の方々も、この現実について知っていただきたいと思ひまして、きょうはちょっとその件についてお話をさせていただきたい。一部、二部ということで、きょうできない部分は九月にまた質問をさせていただきたい。腕を磨いて質問をさせていただきますので、教育長ひとつよろしく願ひいたします。

この学力がどういうふうになっているか。これは、市長はもうプロですからわかるでしょうけれども、今ようやくこの学力低下の問題について日本の今の文科省ですね、文部科学省、それから一般の企業等が、「これは大変だ」という話になって、教育改革を早急に進めなければならないという事態に至ったようであります。時すでに遅しと言えはそれまでなのですが、我々がこの歴史的な経緯をちょっとひもといてみますと、三十六年に全国一斉学力テストというのが始まって、四十一年に中止したのですね、学力テスト。その原因は何かといいましたら、結局当時の日教組と文部省の争い、ちょうど四十一年ごろといひますと、労働組合の争議といひますか、そういうものが非常に激しい時代でありました。私もその渦中にいたわけで、生き証人としていろんなことを経験させていただきました。（「やった方が、やられた方がい」と呼ぶ者あり）やられた方であります。やじに答えを出したくはないのですが、そこら辺ははっきりしておかなければなりません。ただ、やられた方というのは、私自身が当時の労働組合運動を振り返ってみますと、総括とか、それから本当につるし上げといひますか、そういう人間の恐怖心をあおって、そして団結力を誇示していくというふうな労働組合運動が行われたというふうに私は受け取っているわけでありまして、それが嫌で私は労働組合に入らなかったわけでありまして、当時の話をしますと、これまたこの一時間では足りませんので、その程度にしておいて、結局、日教組がこの一斉テストを反対したのは、学校間の競争をあおるとか、それから教師の管理につながる。当時、管理職手当、あれは何と云うのですか、主任手当ですか、そういう手当の問題とかいろんな問題がありました。そして、生徒を学力だけで一元的に評価する風潮が進む。そして猛反発をして、いろいろ主任手当等の問題で裁判ざたにまでなつて、この問題については最高裁判決で負けるのですがね、文部省が、四十年から四十一年にかけて日教組との争いを避けてこの学力テストというものを中止したわけですね。以来三十年この

学力テストというのは行われなかったのです。だから日本の学力そのものがどの程度のものかということが、結局はかる物差しがなかったのですね。

ここにいい例があるのですが、その当時からゆとり教育というものが叫ばれてきまして、このゆとり教育を見直そうかという状況にまでなってきたのですが、まだまだその解消はできておりませんけれども、このゆとり教育というのが諸悪の根源であると言われてい

るのですね。ゆとり教育というのはどういうことかといいますと、先ほどいいましたように、みんな同じように、成績のいい者も悪い者も同じように授業を進めていく、カリキュラムを進めていく、落ちこぼれないように。その落ちこぼれとはどういうことか。これは本来人間の能力というのは差があるのです、顔が違うように。だから、すべて平等に同じような結果を得るということ自体難しいと思います。それが、そういうふうな取り組みがなされて、この資料にもありますけれども、運動会で「よーい、どん」。速い者がずうっと、ゴール近くになると先生がとめて、みんな一緒に手をつないでゴールするというようなこともなされたと書いてあります。これは私が直接見たものではないのですが、そういうことがやっぱりやられてきたのですね。今の教育現場の方々だけの、我々はもうやっぱりそこにお任せして、私の若いころは、子供の教育に対して一切かかわりを持たなかった。これは親として失格だろうと思います。しかし、現実的にやはり企業戦士として、企業の中で忙しい忙しいということをお口に子供の教育をすべて嫁さんに任せたとするところに私の責任があるわけなのですが、その責任の一端も踏まえて今回の問題を掘り下げていきますと、今の中学三年生が簡単な一次方程式が解けない。

例示を申し上げますと、「 $3x - 18 = 0$ 」。これはもう頭の中で皆さん方が計算したら、今のここにおられる方は、すべての方々はわかると思うのですよ。（「わからん」と呼ぶ者あり）いや、たぶんわかると思います。それを、今の中学生ではわからない人がいるというのですね、子供がいる。文章題あたり、解けない。かごを持ってリンゴを幾つ買いに行きました。幾つ買いました。バナナを何本買いました。一個幾らのリンゴで、バナナも買ってきて、そして全体でそれは幾らでしょうか、これを方程式に直して解け。これができないのですね。

ちなみに一九九二年ぐらいから、どんどん教育の内容が削減されまして、最初三〇%、その数年後にまた三〇%。二〇〇二年ぐらいからまた三〇%削減するという方針が出されたところに問題があって、今、昭和五十年ぐらいから比較すると、四九・一%の教育内容が削減されているというのですね、全体として。だから我々が受けた教育と、今勉強している児童・生徒の教育というのは、全く勉強してない分野というのが約五〇%あるということなのです。教育長、これは大きな問題なのですね。これは日本全国の問題、それがひいては別府に今、こういうふうな問題として起こっているわけですから、あえて私がきょうこの問題を取り上げたのは、きょうはもっとももっといっばい、たくさん細部にわたっ

て言いたいことがありますけれども、それをすべて言いますと一時間では足りませんので、簡単な例示だけを発表させてもらいます。

まず、義務教育プログラムにおけるシンガポールとの比較というのがあります。シンガポールは、「ルック・イースト」と言いまして、マレーシアと同時に――昔はあそこはマレーシアの一部だったのですが――マハティール首相は今度引退しましたけれども、そのマハティールは、「日本に見倣え、ルック・イースト」ということで日本を参考にした国づくりをしたのですね。ところが、今のマレーシアは、もう何も日本に見習うことはない。反対にそれを見習って教育改革をやったシンガポールが完全に日本を追い越し、もうすでに立ち打ちできないような状況にまでなっているのですね。これをちょっと見てみますと、シンガポールの子供が、一週間に約千五百分勉強するのです。日本は、これは小学校二年生ですよ、小学校二年、日本はどのくらいかというと千八十分。一週間に七時間日本は少ないのですね。そして、国語と算数の時間を見ると、国語は五・五と五・二くらいですか、余り変わらないのです。ところが算数の時間を見ると、六・四対三・七くらいなのです。半分くらいしか日本は勉強してないのです。そして、シンガポールの子供は小学校二年のときから週に八時間英語を勉強するのです。それも文章だけではないのです、話せるような英語を勉強するわけです。

いいですか、日本を見習って日本の戦後の前半といいいますか、戦後の前半、例えば今の経済的に豊かな日本を築いた我々クラスの四十から六十歳過ぎまで、四十五歳くらいかな、それ以下の方は腹を立てないでくださいよ。その方々がやってきた教育というのは、各国が今見習うべきだということで始めた教育が、今、シンガポールとかそういうマレーシアなのです。そして完全に世界でアメリカに次いで第二位がシンガポールですよ、成績、国語とか英語と数学とか理科とかを点数で見れば。日本は何位か。総合で三十位くらいしかないのです。主客転倒ではないけれども、先生を完全に凌駕してしまっている。これだけ公教育――いいですか、ここが問題なのです――公教育が崩壊してしまっている。我々が今までこうしてきた中で、一つの常識の中では、学校は「学園」、「学ぶ園」であるという意識・常識があるのです。ところが、ゆとり教育が始まった後の学校、現在の学校というのは、「がくえん」でも「楽しい園」と書くようなのです。生徒が学校に少しでも楽しく来れるように、勉強は二の次なのです。不登校にならないように楽しく遊べること、遊び場、「楽園」という遊び場が変わってしまった、という位置づけになっている。結局、今の我々こういう大人の世界が知らない間に、私たちは先生、学校教育だけが悪いのではなくて、本当は家庭教育が一番問題、これは九月議会で私はまたやりますけれども、この家庭教育の中でしつけができてない子が、どんどんそのまま大人になって、また子供を産むのです。やっぱり家庭の中も厳しく育てなければならぬ。その延長線上に学校があるのです。

きょうの合同新聞の「東西南北」を見られた方がおられるかもしれませんが、日出町の方の学校の校長先生になった方ですが、親が漁師で漁に出ている間に子供が病気になった。そうすると先生が一晩中子供を看病した。子供の結婚式にもこの先生を呼びたい。先生は結婚式にも行った。そのかわりこの先生は、子供が間違っただけ、悪いことをすれば、それこそ速射砲のように怒って手も出た足も出た。怒られても生徒は、その先生に愛されているという実感があつた。今の校長先生にそのことを話したら、校長先生は「ううん」とうなった。「今はそうはいきません」。非常に残念なことです。私もこの年になりますけれども、いまだに小学校、中学校、高校の先生と同窓会の折には必ずお呼びをして旧交を温めております。やっぱり先生は先生なのですね。もうすばらしい、我々が本当に子供のときから、私自身がこうして、私自身は真っすぐ育ったと思っています、いろんな人がおりますが。そういう子供のときの教育って（発言する者あり）、実は曲がりかけたときもあつたのです。しかし、それは先生がいたから、こうして私が真っすぐに生きてこられたというふうに自負をしております。これは自分で自分をほめているのですから、まあ、こらえてください。（発言する者あり）

それで、私が言いたいのは、やっぱり学校というのは「学園」であつて「楽園」であつてはならない。学びの場なのですね。それをどういうふうに再構築をしていくのかということで、今言いましたように、もう少しね。この成績等を見ますと、日本の中学生、あるいは成績を見ると、日本が数学と理科が八十三点と八十二点ですよ。アメリカは百点、シンガポールも大体九十九点ぐらい。大体平均点を見ると十何位ぐらいですね、十二位から十四位ぐらい、日本は。十位以内に入っていない。そういう結果が、今、高校も大学も大学院生もどんどんレベルが下がるのです。それは当たり前でしょう。小学校、中学校のときに勉強してない内容がそのまま高校に行ったら、今度問題として出されてもこれは解けないわけですよ。それを如実に物語るのが、ある日本の化学メーカーの大きな会社の社長が、大変申しわけないけれども、今日本人はもう採用しません。学力レベル的にうちの社風に合わない。ついてこれない。だから中国人とかシンガポールの人を雇う。インド人。非常に優秀ですよ、この人たちは。それから、今、日本人がアメリカで大学の教授をしております、カリフォルニアの方の大学の教授をしている教授の言葉では、大変残念だけれども、日本の大学、大学院生の留学生はもう受け取れない。入らせてもついていけないというのです。悲惨な結果に終わるから、この大学生を留学させることはしない。昔は優秀な学生がみんな国費留学で国からお金をもらって行った。ところが今、向こうの方から、「もう日本人は要らない、来ないでよ」というところまでレベルが落ちている。少なくとも日本は、アメリカや中国のようにあんな広大な国土があつて資源があるわけではないし、何と言つても本当にケミカルといひますか、化学的な知恵をもつてよそにない物づくりをしていかないと、この日本の国というのは立ち行かない国なのですね。

ところが、この三十年間、四十年間、戦後二つに分けて前半の中でもものすごく日本が成長した、経済的に成長した。一生懸命受験戦争なんかでやってきた。ところが、余りにも日本が繁栄したために日本バッシングが起こった。そして各外国から、企業も何もゆとりを持った生産体制にしなければならない。休みをどんどんつくりなさい。休みなさい、遊びなさい。それがリゾート法。もう破綻してしまいましたけれども、そういう誤った法律もつくられた。私は「誤った」と思うのですけれどもね。

今、学校教育がまさにそのとおりになっている。この前亡くなったレーガン大統領。レーガンが、なぜケネディとかリンカーンなんかよりも人気があったかということ、アメリカでは人気があるのですね、このレーガンというのは。結局アメリカン・ドリームを達成した一人として、冷戦を終結させたということと、教育改革をものすごくアメリカ人は評価したのですね。ここにちょっとレーガンのやったことがあります、一九八一年に大統領に就任したのですね。そして、直ちに卓越した教育に関する委員会というのを組織して、二年後にその報告書、「危機に立つ国家、教育が危ない。一、学力低下が国を滅ぼす」という本を出したのです。そうしたら、この報告書が三千五百万部売れたというのですね、三千五百万部。「ハリーポッター」が、今三千万部ぐらい売れておるのですかな、世界で

「ハリーポッター」という本が。結局、考え方が違うのですよね。アメリカは、その後も、結局いかに学力低下を克服したかと中身を見ると、今度はクリントンがその後を受けて、やはり理科と数学、そういうものについて徹底して勉強する風潮をつくりなさい。政府から一向こうは教育委員会があるのかどうか知りませんが関係者を全部集めて大統領令を発した。それに対して、アメリカはここがすごいところなのです、それをすぐ理解して産業界が、全員がこれを応援したというのです。だから産業界が応援するということは、採用するときには一定程度の学力評価表をつけて応募しないと採用しないということをやったのです。だから必然的にそういうきちとしたものが、国全体の中でつくられてきた。だから基礎学力というのがいかに大事か。ちょうどレーガンが大統領に就任したとき、ほとんど今の日本と似ているのですね、内容を見てみると。荒れる学校、先生がもう手がつけられない。学校に来る生徒がいない。来ても勉強はしない。ちょうど十七歳のその当時の学生を見ると、先ほど言いましたように、方程式も解けない、文章題も解けない。そして作文も書けないという状況であった。それを国家的な戦略としてこれを克服するためにレーガンは大統領令を出した。そして調査書をつくって報告したのです。それが、やっぱり国民としては強いアメリカをつくるということで支持をされたわけですね。だから、それからずっとアメリカは国家的戦略としてやってきているのですよ。アメリカの学者はこう言っています。「知識のない者は、就職ができないか、一生浮かばれることはない」。浮かばれることはない、就職ができない、ぶらぶらして生活している。どうもこの報告書によれば、日本の高校、大学の卒業生、今ほとんどフリーターです。現実的に

すべて符合するのですね、ここら辺が。

だから、私たちが、今この別府市の中でやらなければならないというのは、これは国家的な問題ということで、文部省に任せておけばいいという問題ではないのですよ。我々自体が、もうちょっと真剣にこれに取り組む必要があると思うのですね。だから、今から、もうほとんど子供さんが育ち上がった方もおられるかもしれませんが、しかし孫の時代、それからまたこれから子育てをする方々、そういう方々はやはり関心を持ってこの教育制度というものを注視していく必要がある。そして世論を喚起して、これは文部省だけに任せておかれませんか。大変残念ながら、現在の日本の官僚というものは信用できないという状況になっているのです。だから信頼される官僚あるいは政府ということになれば、まず国会の場でこの教育の論争を始めなければならないというふうに私は思うのですね。

だから、この議会も実は市長、そうでしょう、この議会も国会と同じですよ。教育に対して徹底した議論をする中から、別府市全体を教育委員会としてどうするか、どうあるべきかということも我々がやっぱり関与していく必要があるのではないかなということを考えて、きょうは質問させていただいているのですが、そこで、ここに今の小学校六年生の教科書を持ってきました。この教科書、社会科の六年の下の教科書、これは厚さ何ミリあると思いますか。五ミリないのですよ。中身を見ると、これは絵本。皆さん、ほとんど絵本ですよ、これ。絵本。文字を読むところがない。絵を見れば大体「ああ、ああ、はあ、はあと」、これで終わり。算数なんかもほとんどこれ、昔は問題がたくさん練習題というのがあった。今はほとんどない、少しです。これも先ほど言いましたように、七〇%ぐらいこういうものがカットされたのではないかとされています。

そして、ここが大事なのです。生徒に、六年生を終えた中学一年生に――市長――聞いたのですよね。「この本をあなたはよくとっていたな」、「うん。これな、余り使わなかった」。ということは、先生はこれによって授業を余りしてないのです。中身がないから――いいですか、自分で、文部省が通達した教育指導要領か、そういうものに沿って例題をつくりながらこれをつくっていくのですね。だから先生の苦勞というのは大変ですよ。昔は、私たちはこの教科書一冊あれば、それを大体勉強しておけば、テストは大体少なくとも七十点以上、八十点以上取れた。そうでしょう、皆さん、そうでしょう。ところが、今、そういう問題が大きな問題として起こってきているのです。

もう少し言わせてもらおうと、今辛うじて、数学オリンピックなんかでももう金メダルとれません、十位から十何位ぐらいです。ブルガリアとかそういうところは、今金メダルを取るような数学の教育をしています。で、取るのですね、現実的に。公教育が崩壊をして――いいですか――斉テストをする。一定程度の点が取れる。これは学校外の教育関係者によって辛うじて五十点以上取れるような状況になっている。ここに塾の先生をされた議員もおりますけれども、先ほど言いましたように、学校の先生と比較して塾の先生の方

が人気があるのですよ。学校の先生が将来的に、子供が自分が卒業して学校の先生のところに遊びに行くかといったら、行かないのですな。ところが塾の先生は、うまいことコミュニケーション、「うまいこと」と言ったら怒られますけれども、やっぱり池田さんという名前を出して大変申しわけないけれども、（笑声）ここにいる顔と、塾の講師のときの顔は違うのですよ。ここにいると――これはオフレコで言いますけれども――一般質問で本当小憎らしいこと言いますけれども、塾の先生の場合はそんなことない。信頼された先生なのです。だから成績が上がるのです、一生懸命勉強しよう。だから、そのカリキュラムのもとに辛うじてですよ、辛うじて今の公教育が足りない部分の学力が補完されている。これは事実です、間違いありません。これは池田先生に後で聞いてください。

そういうことで、大体三十分過ぎましたから、本題に入ります。（「これから本題か」と呼ぶ者あり）ええ。今は予備知識をちょっと皆さん方にね。

ここに文部省が出した「教科書制度の改善に向けて」という中で、通知が平成十四年八月三十日に出されているのですよね。先ほどの学力の抜本的な改善を目指すということについて、私が国会で質問するようなことを言っても始まりませんので、別府市から始められることについて質問をきょうはさせていただきます。

それはどういうことかといいますと、まず、先ほど言いましたように、教科書をいかに見直していくかということが一つ重要です。それから先生、教師が、いかに生徒の能力を引き上げていくかということも非常に大事なのですよね。全体の学力を底上げをなさないと、これは遠山さんという前文部科学大臣が、余りにも悲惨な教育実態を見て、ようやく重い腰を上げて少し全体の学力を底上げするような政策を考えなさいという通知を出しているのですね、二〇〇一年か二年ぐらいに。そして、それによって長い間宿題とか補修授業というのは、余りにも競争の原理を持ち込むということで、生徒間に差ができるのでやっちはいけないというような方針があったかどうかは知りませんが、宿題とかそういうものがなされてなかったものが、ようやく学力の向上のためにはそれもやりなさい。だからスーパーサイエンススクールという、一つは余りにも学力が落ちたからそういうものも特別につくって学力向上のためにやるのですよというアドバランだけは上げたけれども、それだけではもうだめだということになってきたのですね。

それで、私たちが今取り組まなければならないのが、ここにありますように、もう世界各国から本当に今の教育は見下されていますので、最終的に今やらなければならないのは、まず魅力ある教科書というものをつくらなければならないということなのです。この魅力ある教科書というのがどういうことかといいますと、結局、今簡単な例を挙げますと、東大生の生物学の実力というのは中学程度しかない。これは理科四類というのがある、化学とか地学とか生物学とかいろいろ、理科四類がありますけれども、大学受験で二類だけを履修すれば結構ですよという通達が出されたために、みんな生物学なんというのは履

修の対象にしなくなったのですね。そうすると中学から高校にかけて生物学を学んでない。ということは、そういう連中が東大の理科二類、三類に入ってくる。そうするとそういう人たちは完全に生物学なんというのは、非常にこれ、有益な学問なのですよ。例えば今の健康飲料とか何とかつくっていく上とかいろんなもので大変重要な学問なのですが、それを履修していないがために、東大生として入ってきても全く生物学がわからないのですね。これはやっぱり教育の大きな間違いではないかと私は思うのですよ。だから、そういうところにメスを入れて、まず教科書を見直す、これをきょう、私は取り上げたのです。

そして、この教科書については、ここの通達にあるように、今は――どういう教科書の調達をしているか後で聞きます――しかし、この通達書を見ると、市町村でも選んでいいのではないかということ言われているのですね。それで学校教育課長、今回の議会で十六回以上も何か答弁をされたそうで大変御苦労でございますけれども、最後に私の教育関係の答弁をお願いしたいのですが、小学校とか中学校の今の別府市の教科書の採択というのは、どういう手順とかどういう考え方のもとに採用しているのか、それをちょっとお聞かせください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

小学校や中学校で採用される教科書は、どのような手順で採択されるのか、その制度内容と現状について、まずお話をいたしたいと思います。

現在、一度採択された教科書は、四年間採択・使用されるようになっております。平成十七年度から使用される小学校教科書は今年度採択され、平成十八年度から使用される中学校教科書は来年度採択をされます。

教科書の採択に当たりましては、幾つかの市町村が一つの採択地区に指定されまして、市町村教育委員会、教育長及びPTAの代表等から成る地区採択協議会を設置いたします。地区採択協議会は、学校長及び教員の代表者である専門研究員から成る選定協議会を置き調査・研究を行い、採択候補を決めます。地区採択協議会では、その報告をもとに適正かつ公正な判断のもとに採択いたします。そして、その結果を受けた市町村は、教育委員会で採択を決定し、採用決定報告を県教育委員会に報告するという方法をとっております。

大分県の場合は、教育事務所ごとに六つの採択協議会が設置され、教科書採択事務を行っております。別府市で使用される教科書は、別府教育事務所管内の二市二郡の九市町村が一つの採択地区になっております。

○十三番（野口哲男君） 今お聞きのとおりです。これは文部省の通達では、大分県はそういう方針をとっているのですね、県の教育委員会としては。しかし、文部省の通達では、市独自で教科書を採択してもいいという通知が出ているのですね、市町村独自でも。ということは、市町村でこの別府市の教育力を、学力を向上させるためには、別府市独自でも教科書を採択していいですよという通知があるのですね。これは間違いありません。それ

で私が申し上げたいのは、この教科書採択について、県の教育委員会があります。先ほど言いましたように、文部省と県の教育委員会と市町村の教育委員会の一つの考え方、あり方、それはどういうふうこれからしていこうかなということをごちょっとお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

文部科学省と各県教育委員会の教科書採択に関する、まず権限と責務からお話をさせていただきたいと思いますが、文部科学省は、教科書採択についてのあり方等の通知をする立場にありまして、平成二年三月二十日付で「教科書採択のあり方の改善について」という通知を出しました。また、平成十四年八月三十日付通知では、「教科書制度の改善について」を示しまして、その改善と適正化を推進しております。平成十四年度の通知では、十分な調査・研究機関の確保、保護者等の意見を踏まえた調査・研究の充実、採択地区の適正規模化、これは先ほど議員さんがおっしゃられたことに通じると思います。静ひつな採択環境の確保等が示されております。また、県教育委員会は、教科書展示会の企画・運営をするとともに、県教科用図書選定審議会を設置し、指導のための文書策定を諮問し、この教科用図書選定審議会の答申をもとにして選定資料等を作成し、採択地区に配布をいたします。また、市町村教育委員会への指導・助言の役割も有しております。別府市教育委員会では、この国・県、そういう役割責任のもとに、それを受けて別府教育事務所管内の教科書を決定しているところでございます。

○十三番（野口哲男君） そういうことで、私が先ほど言いましたように、教育長ね、別府市の児童・生徒の学力が向上するために、別府市独自でそういう採択が得られるのかどうか、それについてお答えをください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

現在の採択地区は、先ほども申し上げましたとおり、県によって割り振られておりまして、県下六つの教育事務所管内ごとに教科書を採択しております。別府市の場合には、先ほど申しました別府市、速見郡、杵築市、東国東郡の九市町村によって構成されております選定協議会の中で教科書が決定をされます。

今後、別府市独自で教科書を選ぶことができるのかということですが、これは県の方が採択地区を今六つに分けておりますが、それを小さく分けていくということは、県の方がそれを許可していけば、別府市独自で別府市の子供の学力に合った教科書を選ぶということはできるとお聞きしております。

○十三番（野口哲男君） 文部省の通知で、市町村で採択してもいいですよという通知が出ているのだから、これは県の、県議をしていた市長は詳しいでしょうけれども、あえて私がここで申し上げたいのは、別府市独自で採用するようにしましょうよ。いいではないですか。そのくらい県に働きかけをするということは、これは後は市長の腕次第になるわ

けでございますが、教育長も、ぜひ私が言っているところの、時間がないのですよね、一日一日おくれるごとに、毎年毎年何十%もカットされた教育内容で育っていく生徒がふえるわけですから、どこかで歯どめをかけなければいけません。一日も早くかけなければいけませんよ、学力を向上させるためには。具体的に二十九番議員が質問した後に、ではどのような取り組みがなされているか。これはまた九月議会で検証しますから、きょうは言いませんけれども、具体的に別府市が学力の向上をさせるということについてどのようにするかというのは、これは真剣に、私たちが言うのではなくて、教育委員会の中で考えてもらいたい。そのためには、この次に出てくる学校選択制というのにつながっていくわけなのです。再度申し上げておきます。これを早急にやってください、別府市独自で。それも静ひつな環境で。「静ひつな環境」というのは、非常に難しい言葉ですから、具体的に言えば圧力団体の圧力に屈しない、別府市の学力向上のためになる――いいですか――そういう教科書を選んでもらいたい。圧力団体というものは、どういう団体が聞きたかったら、後で教えます。今は言いません。（「大体わかる」と呼ぶ者あり）わかりますか。

それでは次に、学校選択制に入ります。

この二つは、文部省の改革を待たなくても別府市独自でできることを私は選んで、わざわざここで今、皆さん方にお話をしているわけでありまして。そういうことで、通学区制度の弾力的運用についてという、当時の文部省より通達があっているのですね。この内容についてと、その後どのように別府市が取り組んだのかについて、お話をいただけますか。
○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

通学区域制度の弾力的運用についての通知につきましては、平成九年一月二十七日付で当時の文部省……（「参事、簡単で結構ですよ」と呼ぶ者あり）はい。要するにこの弾力化について文部省から通知があったところでございます。（「どうしたか」と呼ぶ者あり）別府市におきましては、それ以前より十四の項目を設けまして、それに沿った弾力的運用をやっておる。この通達があった後に、あと二項目をつけ加えて弾力的運用をやっておるというのが実情でございます。

○十三番（野口哲男君） これね、聞く人は「おお、別府もよくやっておるではないか」と。実際は何もしてないのです。（「そういうことだ」と呼ぶ者あり）全国的に見ると、通学区制度の弾力的運用、通学区域の自由化として取り組んでいるというところはかなりあるのですよね。例えば進んでいるのは東京とか長崎市もやっていますし、大分県でも小規模校の対象とはいえ豊後高田とかあるのです。そういう事例についてちょっと調べたことがあったら、教えていただけますか。

○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

教育委員会で調査をしている範囲でございますけれども、東京都の品川区、日野市、豊島区、三重県の紀宝町、埼玉県宮代町、長崎市、仙台市、大分県では豊後高田市が実施を

しておるといふことでございます。中身につきましては、いろんな形式をとっておるといふことでございます。

○十三番（野口哲男君） これね、別府市が初めてやれということではないのですよね。具体的に私がこの問題について申し上げたのは、少なくとも今の状況の中で学校に通達だけ出しても、学力が上がるわけではないのです。やはり自由競争というものを取り入れて、自分の学校にどのように優秀な生徒を集めて、学校が本当に学園、学びの場として再構築していくかというのが、これが一つのねらいなのです。ただ別府市は、今小規模校がいろいろあって学校区の見直しをしています。南と浜脇はもう終わりましたね。今度、野口と北とか、いろいろ計画はされているようです。そこにこれとあわせて学校の選択制というのを導入して、そうすると先生が一生懸命やっぱり努力するのですよ。自分の学校に、例えばある学校、民間出身の校長を雇う。だれかがこの議会でも言いましたけれども、日本全国で今八十人ぐらいの民間出身の、企業出身の校長先生を採用しているところがあります。別府は、まだそれもしておりません。ということは、どこかに抜本的な対策、もう本当に意識改革をした何かを導入していかないと、この学力向上の問題というのはいけないと思えますよ。

そういうことで、別府市の教育委員会としては、今ははっきり申し上げて「はい、やります」とは言えないかもしれません。しかし、今後別府市としては、この問題についてどのように取り組んでいくのかということについて簡潔にお答えをいただきたいと思えます。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、十三番議員さんから御質問がありました。私も教育長になって豊後高田市を初め県外のいろんなところで選択制を取り入れているところに視察にも行きました。その中でいろいろ話を聞いてみますと、なかなか難しい問題というのですか、実際やってみて、取り組むときの目的がいろいろ違ったり、いろんな問題があります。別府市においてどういう方法で取り入れたのがいいのかというようなことも、今教育委員会の中ではいろいろと検討はいたしております。だから、全然取り組んでいないのではなくて、それぞれ情報を得ながら、どの方法がいいのかなということでも検討はいたしております。

○十三番（野口哲男君） これは「親方日の丸」と言うと悪いのですが、民間企業であれば、とっくに倒産している企業のあり方なのです。直ちに血を流すところには手当てをして、入りを図って出るを制す。例えばもうかるところにお金をつぎ込んでいくというのが民間企業のあり方なのです。改革をするに当たって、やっぱり検討の時間というものがある。それが余り長いと、それはやろうとしたときにもうすでに時代おくれになっているということがありますので、大変口幅ったい言い方でございますが、私も教育長ももうすでに老境に入っております。私たちは、やっぱり日本人として生まれてきて、これから日本人を育てていくという大きな使命感と責任があるわけなのです。そういう意味でこの教育改

革というのは人ごとではないのです。もう子育てが終わった我々が、今こそ声を大にして文部省を動かし国民も動かしていかねばいけません。だから、あえてきょうは市長の答弁は聞きません。市長は思いがいっぱいあると思います。きょうはあえて聞きません、九月議会で聞きます。そういう意味でぜひこれをやってください。これ以上回答が出ないようでありますから、一つだけお願いをしておきます。

ここに私の要望というか、すべての児童・生徒がよい教育を受けられるようにするには、少人数クラスにする、これは市長のあれでしょう。余り少人数にしても効果が上がらないようですが、そして詳しい教科書を使って習熟度に応じた個別学習をする。そういう欧米で当たり前とされていることを実現しなければならない。そうしないと、予算の大部分が、本当に国家予算の相当な部分がこの教育に割かれているわけでありますから、その大部分の中で自学習に耐え得るような教科書をまずつくって、それを選択していくということが効果が上がるのではないかとありますので、ぜひ学校の自由競争を取り入れること、そして評価制度そのものを、生徒に対しては評価制度がつくられております。これは四分の一が学力で、あとは先生の主観によって一から五までつけるのです。我々の子供のときは、五をもらうということは、相対評価でしたから、百点取って、九十五点以上が何回かテストの結果が五点になっていた。ところが今は、学力が四分の一ですから、あとは先生に対していい子か悪い子かというのがかなり大きなウエートを占める、それが入試にも影響してくるといえるのは、これは大変な問題ではないかなということも言われております。そういう意味も含めて、ぜひとも別府市で本当に現実的に効果が上がることを早急にやっていただきたいということをお願いをして、この質問は終わります。

では、あとちょっと、あれだけ。観光課参事、お願いいたします。

きのう、二十四番議員がもうコンベンションホール、ビューローの件については話をしましたので、経緯については話をしません。ただ、別府市にあの建物があって、県が補助金を出さなくなるということは、将来的に別府市は何とかなければいかんようになるわけなのです。その場合に、今、浜田市長が理事長で、組織そのものも市の外郭団体なのかどうなのか、第三セクターの一角に入るのか、非常に難しい。組織そのものもそういうことになっています。私は、ここを思い切って切り離す。理事長も市長ではなくて、本当に民間の発想ができる、経営ができる方を理事長に据えて、そして新たに観光公社というものをつくって、その中にはもちろん観光協会も入るし、いろんな別府市の観光のすべてのものを、例えばアフターコンベンション、そういうものも検証できるような、そして費用対効果が図れるような組織をつくって、それでこのビューローというものを作り変えない限り、今のまま行ったら必ず破綻します。別府市も持てません。そういう意味でどういうお考えなのかをお聞きかせいただいで、質問を終わります。

○観光経済部参事（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま御指摘のビーコンプラザにつきましては、平成七年三月にオープンし、今日に至っておりますけれども、その運営につきましては、一応財団法人という形で設立をいたしております。これについては、県、市、それから民間の出捐金でこれを運営しているという形をとっておりますので、全市的な地域活性化、観光再生に向けては、議員さん御指摘のとおりだと思っております。ただ、そういうものをにわかには一本化した組織にするということになりますと、財団そのものをいわゆる解体する必要があると思いますので、そうなりますと、県等々との協議、それから民間のいろんな関係団体との協議が必要になってきます。それで非常に困難性はございますけれども、将来的には考え方としては観光再生に向けて効率的な振興を図っていくという意味では、お気持ちとしては十分理解をさせていただいておりますので、現状としては、そういう組織との連携を今後十分に図りながら、その体制をさらに強化して頑張っていく以外にないかな。

それと、ビーコンそのものについては、官の効率的な運営ということになりますと、基本的には、もう私は汗を流しての営業活動を継続していくということと、官の有効的な活用という二本があるかと思っておりますので、この辺もビューロー等々とも連携を図りながら頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○十三番（野口哲男君） やめようと思ったけれども、もう一言だけ言います。

確かに既存の組織とか考え方を変えるということは難しいことかもしれません。しかし、時代の要求というのはそこまで来ていると思うのですよね。だから、あえて私はここで市長にも申し上げたいのですが、やっぱり別府からこのコンベンションビューローというものをもう一回考え直して、すばらしいものにしていくということも考えていいのではないですか。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○六番（萩野忠好君） 今十三番議員が、余りにも国会のように熱弁するものですから、私も後ちょっと戸惑っておりますけれども、いろいろなお話が、今回質問で出ておりました。その中で今回一番の、別府市制八十周年記念式について、質問をさせていただきたいと思っております。

本年は、別府市の輝かしい別府市制施行八十周年記念に当たりまして、市民こそってお祝いを申し上げ、そして盛大かつ無事に各事業が終了するように、私は三月議会で心配しなら質問をさせていただきました。本日は、四月十八日にべっぷアリーナで記念式典が開催されました、その記念式並びに表彰について最初にお伺いいたします。

まず、記念式の趣旨、表彰基準、推薦方法について、お願いします。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

別府市は、ことしの四月一日に市制施行八十周年を迎えましたが、今回の記念事業は、市民総参加を意識し、より多くの皆さんに参加いただけるよう、多種多様な行事を一年間を通じて実施をしているところです。その中で四月十八日には、べっぷアリーナで記念式

典を開催いたしました。記念表彰に当たっては、多年にわたり善行、徳行が顕著な個人または団体を市民の皆さんから推薦をいただき、個人百三十三名、団体百二十二団体を表彰させていただきました。その推薦方法といたしまして、市役所の受付、それから各出張所で用意をいたしました推薦書に記入をし、秘書課に提出をしていただきました。

○六番（萩野忠好君） 推薦があったものに対しまして、審査はどのような方法で行われたのでしょうか。また、申請件数と表彰件数を教えてください。そして、もしその中で表彰対象外――外れた方ですね――それはどういう理由か、お尋ねします。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

審査の方法ということですが、別府市表彰規則の九条に「表彰に関する事項を審査するために表彰審査会を置く」とありますので、この審査会において審議をし、決定をいたしております。

また、申請は二百六十一件で、そのうち二百五十五名を表彰いたしております。

その中で六件が審査の過程で表彰から漏れておりますが、対象者は、今は市外の方に住んでおりまして、しかも別府市では活動実績がない方、それからあっても浅い方といえますか、少ない方、そういう方たちを表彰の対象としておりません。

○六番（萩野忠好君） 聞くところによりますと、市民の中では、募集がいつ行われたのか知らなかったという人がいました。募集期間も、いつから始めていつ終わったのか、またPRはどのようにしたのか、そういうことを聞かれましたので、伺います。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

募集につきましては、二月号の市報で周知をし、募集期限を二月二十日までとしておりましたが、期限が過ぎても推薦がありましたので、最終的には三月末までずれ込みました。

○六番（萩野忠好君） それでは、表彰の枠というのは最初から決められておるのですか。また、過去に何らかの形で市長表彰とか、そういうことを受けられた方は、今回表彰対象外だったのか、その辺を伺います。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

何人表彰するかは、予算それから会場の関係もありましたので、今回は、記念表彰では大枠で二百五十名と決めさせていただきました。

過去に表彰を受けていたかどうかということは、それぞれに表彰を受けられた趣旨が違いますので、特に参考にいたしておりません。

○六番（萩野忠好君） 今回の表彰は、私が聞いたのは、最初人目につかない分野で地道に活動を続けている人を表彰するということを聞いていたので、これは大変よいことだなと思っておりました。ほかにもまだ表彰してほしい人がいたのに、なぜ表彰されなかったのかなと、後で市民の方からも聞いております。こういったせっかくのよいことが、早くから広く市民にPRされていたら、もっと申請者も多かったのではないのでしょうか。

最終的には少なかったので、各関係の課から推薦依頼が出された、そして最終的に二百五十人になったと聞いております。表彰については大変難しい面もありますけれども、市報に多年にわたり善行の個人、団体だけしか掲載してないのです。一度でも市長表彰された人は除くとか、あるいはある程度の基準を設けて、特にやはり隠れた活動をし続けている人をもっと多く表彰してくれなかったのが悔いに残るのではないですか。大事なことは、推薦方法とPRには今後十分気をつけていただきまして実施していただきたいと思います。何か反省点があれば、どうぞ。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

今回の八十周年記念での表彰者の推薦募集につきましては、市報で広く市民に呼びかけをし、また各町内の自治委員さん、それから社会福祉協議会、さらには関係各課を通じまして推薦をお願いいたしました。しかし、我々が期待したどおりの推薦が出てきませんでした。結果としてPR不足があったかもしれません。今後は、もう少しPRの方法というものを考えていきたいというふうに思っております。

○六番（萩野忠好君） 今後はひとつ、そういうふうに細かなところをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、式典後におきまして、別府市の名誉市民であります稲尾和久さんに「ふるさとと別府の思い出 私と別府球場」の演題で記念講演をしていただきました。これは大変よかったと思います。出席者からも、「ざっくばらんのお話で楽しく、よかった」、そういうおほめの言葉をいただいておりますから、記念講演としては私は大成功であったと思っております。

ただ残念なことは、この記念講演には、式典出席者以外は参加できないというイメージが市民にあったようです。野球関係者あるいはスポーツ団体、教育委員会、学校側にも協力を得まして、もっと小中学生にも参加を呼びかけてほしかったと思います。

また、メインアリーナで子供がたくさんおりまして、これはニュースポーツやゲーム大会の前だったと思いますけれども、この人たちも記念講演会場に入れてほしかったと思いますが、いかがですか。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

稲尾さんの記念講演の前に、記念式典をとり行いました。この記念式典は、表彰を中心に厳粛に行わなければならないといった考えがありましたので、式典から講演までの流れ、そういったものをどうするか、課内で随分検討いたしました。まず式典終了後に講演を聞く方と帰る方の把握ができないこと、それから席は被表彰者、それから来賓者、招待者を含めて九百席しか確保できなかったこと、それから講演時間が一時間と限られておりましたので、その中で参加者の入れかえができるかどうかといった理由がありましたので、市報で呼びかけた以外は特にそれらの団体をお願いをすることはありませんでした。

○六番（萩野忠好君） 今当局から回答が出ましたけれども、いろんなそれは理由はあったと思います。今後については、ぜひそういうものを、今私が申しあげましたのを含めて御検討いただければ、大変ありがたいと思います。

それでは、次に記念事業イベントについて、質問させていただきます。

同じく四月十八日に行われました市制八十周年記念事業の主な行事の構成はどうなっていますか。また、参加者はどのくらいあったのですか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

記念事業は、記念式典と記念事業に分けられます。記念式典はべっぷアリーナのサブアリーナで、記念事業はメインアリーナ、エントランスホール、屋外駐車場という全施設で、それからもう一つ、「泉都（1,010人）大シャボン玉大会」は別府公園で開催いたしたところであります。サブアリーナでは、午前中が記念式典と、先ほど出ました記念講演、午後からは記念コンサート、ビンゴ大会という形になっております。それから、メインアリーナでは、午後からニュースポーツ&ゲーム大会、また、エントランスホールでは、歴史パネル展とみらい絵画展、屋外駐車場ではミニステージと屋台を設置いたしたところであります。

当日の天候は、午前中は曇りでございましたけれども、午後からはあいにくの雨となっております。天候にもかかわらず、参加者はべっぷアリーナ関係で約三千人、別府公園のシャボン玉大会に約千四百人程度であったというふうに思っております。

○六番（萩野忠好君） 私が行ってみて、市の職員さんが非常に頑張っていてたくさん出たようです。しかし、イベントを受けたイベント会社の方々が、目に余り私には映らなかったものですから、ちょっとそういう質問をさせていただくのですけれども、職員は何人出られたのですか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

メインアリーナのスポーツ&ゲーム、これが子供から大人まで楽しめるゲームということで十五の競技を用意いたしました。第一に安全性を期すために一つのゲームに野球やサッカーとかの経験のある若手職員を二名以上配置した関係上、全体的には約五十名程度の若手の職員がアリーナの方の記念行事に従事したところであります。その他の部分については、私ども企画調整課の職員で対応したということであります。

○六番（萩野忠好君） それでは、コンペをしたと思うのですけれども、委託業者は何社参加されたのですか。また、委託先を決める方法と委託金額はどのくらいになっているのですか。

○企画調整課長（安波照夫君） 記念事業実行委員会で実施の事業のおおむねを決定しまして、事務局で仕様書を作成しまして、市内業者三社と県内業者といひますか三社、計六社を指名しました。企画書を提出していただきまして、実行委員会の幹事会のイベント部

会の委員八名を選考委員としまして、企画コンペという方法で業者を決定したところであります。委託料は、消費税込みで五百二十五万ということであります。

○六番（萩野忠好君） 今、市内三社、市外三社がコンペに参加されたということですが、企画内容はそれぞれが出されたので、どうこう言うつもりはございません。しかし、決定業者が市外だということを知りましたけれども、不況の今、この世の中ですから、地元三社のうちどこかが決まっておいたらよかったな、個人的にそう思いました。そこで、イベント行事に支払ったいろいろな金額ですね、五百万の中の、その中からイベント行事にどんなものに支払ったのですか。内容を教えてください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

イベント行事に支払う委託の主な内容ということでございます。サブアリーナでの記念式典、記念講演における舞台音響装置、それから記念コンサート、ビンゴ大会の開催、メインアリーナのニュースポーツ&ゲーム大会の大型機具のリース料、それから屋外駐車場のミニステージ、それからこだわり屋台の出店等が主な内容であります。その他、当然にイベントの看板それからサイン、ポスター、パンフレットというような作成が、委託の主な内容となっております。

○六番（萩野忠好君） 今回のこのイベントの中で、委託業者を見た中で屋外駐車場で実施されたこだわり屋台とミニステージ、私も行ってみました。この配置場所が悪かったのではないかと私は感じました。屋台の場所が悪くて、案内板も少ないようでありました。また屋台の場所については、玄関前の方が人がたくさん集まっていたので、なぜ玄関前を考えなかったのかなということを感じました。恐らく参加者やこの議員の中にも、あの屋台の方に行った人が何人いるのでしょうか。わかりにくいところには無理してイベントする必要は私はないと思うのです。その分安く委託料もなりますので、やはりそういうことを考えてするべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

屋内での調理ができませんので、屋外での施設設置ということになりましたけれども、午前中に行いました記念式典の参加者と出店業者等が、玄関周りでクロスする、混雑するという関係、それから給排水、電源確保というような関係からも、屋外駐車場の屋台の設置ということになっております。それから、企画コンペに参加した数業者の企画書についても、屋外の設置の方が多かったというふうに記憶しております。また、案内板につきましては、玄関前や会場の違うシャボン玉大会の方にも設置しましたし、参加者に当日お渡ししましたチラシについても、屋台の設置場所を掲載したところであります。

○六番（萩野忠好君） 私も過去、いろいろとイベントに携わってきたわけでございますけれども、今回のイベント内容ではちょっと高過ぎるのではないかな、そういう感じが率直にしました。ぜひ委託したイベントがうまくいったかどうかは、今後総括してほしいと

思います。また、市の今貴重な財源を使っていますので、今後については、各種行事には内容とそういういろいろな金額をよく精査していただきたいと思います。イベントは、やはりイベント内容が大事であります。しかし、雨天の場合がありますけれども、これは雨天の場合は客足が少なくなったり、あるいは成功に導かないということがあります。私もそれはやむを得ないこととっておりますので、今後、当局の考えを聞かせてください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

工事の発注と同じように、イベント業務についても、事業終了後に業者から完了報告書という報告を受けます。個々の項目についてその実績を写真等で確認しながら作業を進めています。御承知のとおり、イベントはその日の天気によって成否が大きく左右されます。議員おっしゃるとおりでございます。今回も昼から雨が降りまして、べっぷアリーナで私どもが思ったより参加者が少なかったということは事実でございます。しかし、記念式典と記念イベントと同じ会場に行ったこと、また職員を動員していただいたことによる経費の節減、もしこれ全体を別府公園でイベントを行っていたら、あの雨の関係からまだまだ集まる者が少なかったのではなかろうかというようなことを考えるときに、私ども事務局としましては、まあまあ出来だった、成果であったというふうに考えております。

なお、いろんな御意見をいただきました。御指摘をいただきました。この件につきましては、今後のイベントに役立てていきたいというふうに思っております。

○六番（萩野忠好君） 以上で別府市制施行の八十周年記念について質問を終わりますけれども、まだまだ来年の三月までいろいろと諸行事八十周年記念が残っておりますので、どうぞ無事に成功裏に終わるように祈念をいたしております。頑張ってください。

それでは次に、二項目の別府市の機構改革についてお伺いします。

別府市では、現在、行財政改革に取り組んでおりますけれども、赤字再建団体とならないように市長事務部局、水道局、議会とそれぞれ知恵を出し合って勇断をもって推進するという決意を新たにしておりますけれども、私は、この際、市の組織機構についても見直し、各課、係などの機構を大きな単位にまとめ、効率化を図っていくことが一つの方法ではないかと考えます。

そこで、まず、現在の課、係の数は幾つあるのでしょうか。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

平成十六年四月時点の市全体の課、係数でございますが、五十三課、百四十二係となっております。

○六番（萩野忠好君） 五十三課、百四十二係とは、ちょっと多い気がします。行政は、とにかく細かく係を分けているようでありましてけれども、民間は、大体大きく課単位で対応しております。係があったとしても、一人が一人担当ということはありません。別府市の組織には、係、課の上に部があり、役職もいろいろとありますけれども、機構や役職も類

似的なものは、大きくこれからまとめていくことがよいのではないかと思います。係という単位を見直し、課でまとめれば人を削ることができるし、また逆にふやすところが可能になると思うのです。そして課で仕事については責任を持って効率的な人員配置が可能になると考えます。業務単位を係から課へ移行して大きくまとめるという手法が効率的ではないかと考えますが、いかがですか。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

組織機構改革を行う上で類似の業務やその他いろいろなものを行っているものを寄せ集めたり、小さく区分されている業務単位を大きくまとめるということは、有効な手法であると考えております。なお、係という業務単位で言いますと、平成十六年、ことしでございますが、ことしの四月からスタッフ制ということで企画調整課、情報推進課、観光課、広報広聴課の四課でそのような形での試行をしております。その状況を本年十月ごろに取りまとめ、可能であれば十七年度に生かしていきたいというふうに考えております。

○六番（萩野忠好君） 類似業務のまとめということで、いろいろな考えや視点は、それはあると思います。別府市は観光立市でありますから、観光というものはいろいろな分野とやっぱりかかわりが深いわけであります。そのようなことを考えますと、別府市の観光という特性をしっかりと持っていくことが大事であります。ただ、今あるスポーツあるいは文化、国際交流などの業務は、この際観光と結びつける。例えばスポーツでは、宮崎においてはスポーツ観光で売っております。先般、熱海に行きましたら、熱海では文化面も観光に入れたということを知りました。そういう文化施設の利用も、誘致・案内を観光が熱海ではやっております。国際交流面においても実質民間では観光関係の人たちとのかかわり合いが深いのです。また、市長が就任して大きな目玉として打ち出しました別府観光推進戦略本部やまちづくり推進室も、やはりこれは観光課の仕事と思っております。さらに国などの動きを見ますと、これからは高齢者福祉課、介護保険課、障害者の福祉課も、この三つの関連が深くなってまいります。ですから、こういうところはやはり大きくまとめる。そのほか土木関係初め各課もそのような視点で見直しをすれば効率的にもなるし、また各課、各関係の連携もうまくいくのではないかと、私はそう思いますが、どうでしょうか。

○財政課参事（中尾 薫君） 現在の五十三課、百四十二係というものは、それぞれ一定の目的・使命がございまして、ほかと一緒にするには目的・使命遂行上どうであろうかという判断のもとにそのようになったものだと考えております。しかしながら、その違い等を余りに強調するだけでは、効率化の面や、現在複数の課、係が重複する課題や要望が多くなる現在、そして行財政改革の求めるスリムな行政組織を目指す上ではどうなのかなという思いも持っております。議員御指摘の点を踏まえ、関係各課と今後十分協議しながら機構改革には当たってまいりたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） もう一つの機構を考えてみます。これは、二十四番議員さんが熱

心に行財政改革に取り組んでおりますけれども、職員の配置それから人数にかかるのですけれども、やはり公の行う分――行政ですね――それから民間が受け持つ部分、そして官と民が共同して行う部分を明確にする必要があると思います。例えば観光課と観光協会、あるいは観光につながる民間団体とのすみ分けです。この問題は以前から議論されてきたことですが、大変現在厳しい財政状況を考えるときに、人口、職員数も減っていく中で予測される今日こそ、この問題は真剣に議論していかなければならないと思っております。市も大変ですが、民間も先行き不安であります。これは観光だけに限ったことではありませんので、今後についてどういうことを考えていらっしゃいますか。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

議員御指摘の問題は、いわゆる行政領域の問題ではなかろうかと考えております。大変重要な御指摘であろうと思います。行政改革の出発点は、従来の成長を前提としたシステム領域が、今後維持できるかどうか分からないという思い・認識であろうと私は思っております。その思いや認識の上で今後どうしていくかは、市民の皆様、関係団体の皆様としっかり議論していかなければならないというふうに考えております。観光だけではなくすべての部や課で御指摘の点を踏まえ、事務事業の見直しをする中で関係団体等に問題を提起し、方向を出していくことが、今最も必要なことではないかと考えております。

○副議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午後二時五十九分 休憩

午後三時 十六分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○六番（萩野忠好君） 私は、観光課の重要な仕事は、極端かと思っておりますけれども、将来への観光企画そして情報収集、また別府からの発信でよいと思っております。そのほかの宣伝につきましては、民間に任せるべきだと考えております。すなわちハード面は行政、そしてそのうちの観光課、ソフト面は市観光協会ほかに委託し任せる。そうすることによって職員の配置も少なくて済むし、また効率化になるのではないかと思います。また、当然民間におきましても、市に頼ることだけでなく自立していく姿勢も大切だと考えます。観光団体もこれからは一本化し、経費節減と自助努力をしなければ今後は生き残れない、そういう感じもいたしております。

それから、特に観光情報収集は大変重要な役割であります。毎日の株式の上がり下がりと同じように別府の入り込み客や経済効果がどのようにあらわれているのか、また他市の状況が日々わかるような、そういうシンクタンクのようなものを現在ある総務課内にある統計係がその任務を担い、統計係を課に格上げしてそのような機能を付加していただきたいと思っております。

もう一つ。観光誘致は、やはり専門にする課をつくっていただきたいと思っております。市の

職員にはいろいろ観光課も異動がございまして、ようやくなれたら異動という、そういうことが今までっております。ですから、こういう誘致専門は市観光協会、あるいは先ほど十三番議員が申されましたように、コンベンションビューローの中の誘致係、そういう団体を一本化した「別府市誘致宣伝株式会社」のようなものをつくっていただきたいと考えております。

また、今までに機構改革につきまして、いろいろ質問をしてまいりましたけれども、先般、群馬県の太田市に視察に行ってきました。すでに三番議員やいろいろな方々から太田市のお話は出ておりますけれども、この太田市長は、大変斬新なアイデアと行動力を持っている方でありまして、市庁舎の大幅な設計変更や助役を置かずに直接部長と対応する。また、市政運営をいろいろと変えて行っております。また、土・日曜日には市役所を開庁して市民の皆さんの受け付けをしていることもびっくりいたしました。そういう驚くような事例がいろいろと各市で、あるいは町で行われているのではないかと考えております。

最後に、今日のように先行きの見通しが明るくなくて、そしてその解決手法が混とんとしているときに、ある面、市長も失敗を恐れずに大胆な行動をすることが大切だと思います。機構改革においては、いろいろな事情や経過などあると思いますけれども、簡素でスリムな行政組織を目指して、そして大胆な発想で行うよう提言をしまして、この質問を終わらせていただきます。

では次に、三つ目の公園整備についてお伺いをいたします。

この件につきましては、私は三月議会において質問をさせていただく予定でありましたけれども、時間がございませんでしたので、今回改めて質問をさせていただきます。

十六番議員さんもきょう、公園についてのいろいろな管理等を申し上げましたので、私も二項ほど申し上げたかったのでございますけれども、重複をしまするので、省かせていただきます。

今、公園が百五十一カ所あるということでありまして、これは大変管理上難しいものと考えております。私も十八カ所市内の公園を回って感じました感想を申し上げたいと思います。

まず一つ、公園をフェンスやサツキで囲み過ぎである。二つ目、トイレが汚い。落書きがあり、そのままにしている。三つ目、トイレや公園内の照明が消えていたり、暗い感じがする。四つ目、遊具施設の点検が悪い。ペンキがはげているところがある。五つ目、公園の利用については、注意看板などないところもあれば、汚いままそのまま建っている。この五つを感じましたが、当局の答弁をお願いいたします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今、議員さんから御指摘を受けました部分につきましては、その都度対応させていただいておりますけれども、以前につくった古い公園とか、それから古いトイレにつきまして、

そういった箇所が多く見られるのではないかと思います。現在、そういった公園につきまして年次計画を作成し、随時改修していくような計画にしております。

また、遊具点検それから照明点検につきましては、十六番議員さんの質問にも答えさせていただきましたが、年二回の定期点検や緊急点検によって、子供さんたちが安心して利用していただけるように注意を払っているところでございます。

○六番（萩野忠好君） やはり百五十一カ所を本当に管理していくというのは、並み大抵のことではございません。またいろいろな、どういうふうに使われているかということも把握するのは難しいと思います。ですから、ここで思い切って今後公園の管理を委託先を探して委託したらどうかと思うわけでありまして。まず一つが、地域の自治会や団体でございませけれども、これは一部には自治会愛護会が何かしているということも聞きました。それから緑化協会やそういう専門のところに樹木管理なども委託する、またボランティア団体や里親制度なども取り入れたらどうでしょうか。こういう委託先についてお考えがあれば、どうぞ御回答をお願いします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるように、多くの公園の管理につきましては、大変私どもも苦労しているところでございます。今後の公園管理の基本的な方向は、行政が主になる部分と、それから新たに市民の皆様方の参加や企業の参加などを促し行う部分があるのではないかと考えております。パートナーシップに基づく幅広い公園管理運営を展開することが重要な時期に来ていると、私どもも認識しております。先ほど、議員さんの御提言にもありました愛護会やボランティア団体、また、さきの議会や今回の議会でも御提言をいただきました里親制度、それからまた、指定管理者制度の導入など管理運営のあり方、どのような方法がよいのか、私どもも今いろいろ勉強し、検討しているところでございます。

○六番（萩野忠好君） それからお尋ねしますが、公園についての情報交換。例えば自治会さん、あるいは緑化協会さん、そういう方たちの情報が入らなければ、なかなか公園も対応できにくいと思うのですけれども、そういうことはどういうふうになされていますか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今、情報交換をどういうふうに行っているかという御質問でございませけれども、先ほど申し上げました愛護会の方々からは、月一回報告書を出していただいておりますので、そういった方々からいろんな要望、それから注意などをそれを書いて出していただいておりますので、その都度協議させていただいております。また、緑化協会の皆様には、樹木の選定と維持管理面の専門的な御意見を聞かせていただいております。

○六番（萩野忠好君） 公園づくりの大事なことは、やはり地元、地域の協力を得たり、あるいは市民からいろんなやっぱり要望もあると思うのです。そういうことで、これからの公園づくりについてお考えがあれば、どうぞ述べてください。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

松原公園や海門寺公園の整備に当たりましては、地元の説明会を開催いたしまして、地元の方々との意見交換を行っております。また、障害者の方々にも利用しやすい公園とするために、段差の問題、それからトイレの使い勝手についても御意見を聞かせていただいております。そして、そんな御意見に可能な限り沿うような計画にいたしておりますが、今後の公園づくりに当たりましては、市民の皆様方の意見を入れて、市民参加による公園づくりをすることが一番大事なことだと認識しております。今後もそういうふうな方向で頑張っていきたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） 今、別府市内におきまして人気のある公園というのは、そこにある別府公園、それから上の方の南立石公園、それから最近では鉄輪地獄地帯公園、こういうところには常に人が行っているようでございます。

公園整備について、ちょっと私見を申し上げさせていただきたいのですけれども、大きさなどいろいろありますけれども、何か公園と言えば、すぐ樹木を植えたり、あるいは遊具を設置すると思われがちです。しかし、現在、利用者をよく見てみますと、やはり中といますか、利用されるところが広い方が、例えば芝生を植えたりグラウンドを広くとる、そういう方が利用者に非常に喜ばれているようであります。ですから、周囲は日影的な樹木やベンチを置いていただいて、そしてそういう公園づくりをしていただきたいと思いますというわけであります。また、トイレにつきましても、きょう、話も出ておりましたけれども、やはり今、障害者の話をよく聞かないと、せっかくトイレをつくっても意味をなさないこともございますし、また公園についても本当にバリアフリーにさせていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

議員さんが言われますように、公園の整備に当たりましては、私どもも公園の規模、それから場所、それから公園の目的によって整備内容が違ってくると思っております。いずれにしても、皆様方に利用され、それから親しまれる公園でなくてはならないと考えております。私どももそういった公園づくりを、これからもやっていきたいと考えております。

また、公園のバリアフリーにつきましては、これからも随時推進していきたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） それからもう一つ。きょうは私も公園についてこれだけは言いたかったというのが一つあります。これは三月議会のとき、ちょっと質問時間がなかったので、少し桜のことを述べましたけれども、大先輩の三十一番、三十番議員さんも桜については熱心であります。私は、ぜひ別府市に多くの桜を植えてほしいと思います。別府公園にもほかの公園にも少しは桜はありますけれども、早急に多く植えていただいて、桜の名

所をつくっていただきたいわけであります。

その理由は、桜は国の花でありますように、日本人の心には奥深く焼きついてあります。特に別府公園に多くの桜の木を植えられたら、観光客にも市民にも受けることは間違いないと思っております。なぜかといいますと、交通の利便性が非常によいのです。JRからも近いし、また周辺にはバス停もございます。現在、旅行エージェントでは全国で桜ツアーというのがはやっております。ですから、お客さんを呼ぶ。今回のように「うみたまご」やアフリカンサファリ、いろんな施設のリニューアルによってはお客さんが参りますけれども、そのほかになかなか別府にお客さんを呼ぶというのは難しい面があります。しかし、四月の桜の時期を迎えますと、桜の名所があればそういう旅行エージェントも企画して連れてきていただくわけであります。私も弘前の公園の桜のきれいなところ、それから大阪の造幣局の桜のきれいな並木通りといいますか、通り抜けをやっております。それから韓国では慶州のさくらマラソン、それから鎮海の軍港桜祭り、ハワイの桜祭り女王コンテスト、そういうのも全部桜と密接に関係しながらイベントが行われております。桜の咲いている期間は本当に短いので、「花の命は短し、恋せよ乙女」、そういうように何かロマンがわいてきます。これができれば浜田市長も田中課長も、やはり最初にそういうことを実施した人は、後世に名声が残ると思っております。そういう意味でぜひ別府にそういう桜の名所をつくってほしい、そういう思いがあるわけでございます。これが、きょう、公園について私の一番訴えたいというところであります。

ですから、桜はすぐに大きくはなりませんので、十年かかるか二十年かかるかわかりません。ですから、早くそういうことをやらないと、何年先になるわけです。ですから、簡単に言えば、私も行きました扇山の桜の園、最初に一万本植えましょうということで植栽に行った思い出が数十年前あります。ですから、扇山の桜も少し伐採してといいますか、向こうから移植して、そして公園などに植えていただく。どこかにそういう名所をつくっていただく、そういう考えをしていただければ、これは本当に観光にも結びつくわけですから、ぜひ当局はそういう考えをしていただいて、期待どおりできることを私は祈っております。それについていかがでしょうか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

貴重な御提言、ありがとうございます。桜の花の名所をつくって観光都市別府の浮揚にという御意見でございます。別府公園や、それからほかの現在整備中の公園などに、そういった花の名所になりますと、かなりの本数それからかなりの面積が必要になるかと思っておりますので、そういった植栽できる場所があるかどうか、調査させていただきたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） では、最後の質問に移ります。

本当に公園緑地課の皆さん、御苦労もあると思うのです。ですから、これからもいろいろ

る公園もリニューアルしていくでしょう。でも、使う人のマナーというのが非常に問題になっておりますので、ひとつ遠慮せずに、ここで公園課の苦勞また要望、それがあれば率直に述べてください。

○公園緑地課長（田中敬子君） 貴重な場所でそういった意見を言わせていただきますことを、本当にありがとうございます。では、遠慮なく、ちょっと言わせていただきたいと思いますけれども、一番私どもが今頭を痛めているのは、やはり管理のことでございます。そして、一部の公園を利用する方でマナーの大変悪い方がいらっしゃいます。例えば犬のふんを片づけないとか、それから便所とかトイレとかに落書きをする、それから物を壊す。そういった方々が一部ではありますけれども、ありまして、私どももその都度対応させていただいておりますけれども、なかなか改善されないのが実態でございます。私どももこれから一生懸命管理の向上に向けても努力してまいりますけれども、ぜひ利用者の方々にもそういったマナーを守っていただければありがたいと思っております。ありがとうございます。

○六番（萩野忠好君） 田中課長以下公園緑地課の皆さんの御健闘をお祈りいたしまして、ここを終わります。

それでは、次にまいります。（発言する者あり）いえいえ、次の質問があるのですよ、まだ。（笑声）公園課の分だけ終わり。

次、学校の生徒指導及び青少年の育成について。はい、簡単にいきましょう。

まず、いろいろと問題になっておりますけれども、やはり犯罪が起こるのは、小さいときからの教えというのが大事なことであります。これは清新会の一番、二番、十三番議員がいろいろと申し上げました。しかし、その中におきまして、各学校にも校風あるいは校則があるわけでございます。まず生徒指導の中で、中学校では校則はどのように徹底しているか伺います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

各中学校では、入学時はもちろんのこと、学期初めや長期休業の前など、また時期や必要に応じて校則について指導を行っております。しかし、多くの生徒は決まりを守って学校生活を送っておりますが、多感な難しい時期に、中にはその決まりを破る生徒もございます。その場合には、学年や学校として本人が納得できるように指導を繰り返して規範意識、また校則を守るように指導しているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 課長、次の質問を予定していましたが、三の方に行きます。

今の子供は、何でも自由というそういう意識と、また物質的に恵まれて思いやりや人に迷惑をかけないという精神面、あるいは心という気持ちが失われております。心を育てることが大事でありますことは言うまでもありません。その時間として道徳の時間があると申しますけれども、道徳の時間はどのような指導で工夫をしておりますか、伺います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

道徳の時間は、道徳教育のかなめの時間でありまして、年間、小学校、中学校ともに三十五時間実施するようになっております。内容としましては、主として自分自身に関する事、他人とのかかわりに関すること、集団や社会とのかかわりに関すること、自然や崇高なものとのかかわりに関することなどにつきまして、道徳的な価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、その実践力を育成するために実施しております。ねらいを達成するための工夫ではありますが、ただ単にその内容項目を、例えば友達を大事にしましうとか、そういうことだけを教え込んでも児童・生徒の心を揺り動かすものにはなりません。そこで、授業の中で子供たちがそれぞれの価値観を出し合い、お互いの考えを聞きながら主体的に人間としての生き方を追求し、思考を深めていくような授業に努めております。また、より考えを深めるための工夫としまして、動作化をしたり役割演技をしたり、そういう工夫もしております。また、体験活動を生かして、それを授業に持ち込んだり、外部の人材をお招きしてそこで話をしてもらう、そういうことの工夫もしております。

○六番（萩野忠好君） 現在の子供は、外で遊ぶより家の中でゲームをしたり、あるいはテレビを見て育っております。ですから生活環境が、一人で過ごす時間というのが非常に多いわけでありまして。そうすると孤独感を味わってきます。やはり友達づくりや人とのつき合いが下手になってまいります。ですから、一番大事なことは、やはり子供には孤独感を与えないように、学校としてはどのような指導の工夫をしておりますか、伺います。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

中学校を例にお話しさせていただきますと、学校行事や学級活動を充実させまして、子供同士のかかわりをふやし、また体育大会や文化祭、修学旅行などでそれぞれの生徒に一人一人出番を与える、そういう配慮をしております。また、日ごろの授業では、ただ教師と生徒の一方通行の授業だけではなくて、数人のグループで話し合ったりお互いに学び合おうとする指導の工夫もしております。このような生徒同士のかかわりを大切にすばかりではなくて、生活ノートで教師と生徒の対話を行う、また生徒一人一人と教師とのつながりを深める工夫もしております。例えば、休み時間に生徒とのかかわりを深めるために廊下にいすと机を置いて、教師がそこに座っていて、生徒が通りかかって、そこに生徒が座って対話をするとか、そういう工夫をしている学校もあります。

議員さんがおっしゃいますように、各学校で生徒が孤独感を味わわないように配慮することは大変重要なことだと思いますので、さらに学校もこういうことに取り組むようこちらからも働きかけをしていきたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） それでは、次に青少年の健全育成についてお伺いします。

これは、市長からの委嘱と、それから警察署からの委嘱によってかなりの人たちが委員になって頑張っているらしいです。青少年の健全育成にかかっている組織と団体を教えてください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

行政組織としては、行政、学識者、学校、諸団体代表等二十三名で構成されています別府市青少年問題協議会、また団体としては、各小学校の青少年育成協議会を母体とします別府市青少年育成市民会議、本課青少年センター内に事務局を置き、百四十九名で構成されています別府市青少年センター補導員協議会、別府警察署生活安全課に事務局を置き、五十四名で構成されています少年補導員連絡会議があります。

○六番（萩野忠好君） 青少年の健全育成については、四つの大きな団体がある。これについては二百二十六名、それに各校区で大体三十人以上ということで十六校区ありますから四百八十人、推定七百人の多くの人携わっているいろいろな健全育成の補導等も行っております。しかし、その中でやはり各団体との横の連絡がびしゃっととれてなければ意味がありません。そういうことで横の連絡、あるいは団体、そういう機関の連携はどういうふうになっているのでしょうか。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

それぞれの組織・団体では、非行防止、環境浄化、青少年の社会参加、家庭の教育力の向上、青少年の規範意識の向上等についての協議や活動が行われています。その中で出た意見や問題点につきましては、各組織・団体へ青少年センターが窓口となって対応しています。また、それぞれの機関・団体の会議の際には、議員さん御指摘の横の連絡が十分とれるよう、各機関・団体の代表者の情報交換の場が設定されております。今後もそれぞれの機関・団体の横の連絡を十分密にし、効果的・機能的な青少年の健全育成活動になるよう努力してまいりたいと考えております。

○六番（萩野忠好君） 非行については、非常に今低年齢化されております。別府市の状況を調べましたら、十四年度に比較すると減っているということでもあります。しかし、少年非行の中で、青少年センターが小・中学校から補導で報告を受けたのは百八十四人、うち女子五十三人となっております。そういうことで今後につきましても、学校あるいはそういう家に帰ってからも補導等もございますので、十分気をつけて皆さんで育成に取り組んでほしいと思います。家庭そして学校、地域の人と、また皆さん方で青少年健全に努力してまいりましょう。

○十九番（山本一成君） どうもお疲れでございます。最終日、二十三人中二十二番ということで、ゴルフで言うならブービーでありますが一々ゴルフはいつもブービーですが（笑声）一々それでは、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、入札制度ということで質問通告をいたしておりますが、質問に入る前に、前段といたしまして、別府市が入札というか、公共工事を発注する場合、この市の発注する公共工事はどのような意義を持ち、どのような役割を持っているか。加えまして、それに伴って指名業者をいろいろ選択するわけですが、その選定する基準、基本理念というか、基本的な考えはどうか、この二点を先にお答えいただきたい。

○契約検査課長（岩本常雄君） お答えをいたします。

公共工事の発注につきましては、公共工事に対する市民の信頼の確保と建設業の健全な発展や地元経済界の発展の立場から、特殊な工事を除きまして市内の建設業に発注いたしております。指名基準につきましては、指名競争を行う上で本市の指名基準に関する規定を策定し、さらに指名基準を補完するため、より具体的な運用基準を設け実施いたしております。透明性の確保、公正な指名を基本姿勢といたしまして指名をいたしております。

○十九番（山本一成君） そうですね。今の課長の答弁を踏まえまして、質問に入らせていただきます。

まず、特にきょうは建設建築物、要するに箱物について。いろいろ入札はありますが、きょうは箱物について質問をさせていただきます。

例えば別府市が公共工事を発注する場合、箱物をつくる場合は、まず内部協議をやりましますね。内部協議でいろいろ立案・企画しながら予算を確保して、そして初めて発注ということになるわけですが、そうすると先に設計委託というのが入ってきます。この設計の入札の方法はいろいろあると思いますが、教えてください。

○契約検査課長（岩本常雄君） 設計委託の入札の方法というより、指名につきましては、プロポーザル方式、コンペ方式、指名競争入札等があります。プロポーザル方式とかは、一言で言えば、事業に対する提案を受け、最も適した設計者を選ぶのがプロポーザル。つまり、設計案でなく人を選ぶ方式でございます。それに比べコンペ方式は、最もすぐれた設計案を選ぶ方式、指名競争入札は、入札金額により設計を選ぶものでございます。

○十九番（山本一成君） そうですね。設計は今三つの方法があります。別府市は大型物件でいろんな方法をとっていますが、その設計事務所に委託して入札した場合、設計だけ、要するに設計を委託する場合と設計監理まで委託する場合がありますね。これはどういう場合ですか。

○契約検査課長（岩本常雄君） 市が発注する設計委託につきましては、通常は設計のみの発注で行っております。工事の施工監理におきましては、建築住宅課、土木課等の技術職員が行っており、大規模な工事の場合、べっぷアリーナ建設、南小学校建設時に工事の施工監理の委託をしたことがございます。

○十九番（山本一成君） 基本的には設計のみの委託だと、特殊な物件については監理まで委託するということですね。今、アリーナそれから南小学校と言いました、最近行われ

た北部地区公民館コミュニティー、これも設計委託に入っているのではないですかね、監理まで。

○契約検査課長（岩本常雄君） お答えいたします。

北部地区コミュニティーセンターにつきましては、工事の監理の技術職員がいないということから、監理委託を行ったと聞いております。

○十九番（山本一成君） 「聞いております」ね。それはこういうことですか、社会福祉協議会の仕事だから市は関知してないというふうにとっていいのですか。これは後から行きましょう。

今言いましたように、設計と設計監理があるわけです。設計事務所に監理まで委託すると、要するにこういうことが起こるわけです。自分のかいた絵を自分が監督するわけです。ということは、その設計事務所のモラルの問題ですが、その設計事務所が自分の裁量でどのようにもなるということです。この設計事務所の監理委託の監督は、先ほど「行政」と言いましたが、監督のシステムをもう一度教えてください。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

総合体育館、南小学校建設工事を例として挙げられましたので、その両方の工事に携わったという立場から、建築住宅課よりお答えさせていただきます。

先ほど契約検査課長が申しましたが、通常工事では、請負業者を直接私ども技術職員が監督することになります。御質問のケースが、工事の規模、特殊性によりまれにありますが、この場合におきましても、請負業者、設計監理業者、双方の監理指導は同じく私ども職員が当たることになっております。

○十九番（山本一成君） その場合、厳しくチェックしていると思いますが、設計業者、この前のこのケースですね。設計監理までいきましようか、普通の設計でも構いませんが、監理までしたときの設計事務所の権限はどこまで与えているのか。具体的に言いますと、例えば業者の指名ができるとか、このメーカーの品物を使えとか、そういった特権というか権限は与えているわけですか。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

このケースの場合、建築住宅課では指示、承諾、協議、検査等、細部にわたります監理業務の区分を明確にした仕様書をもって、監理業者の行う範囲を定めています。それに基づいて監理業務を遂行していただくわけですが、どの項目につきましても、市現場監督員が内容を十分に把握し、さらには建築住宅課として判断、決定をしております。

もう一つの御質問の、監理業者が使用材料を限定することがあるのかということですが、ただいま説明いたしましたとおり、最終的には判断、決定をするのは私どもです。また、設計でメーカー指示がありましても、よほどの特殊性がない限り、同等もしくはそれ以上の条件を満足しておれば、これも私どもが最終判断し、承諾をしております。

○十九番（山本一成君） わかりました。ということは、設計事務所にはメーカー指定、業者指定をする権限を与えてない、これを現場でやった場合は越権行為である、そういうふうに理解していいですね。ここははっきり明確に教えてください。

○建築住宅課長（宗野 隆君） そのとおりでございます。

○十九番（山本一成君） それでは、お聞きします。先ほど北部コミュニティー、今やっていますね。今市が抱えている大型物件はこれだと思いますが、西部地区公民館もこの前、指名入札がありました。これは後でいきます。北部地区公民館、これは市の今、建築住宅課ですか。建築住宅課は監理というか、監督しているのですか。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

建築住宅課としてはタッチしておりません。

○十九番（山本一成君） 設計監理を、あの物件はさせているのですが、どこが監督しているのですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

設計業者が監理をしております。（「マイク」、「意味が違う」と呼ぶ者あり）設計業者が監理をいたしております。

○十九番（山本一成君） その設計業者の監督は、だれがやっているのですかと聞いているのです。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 社会福祉協議会が行っております。

○十九番（山本一成君） 社会福祉協議会の中に、そういった専門業者がいらっしゃるのですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 社協には、そういう職員はおりません。

○十九番（山本一成君） 社会福祉協議会にそんな職員はいないですね。ということは、この現場は、もう市は関係ないと見捨てるのですか。やりっ放しですか。きちっとした監理監督体制をなぜとらないのですか。（発言する者あり）

この北部コミュニティー、いきさつは確かに社会福祉協議会の発注です。これはわかっています。私も地元ですから、いきさつは全部わかっている。これは競輪の事業、要するに競輪の迷惑料、「迷惑料」と言ったら悪いのですけれども、周辺対策費として別府市にくれたものです。ただ、福祉関係でないと補助金が出ないということで、名目上、便宜上、社会福祉協議会に渡しているだけです。そして、これに対して別府市はどのくらいの補助金を出していますか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 六千万円を市が出しております。

○十九番（山本一成君） 六千万出していますね。だったら、市の工事と一緒にではないですか。例えば社会福祉協議会にこういった、二億以上の物件ですよ、これ電気、全部入れたら三億。こんな物件を監理監督する職員がいないでしょう。いなかったら、なぜ市がし

ないのですか。できない理由があるのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この件につきましては、御指摘を今いただいたところでございます。当初、このことについて私どもも協議をいたしました。社協に技術職員がいなくて、社協の方からも何とか監督員を出していただけないかといった要請もございまして、私ども協議をいたしました。私の配慮が足りなかったと今反省しているところでございます。

確かに社会福祉協議会は、補助金も出しておりますし、派遣協定を結んでいる公益法人でございます。業務の指導等は行政の役割であると存じております。この件につきましては、今後、技術指導という観点から市の技術職員の業務援助ということで、早速対応させてまいりたい、そのように考えております。

○十九番（山本一成君） 助役の前向きな答弁をいただきまして、大変安心しました。というのは、これは言おうか言うまいか迷ったのですが、非常に重要なことですから、行政が存じているかどうかわかりませんから、一応知らせておきます。

今、あの現場でどういうことが起こっているか。設計業者と監理が一緒ということは、その現場ではもう自分の思いどおりです。先般、県の土木建築部長からこういう通達が、市役所に行っていると思いますが、「県産材の優先使用について。公共工事における県産材の優先使用のお願い」ということで来ております。これは建設部、持っているはずですよ。ということは、今こういった不況ですから、公共工事については大分県民それから別府市民の税金を使う公共工事については、少しでも地場の木材を使いなさいと。先ほど、公共工事の意味の中で地場産業の育成をなささいという項目があります。

ところが、あの現場で何が起こっているか。木材は、熊本県から来ています。しかも熊本県でも葦北郡という非常にここから遠いところですね。これが材料入っています。私は聞いたのですよ、ゼネコンさんに「何ですか」と。そうしたら、「ある人から指示されました」、「なぜ断らないのですか」、「その人は現場の殿様です」。断れないのです。断ったら、後々いろいろと起きてくるおそれがあるから、ゼネコンさんは泣き寝入りです。こういうところを行政が厳しくチェックしていただかんと悪い。だから、今助役が、前向きに行政を送るということを知りましたので安心はしましたが、私は別に業者の味方をしているわけではないのですよ。今、非常に厳しいですね、要するに予算でも何でも。その中でやっぱり市民の税金を使った、それから市民の期待するいいものをつくろうと、お互いが力を合わせて一生懸命やっているところですから、そういった非常に、何の目的か知りませんが、余分なところに労力を使っていたいただきたい。やっぱり行政とそれから業者、一緒になってすばらしい建物を建てていただきたいという思いから、こういう質問をいたしましたので、よろしく願いをいたしまして、この項については終わります。次は指名業者の資格というところについて入らせていただきます。

今、いろいろな形で別府市に指名を出している方がいらっしゃると思います。AクラスからBクラスまで、造園とか塗装とか防水、いろいろあると思いますが、その業者のランクづけというか、認定はどのように行っているのですか。

○契約検査課長（岩本常雄君） お答えいたします。

市の入札の審査基準につきましては、大分県に入札参加資格申請を行った業者に限られております。申請書類といたしましては、県に申請した入札参加資格申請書の写し、経営事項審査結果通知書の写し等が必要となっております。これらの申請書をもとに競争入札参加資格審査を毎年五月末日までに行っております。工事の業種及び等級の決定は、大分県建設工事請負資格の等級の格付け基準により決定した等級とすることとなっております。

○十九番（山本一成君） そうですね、大概是県に登録して、県に付随して、県を参考にするというのか、県がA級ならば市もA級という形をとっていると思います。私は、それは別にいいのですけれども、一時――今もあると思いますが――騒がれたペーパーカンパニー対策。要するに名義だけ、名前だけで技術者はいない。技術者は名前出しだけという会社が、やっぱり存在するように聞いておりますが、そのペーパーカンパニー対策というのは、契約検査課はどのような対策をとられているのか。

○契約検査課長（岩本常雄君） お答えします。本市の入札参加資格申請時に、申請会社の技術職員名簿もあわせて提出を求めています。その名簿による審査を行うとともに、ペーパーカンパニー等のうわさが生じましたら、その会社職員の健康保険証の提出を求めるとともに、源泉徴収等の確認も考えております。

なお、今後もそのような実態があれば、私どもは厳しい対応をしていきたいと考えております。

○十九番（山本一成君） 別府市独自でその資格審査、名義貸しかどうか、源泉徴収まで取って徹底的に調べるということですが、調べた事例はありますか。

○契約検査課長（岩本常雄君） お答えします。

ここ数年では、ございません。（発言する者あり）

○十九番（山本一成君） ここ数年ではないということですね。ということは、そういう疑わしい業者があれば、市の方に届けていただければ、市は徹底的に調査をやるというふうに理解していいですね。はい。

ところで、それはそれで、また業界の方も聞かれていると思いますので、それぞれの業界なりで相談をして、業界として契約検査の方に届けが出るのではないかな、このように思っていますが、そして、その指名業者の中に家族、例えば親、子、きょうだい、それから婦人――配偶者――という形で、代表者が違ってそれぞれの会社をつくって、代表者を使って指名業者に登録している会社があると思いますが、それは何社ありますか。

○契約検査課長（岩本常雄君） お答えいたします。

現在、把握している業者数は十組、会社数で二十六社でございます。

○十九番（山本一成君） それは、全部それが私は悪いと言っているのではないですよ。親子であれ、きょうだいであれ、それぞれの独立法人で会社をつかってやる分には、私は決して構わないと思いますし、お互いが競争してやってくれればいいと思うのですが、ただ若干問題があるという話を聞いているのですが、同じ業種、同じクラスA、要するにだんなさんと奥さんがそれぞれの社長でもって登録している業者があると聞いています。しかも住所は一緒。ということは、同じ事務所の中に二つの会社があるということですね。こっちの電話をとれば、「はい、A社です」、こっちの電話をとれば、「はい、B社です」、こういう会社があるというふうなうわさを聞いているのですが、ありますか。

○契約検査課長（岩本常雄君） お答えいたします。

同じ住所で構えているところはございます。三組で、会社で六社でございます。

○十九番（山本一成君） 課長、それこそ調査をせんと悪いのではないですか。同じ住所で同じ業種で、代表者だけ違って、二つとも指名に入るとするのは、どういうことなのですか。（発言する者あり）でしょう。だからここを、こんなところをチェックしないと、それを全部認めていくのだったら、どこでもやりますよ。例えば資格を持ってあって、お前の名前で一つ登録せよ。こっちに登録せよ。それで片一方入ったら、例えば次の指名にこっちが入る。A、B、次々に入ってくる。こんな不公平ないでしょう。しかも業種が一緒といったら、もう全く同じ会社、同じ中に二人の登録者があるということではないですか、指名登録者。これはやっぱり指名の中で不公平ですよ、正直言って。これは法的に会社を設立して登録すれば受けざるを得んかもしれん。しかし、それは行政の中で精査して、やっぱりこれは一社とみなさんと、二社とみなしたらおかしいですよ、これは。これは違うのですよ、会社が別ならいいのですよ。同じ夫婦でも会社が別ですよ、業種が違うのですよというのならいいけれども、同じ業種、同じ住所の中、電話番号だけ違う。これは一社と一緒ですよ。だから、こういうところもきちっと精査してください。というのは、今本当に民間が、工事が少ないのですよ。やっぱりどうしても公共工事に頼るのですよ。ということは、やっぱり公共工事が非常にバランスよく公平性、さっき言った透明性を持って発注しなくてはいけない、こういうことをやっぱりきちっと精査をしていただきたい、このように思います。どうですか。

○契約検査課長（岩本常雄君） お答えいたします。

住所が一緒で業種が同じところはもちろんですけれども、親子関係、住所が違う場合も私たちが指名するときには、必ずそれを一社とカウントするのではなくて、不公平にならないように、公平・公正に現在いたしております。

○十九番（山本一成君） ありがとうございます。契約検査課長は非常に誠実な方ですので、その言葉をそのまま信じて期待をいたしております。

次に、同じ入札制度の最後につきまして、入札について一言ちょっと。私は気になることがあります。ちょっと苦言を呈したいと思います。

市長、浜田市長が誕生しました。浜田市長は非常に精練潔白で、市民の目線に立った優秀な人だというふうに思っていますし、多くの市民の方も同じ考えを持っておるし、特に業界の中でいろいろ、私も業界の人間ですから、いろいろ話を聞きますと、浜田市長は非常にまじめで平等にしてくれるなど非常に期待を持っていました。

そこで今、大型物件が、先ほど言いました北部コミュニティー、これは社会福祉協議会と言いましたが、それから西部コミュニティー、続けて出ました。そして北部のときは、これは二億以上ですからAクラスですね。Aクラス十社で二社ベンチャーを、Aクラスで十社ありません、別府市は。全部入れて共同でしなさいということをしました。ああ、さすがやっぱり浜田市長さんは平等だな、皆さんのことを考えているなという形で大変業界も、その中でお互いが競争しながらやっていける、余分な神経を使わなくていいなというふうに安心しておりました。

ところが、西部地区が出ました。これは六社しか入札に入っていない。しかも北部地区は二社ベンチャー、これは二億一千万か二千万ぐらいだと思います。それで西部地区は二億五千万以上あるのです。金額の少ないところは二社ベンチャー、全部入っています。金額の多いところが何で六社に絞らなくてはいけないのか。しかも単体で出しています。これは……いや、わかっているのですよ、何をしているか。片一方は社会福祉協議会の物件ですと、片一方は市のですと。だからこれはおのずから違うのですと言うのはわかっています。だから、私が一方的に言っているのです。だから、それではだめなのです。市民の皆さん、特に業界の皆さん方にとっては、北部コミュニティーも西部地区コミュニティーも市の工事なのです。あなたたちの行政の中だけで色分けしているだけなのです。でしょう。だから私が言うのは、せっかくそれだけ最初に十社やったのなら、逆に言うと西部地区も同じように十社やればいいのですよ。

それともう一つ。これは気をつげんと悪いのですが、今工事をしているところは、次の工事を抜く。これは私はしてはいかんことだと思います。それはなぜかというと、行政が逆に言うと業界の順番をつくってしまうのですよ、そうでしょう。今工事をしておるから次に入れないということは、例えば二十社あれば別ですよ、十社以内のところですよ。そうすると行政が、もうあなた方は今しておるから、あなたから取れんぞという、行政自体が順番をつくってしまうことと一緒になのです。これは公平とは言えません。あくまで（発言する者あり）、あくまで競争しなさい、その中で大型ベンチャーを上げてしなさいと。そうすれば要らぬ怪文書も起こってこんのだ。ここで怪文書のことを言う気はないけれども、やっぱりこういう入札とか――市長――入札問題とか人事の問題とかいうのは、行政を、提案していろいろな行政を進めていく中で、本当に一番やっぱり疑心を受ける部分な

のですよ、疑心暗鬼を。だから、やっぱり業界の方とかいろいろな方に疑心暗鬼を生んではいかんですよ。やっぱり行政は行政の言い分があると思いますよ、これは。でもわかっています。秘密主義、行政の使命は秘密ですから言われたいのはわかっていますから、言いつ放しているのですけれども、こういう評価があるということも忘れないでいただきたい。これは要望してこの項を……。それからさっきの、もう一回契約検査課長、言いますが、設計業者に委託する場合も、さっき言ったとおり、やっぱり改めて建築住宅課と相談して厳しいチェックの目を向けるように改めてお願いをいたして、市長、この項で何かあればお聞きしますが、なければ次に移りますが……。

○助役（大塚利男君） 入札に関しまして、数々の御指摘をいただいております。改善すべき点は今後改善してまいりたいと思っております。ただ、社会福祉協議会の件について、若干御説明をさせていただきます。

当初、社会福祉協議会が初めての工事発注ということで、私、市の指名委員会を担当しておりますので、工事発注に際しまして御相談があったところでございます。その中で特に心配された点が、本工事は十五年度補助事業ということで承認をいただいております。ところが、社協の方も初めての補助工事ということでうまくいかず、事務手続きが大分おくれまして、十五年度事業でなく六カ月の事業期間の延長をお願いして、これを認めていただいたという経緯がございます。そういったことから特に八月末までには何とかこの工事を完成しておかなければならない。工期の安全確保、これを何よりも優先したいのであるが、工期についても非常に厳しいと聞いておりますので、何かいい方法はないかと、そういったことが心配されて、私の方に相談があったところでございます。ちょうどその時点、実は私も心配しておりました工期が短くなるという点と、南小学校で昨年工事続行不能という事態もあって、そういった件もございましたので、特に工期の安全性を図るにはどういったやり方がいいのかというようなことでお話をしている中で共同、別府市の場合は共同企業体方式のときはある一定金額、金額を内規で定めております。平成……、これは何年でしたかね、（「九年」と呼ぶ者あり）平成九年に何ほ以上の金額については共同企業体という、その金額には届いておりませんでした。とにかくこの工期だけを守るにはどういった方法がいいか、そういったことである程度の金額でございました二億を超しているという状況でございましたので、共同企業体方式をとったらどうかというようなアドバイスをした経緯はございます。最終的には私ども、もう少し率先的に一体になってやればよかったのですが、工事入札に入るといのもいかなものかというようなことで、最終的には社会福祉協議会の中で設置した建設専門委員会の中で市内業者十社すべてを入れて共同企業体方式で発注するということを決めたところでございます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○十九番（山本一成君） 余り理解はできません。というのは、知っているのですよ、四

億以上がベンチャーを組むというのは。これは何年前決めたやつですか。

○契約検査課長（岩本常雄君） 市の内規で、平成九年度に四億以上と決めております。

○十九番（山本一成君） 平成九年と今と時代が少し、もう何年たったのですか、八年です。今、公共工事の発注額は少ないのですよ、極端に。でしょう。だから、やっぱり片方、例えば社会福祉協議会の検討委員会で決めたと言いながら、やっぱり市の工事ですから、そこを参考にしてこの時代背景を見て、二億一千万が二社なら、二億五千万が当然二社だと思うでしょう、普通の人情として。だから、片一方でそういうふうな工期とか言いながら、工期は変わりません、正直言って。だから、やっぱり参考にすべきものは参考にして、今の時代に合わせて少しでも多くの、前例ができていますから、多くの企業に仕事を与えてあげるといっても、公共事業の役割だというふうに、これは私の考えですから、行政の考えと違うかもしれませんが、そういった気持ちが業界の中、建設業者の中にあるということもわかってください。私は別に擁護するわけではないのですけれども、本当に今厳しいのですよ。だから、やっぱり業者に少しでも多く機会を与えてあげていただきたいと要望して、この項を終わります。

続きまして――約束の時間が過ぎますが――行財政改革という項に移らせていただきます。

もう私が言うまでもありません。今大分県下、大分県を含めて非常に財政が厳しいというのは、もう皆さん周知の事実であります。そこで、別府市が先般、緊急財政再生宣言というのを出しましたね、市長のもとで。それだけ別府市も厳しいから財政の再建をやるということですが、そのときの収支見通しについてお教え願いたいと思います。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

昨年の九月二十九日に、財政状況を予測する上で将来のために早急な取り組みが必要との認識から、緊急財政再生宣言を行いました。そのときの収支見込みですが、平成十八年度から収支バランスが崩れ、基金を取り崩し財政調整をしなければなりません、その基金も平成二十二年度には枯渇するだろうという見通しでございました。

○十九番（山本一成君） 平成二十二年に枯渇ということですね。ということは基金がなくなるということです。非常にこれは厳しい状態だというふうに思いますが、何か財政課長が言うと、簡単に今、「枯渇する」と言う。えらい、今よく考えたら、基金がなくなって、これ以上使い道がなくなるということを行っているのと一緒ですからね。その再生計画というのは五カ年計画だというふうに聞いています。その再生計画を発表したときと、また今、国の三位一体、それから県の財政状況は随分変わってきていると思います。端的に言って、五カ年計画のときに何億足らんで、実際、今現在でどのくらいの金が足らなくなるという試算をしているのですか。

○財政課長（徳部正憲君） 昨年の九月時点では、平成十五年度決算見込みから平成二十

二年度までの収支見込み数値により発表しましたが、そのときの平成十五年度から平成二十年度までの収支累計見込みはマイナス三十二億八千万円であり、二十二年度までは約七十二億のマイナスと見込んでおりました。

○十九番（山本一成君） だから今言ったように、その後情勢が変わってきているでしょう。実質今、現段階で、財政課長は今、七十二億と言いましたね、マイナス部分が。今、県も緊急財政を出しましたし、後で言いますが、県の賃金まで下げるという状態になっている。国の交付金もたぶんカット、随分カットされたでしょう。現在の時点でその見込みどおり七十二億円ぐらいのマイナスで済みますか。

○財政課長（徳部正憲君） ただいま三位一体改革等で見直しを行っているところでございまして、はっきりした数字は、ちょっと今のところ把握しておりません、出しておりません。すみません。

○十九番（山本一成君） 確かに国も途中ですから、今すぐ出るというわけではないと思いますが、もう時間もないからはしよりますが、この前、非公式にちょっといろいろな人に聞いたのですが、七十二億ぐらいのもので済みそうにないなというのが見通しですね。今はっきりした数字は言えないですけれども、へたすれば百億近く足らなくなるのではないかなというのが見通しだというふうに私も漏れ聞いています。これはぴしゃっと数字が出ませんから、今、財政課長、この議場で言えないと思いますが、そんなふうな危険性もあるというふうに漏れ聞いております。

そこで、やっぱり一番大事になってくるのは、このままでできないということですね。これはやっぱり行財政、要するに行革、行財政改革を図っていかないといけない。この件については、まだいろんな民間委託とか聞いたかかったのですが、時間の都合で聞きません。きのう、二十四番議員が清掃課の行革について話をしました。清掃課なりに努力をしているのだなというふうに思いましたが、我々の考えとしては、もう清掃課は十七年から一部民託にかかるのではないかな、こういう期待を持っていました。今、いろんな行政の部署で、それぞれの部署で行財政改革をどうすればいいか、人員をどうすればいいかという真剣な討議がなされていると思います。

ただ市長、こう言うとまた大変私は市長に悪いのですが、浜田市長になったら行革が出来るのではないかな、これは市長の耳にも入っていると思います。それは、市長が組合出身であるから、同じ仲間の首を切るわけにはいかんけれども、仲間に厳しいことを言いきれんのではないだろうかというのが、一般的な風評です。市長の一年間を見まして、市長は本当に市民の目線に立った、そういう情におぼれる人ではないというふうにわかっておりますので、さらにこれは非常に辛いことだと思いますが、やっぱり行政というのは市民あっての行政だと思いますので、主客転倒しないように、やっぱりこの中で合理化を図り、切るべきところは切り、抑えるところは抑えて行革に邁進をしていただきたい、このよう

に思います。

それから、聞きにくいことをもう一点、企画財政部長に。県が二%の賃金削減をやりましたね。当然別府市民の間では、市職員もカットになるのかなというのが、当然の人情だと思いますが、そこら辺の市の考え方というのを教えてください。

○財政課参事(中尾 薫君) 再生の具体的方策を考えるとときに人件費をどうするかというのは、避けて通れない問題だというふうに考えております。御存じのとおり職員の人件費、給与費でございますが、簡単な公式で言いますと、人数と給与水準ということになるかと思えます。その給与水準でございますが、その給与水準を図る一般的な指数としてラスパイレス指数、あるいはモデル賃金をベースにした生涯賃金というものがございます。そういう例でございますと、県下十一市中別府市の職員給与は十一市中の九番目、あるいは十番目と最も低いグループでございます。一方、人数の面では最も多かった五十年代の千八百人の職員数から、現在では千二百人を切るような状況でございます。県下でも最も職員数が少なくなった市ではないかと考えております。しかし、いまだ類似団体に比較すると多いということで、行政改革大綱において市民百十五人に対して職員一人という目標数値が上げられております。そのような現状、また過去の取り組み、御存じのとおり給与水準は五年間連続して総額給与は下がってございます。そういう中で行財政改革推進室としては、例えば昇給停止の年齢引き下げ、各種手当の見直し、管理職手当につきましては、本年四月から、その取り組みの一環として五%程度の引き下げをやっております。それからまた、二月には退職手当の引き下げもほかの市に先駆けてやっております。また、さらには健康保険等の共済関係の個人と事業主の負担の割合の見直しも、個人負担が増という形で来年の一月から実施するようになる見込みでございます。

そのように考えますと、行財政改革推進室としましては、人件費総枠という観点から当然給与水準も見ていかなければいけないわけですが、職員数の適正化を図る観点で削減を行う方が必要ではないかというふうに考えております。その削減を市民サービスの観点からも大丈夫であるかというふうな点を十分認識しながら対応策をとっていきたいというふうに考えております。ただし、最終的には財政再生プランによる収支見通しに大きく左右されることとなります。その改善手法、人件費の改善手法につきましては、収支見直し、それから今あわせてやっている改善策等々をあわせながら、人事当局とも十分協議の上、その方策をもって組合の方にも協議をしていきたいというふうに考えております。

○十九番(山本一成君) 今、行革担当の参事ですか、答弁をいただきました。非常に努力をされているというのがわかりました。この件に関しては、ただ単に給料を下げればいいという問題ではないというのは、私もよくわかっています。ただ県があんなふうに下げたものですから、市民の間では、市職員もという風評があることは確かですから、今、参事が述べたように、市もこれだけ努力しているのですよということをやっぴり市民の皆さま

んに知らせて、市民の皆さん方とともにやっぱり市財政の健全化に向けて努力をしていただきたい。今の参事の答弁を了として、この項の質問を終わります。

最後に、観光戦略会議について質問をさせていただきます。

きのう、十二番の池田議員が戦略会議の意義とか経緯について聞きましたので、重複は避けます。ただ、九月に答申を出すということですが、今までの成果はどのようなものが上がっているのか、教えてください。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

戦略会議の答申は、九月に出ることになっております。答申前にできるものはやっている、実践していこうということで取り組んでおりまして、「ONSEN・ツーリズム」の提言がございまして、その中でその提言を受けまして、市長が本部長であります戦略本部の会議におきまして、このツーリズムの組織を考えていこうということでツーリズム組織の方向性が示されました。その結果、今回「ONSEN・ツーリズム」の推進プロジェクト、これがまず四月から立ち上がることができました。

それから、別府は、アルゲリッチ音楽祭に代表されます「音楽のまち」でもございますので、「温泉」の機能にさらにこの「音楽」を加えて、心身ともにいやされる「音」と「温泉」を組み合わせた「音泉のまち」にしていこうということで「音泉タウン」という構想が出まして、これも民間の方々とおわせまして、このコンサートの一環といたしまして、大塚博堂コンサートも実施することができました。今後、この「音泉タウン構想」のまちづくり、音楽の流れるまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

○十九番（山本一成君） 戦略会議は市長の肝入りといいますか、市長が観光再生への決意を持ってつくった会議ですね。去年の十月発足して何回か、きのう、質問の中で七回か八回やったということで、その成果が「ONSEN・ツーリズム」の課をつくったということですね。「ONSEN・ツーリズム」の課は、今度の四月の機構改革で初めてできたのです。部長クラスを配している。それが、戦略会議の中でできてきたというのは、今初めて聞いたのです。でしょう。あれだけ肝入りでやって戦略会議を何回かやったのなら、その成果がこう出ました、今中間報告します、その結果、「ONSEN・ツーリズム」をつくり、それからさっき大塚博堂ですか、それをやりますということで、事前になぜ報告しないのですか。我々が意見を挟む余地がないではないですか。勝手に組織をつくってもう出発しているではないですか。これは少し本末転倒ではないですか。

○観光経済部参事（山川浩平君） お答えを申し上げます。

職員の中でも観光行政、いわゆる観光課の事務、それから観光戦略会議、ツーリズム推進担当、この三すくみで、どうなっているのかというのが理解できてないものがたくさんあります。それで、ツーリズム推進担当部署としては、行政の中では職員のそういう意識改革とともに啓発も、今研修等々でやっております。現実的には戦略会議が、では何をし

たかということになりますけれども、戦略会議としましては、観光行政でさまざまな地方自治体の責務においてやらなければいけない観光行政がございます。それで、もっとやるべきことがあるのではないかとということで、一応大局的な見地からいろんな方々にお集まりをいただき、九月に提言をいただこうという、いわゆる諮問機関的な位置づけがございますので、活動をでは何をしているか、なかなか姿をあらわしにくい部分がございますので、その中から提言をいただいたツーリズム推進担当、これがいわゆる行政の中での横断的な活動を、動けるものはどんどんやってくれということで、私はそういう責務をいただいて今仕事をしているわけですが、具体的には私も、現実的に各課長さん方に中心となっていただきまして幹事会、この中でいろんなものの資源の掘り起こし、そして幹事以外の管理職の方にもいろんな情報提供をいただくということで、今一生懸命それやっておりますけれども、立ち上がったばかりでまだ御説明する機会がございませんので、ある程度固まれば近いうちにまた調査会という形でいろんな形、でき上がっている部分を御説明する機会をいただければありがたいというふうに思っております。

○十九番（山本一成君） ちょっと質問とかみ合っていないですね。いいですよ、参事ですか、「ONSEN・ツーリズム」の責任者で、四月に抜てきされて今一生懸命やっているというのを私は知っているのですよ。こんな新聞までつくってね。それから各課長のこれ、おたくがつくったのでしょ、「ONSEN・ツーリズム」の新聞、こんな新聞をつくって啓発をやって、各課長と横断的にいろんな意見を聞いているという活動は知っているのですよ。私はそれを言っているのではないのです。あれだけ戦略会議を立ち上げてやっていった成果として「ONSEN・ツーリズム」ができたのでしょ。我々は、今この議場で初めて聞いたのですよ、その経過について。でしょ。だから、新しい組織を、新しい観光課、それからまちづくり推進室もある、観光課もある、それから戦略会議室もある。新しい部署をつくったわけでしょ。これはやっぱり組織が一つふえたのです。そういうふえた理由というのを、戦略会議の結果ですよというのをなぜ報告しなかったのですかと私は今聞いている。そこら辺が少し抜かりがあるというか、お粗末ですねということをやっているのですが、なぜ経過を説明しなかったのかということを知っているのです。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

配慮に欠けておりました。

○十九番（山本一成君） 別に課長に謝ってもらおうと言ったつもりはないのですが、まあ、いいでしょう。そこで危惧が一つあります。戦略会議は九月で答申です。市長が戦略会議をつくる時に、いいことは答申前でもやりましょうということを行いました。その結果が今の「ONSEN・ツーリズム」だというふうに理解をしています。これはそういうふうがいい方に理解をします。ところが、機構が一つふえたわけですよ。戦略会議は、推進室がありますね、室。これは今、課長と囑託が二名ですか、いらっしゃいますね。答

申が出て後、この推進室はどのような処遇になるのですか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

答申が九月に出るようになっておりますので、その後は、出た提言、答申をいかに実践に移していくかという作業になりますので、次の段階は、戦略本部の事務局でその業務を引き継ぐことになるというふうに考えております。

○十九番（山本一成君） ということは、解散はしないということですね。私は、おかしいと思うのですよ。戦略会議推進室だから、戦略会議の答申が出たところで、そこで仕事は終わりですよ。なぜかといったら、「ONSEN・ツーリズム」というその戦略会議の答申を具体案にしていく、実行していく部署ができていますよ。そこに統合されてしかるべきではないかと思うのですよ。

ついでに言うなら、まちづくり推進室。これも突き詰めれば観光のまちづくりなので、一緒なのです。だから、今部長クラスを配した。「ONSEN・ツーリズム」という新しい課をつくった。これがやっぱり市長の観光に対する思い入れがつくったと思うのです。だったら、ここに統合したらどうですか。次々、次々組織をつくって、同じような組織をつくって、どこですみ分けするのですか。市長が肝入りでこの「ONSEN・ツーリズム」にかけるのだと、「ONSEN・ツーリズム」の課が実際的に動いてくれるのだという意気込みでつくったのなら、そこに統合したらどうですか。それの方がずっと経常的にできて成果が上がるのではないかと私は思うのですが、当局の考えはどうか。（発言する者あり）

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

御指摘の件、確かにそういった課の組織を膨らますばかりでなく、やはり人数の少ないときでもございます。仕事量に応じた組織機構を心がけてまいりたいと思います。そういったことから、提言後につきましては、もう一度戦略会議推進室がどのような位置づけになるのか、「ONSEN・ツーリズム」と合体ということも十分踏まえて検討してまいりたい、そのように思っております。

○十九番（山本一成君） 大変すみません、前向きな答弁をいただきました。

ついでに、さっきも言ったようにまちづくり推進室、これもやっぱり共通部分があると思うのですよ。ですから、やっぱり観光を統合するなら統合する。さっきの参事の話聞いていますと、「ONSEN・ツーリズム」に非常に意気込みを持っているような熱意を感じましたので、やっぱりだれをどうするというのは、私たちは人事権はありません。ただ、今、助役が言ったとおりに機構の絞り込み、いかに効率よく行政を行うかということも心がけていただきたいと思いますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○四番（国実久夫君） お疲れさまです。二回続きの最終日の最後バッターとなりました。

「残り物に福がある」とか「終わりよければすべてよし」とかいうことわざもあります。

先ほど、「気の毒な方」とか、（笑声）くじ運のどうのこうの言われましたけれども、私自身、考えに考える時間をいただいて天の恵みだと思って前向きに考えております。よろしく願いいたします。

それでは、議長の了解を得まして質問通告を若干変えさせていただきます。一番、三番、四番、二番という順番でまいりたいと思います。

南地区の消防第三分団の処遇について、通告しております。

松原公園をリニューアルした際、公園内にあった第三分団格納庫を解体し、平成十四年一月に第三分団を消防浜町出張所に移転して間借り生活をしております。前市長との約束では新しい格納庫を建てるので、少しの間だけ我慢してほしいとのことであったそうです。「継続は力」と言われるが、現市長・浜田市長におかれまして、この約束を履行する考えはあるのか、また、間借りしているような分団はあるのか。私は、間借りでは分団員の士気にも影響すると考えております。それによって……とりあえず御所見をお願いします。

○消防長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

常日ごろ消防団の方々には私ども、御協力をいただきまして、深く感謝をいたしております。先ほど議員の方から「継続は力なり」といったお言葉を言われましたけれども、まさにそのとおりだと思っております。行政に停滞があってはならず、信義誠実の原則に基づきまして、このことは尊重していかなければならない、このように思っております。

○四番（国実久夫君） 消防長が信義継続と言われまして、ありがとうございます。間借りもう二年六カ月にもなろうとしています。それでは、現段階での移転の選定はどこまで進んでいるのですか。現在の状況を教えてください。

○消防本部庶務課長（荒金 傳君） お答えいたします。

現在の状況につきましては、消防団格納庫を設置する上で問題点の有無を含めて複数箇所調査しているところでございます。

○四番（国実久夫君） 私は、ただお願いするだけです。場所もいいところを探してほしいものです。市長をお願いいたします。

それでは、次に、鮎返ダム上の山中、不燃物不法投棄の処理についてお伺いいたします。

温泉まつりの日に、ロータリーアップと言いまして、不法投棄の処理をしたいと言われまして、南地区代表として議員さんにもお手伝いをお願いしたいと言われまして、私も作業着に着がえて、生まれて初めて鮎返ダム山頂に上がりました。不法投棄の多さに本当にびっくりしました。残念で仕方ありませんでした。それで打ち合せでは、ごみ処理はどうするのかと、もう清掃課長には本当は尋ねております。しかし、危険な地域であり、どうすることもできないという返答でした。私は、それも仕方ないかなと思いましたがけれども、下の方にダムがあり、貯水池があり、水道水を飲んでいる我らにとって、あのまま放っておいていいものかと考えて、再度議会に提案、質問通告しました。

この鮎返ダムの山頂不法投棄された場所は、市有地だと聞いておりますが、間違いありませんか。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

今、議員さん御指摘のごみの不法投棄されている現地ですけれども、三十七年生の杉林で、現在農林水産課が管理しております。農林水産課の管理の森林は、市内約千六百ヘクタールあります。その中で別府市内の森林の約二〇%をこれで占めているわけですけれども、中に県道、市道、また林道、作業道路等多く通っております。それで鮎返ダム付近以外にもこの不法投棄場所というのが多々見受けられるわけでありまして。現在のところ、道路付近のごみにつきましては、清掃課の協力を得まして処理しておりますが、道路から離れた谷とか傾斜地とかいう分につきましては、危険が伴うので一応処理できずそのまま放置しているのが現状です。

これまでの対応策としましては、くいを打ったりさくをしたり等をしているのですが、一週間も持たないのが現状です。今後は、不法投棄の多い場所につきましては、今後もさく等をいろいろ設置しながら対応策を検討したいと考えております。

○四番（国実久夫君） 危険地域ということで、どうしてもやれということは私にはできませんけれども、そのままほたっておくこともできないと思います。執行部として考えに考えて対策をお願いしまして、この項を終わります。

次に、市税滞納の実態と対策について。

これも打ち合せでは、いろいろ課長が書いていただいております。しかし、もう課長から読んでいただいても、パーセンテージや金額の多さ、前年対比等、何のことも聞いてもわからないと思います。それで、私がこの取り上げた理由を説明しまして、この項を終わります。

私は、なぜ市税滞納を取り上げたかと申しますと、国の骨幹をなすものは租税、市税も租税だと思っております。それで今、国会で多く取り上げられております国民年金の未納問題、これは社会保障の根源であります。私が言うまでもありません。私たちは、何十年も国民年金、社会年金を払ってきております。それは国民の義務だからと自分で自負しております。そこで、市税の滞納額の多さ、億単位であります。一生懸命市の職員も日曜日も徴収に走っておられます。たまたま同級生に徴収係がおりまして、「大変だな」と話しますと、「本当に大変だ。脅かされたりなだめられたり、辛いことがある。しかし、日曜日の出勤に浜田市長が参られて激励をしてくれた。力倍增になって本当にうれしかった」と私に言い聞かせました。浜田市長の優しさが、少しでも市税滞納額が減ることにつながるのだなと感じたものですから、この項を上げました。そういうことで、この項も終わらせていただきます。

最後に、楠港跡地の埋立地の選定企業誘致について通告しました。

私は、皆さんの注目を浴びていると思います。なぜならば、楠港、楠町は、私が住んでいるところから一番近いのであります、議員として。地元議員代表であります。私は、平成十五年六月議会で、何とかしてほしいとまず取り上げました。十二月議会では、四社近くの応募があるということで、公募にしてガラス張りにして選定してほしいとこの議場で訴えました。執行部は、早速一月から二月に公募いたしまして、私の思うとおりに順調に事は運んでおりました。私は、早速インターネットで公募条件を一生懸命目を通して、執行部のすばらしい公募条件に感動しまして、本当に来るのかな、これはすごい条件だ、きつい条件だと思いました。しかし、現実には十八社近くも説明会に来ました。七社が残っていただきました。最後は五社が手を挙げていただいております。すばらしいことではあるのですが、現実には反対という運動も起こって、署名活動も行われております。私のところにも手紙が参りました。商業施設では店がつぶれるとか、いろいろ反対意見もあります。私は、執行部の一生懸命の姿と企業努力はわかるのです。しかし、市民が反対する。どうしてもいつかは俎上に上がるときは決断しないとイケないのですけれども、いろんな賛成意見、反対意見、本当に市長も辛いと思います。私たちは審議権、提言権、苦言を呈する等しかありません。執行部は、あくまでも市長サイドです。私は、少し、もう少しやり方をうまくやっていただきたいと思います。企業誘致に応じてくれる企業は、もう多額の費用を出しておると思います。反対する市民の方も若干誤解があるのではないかと、考えに考えております。

何かあれしまして、何言っているのかわからなくなりましたので、（発言する者あり）跡地利用を考える市民グループから私あてに来た手紙を披露させていただきます。

「市長は、広く市民の声を聞いて議論すると言いながら、私たちには議論する材料が公表されていません。私たちは、商業施設建設にやみくもに反対するのではなく、応募企業のプランを真摯に検討して正しく判断していきたいと考えております。プロポーザル方式は、能力がある事業者を厳正かつ公平に選定する方式として広く採用されておりますが、必ずしも選定委員会の審査が公平に行われたい危惧があります。そのため審査の透明性、公正性、客観性を高めるために、情報の公開が必要となります。どの自治体においても高度な専門知識を有する選定を除いて選定委員会の公開、公開プレゼンテーション、公開ヒアリングを実施しております。ところが、別府市においては情報公開の時代に逆行して、実質的には全くの非公開で審査が進んでいます」云々とずっと続いております。

私もまさにガラス張りでやることを願って、十二月議会に提案しました。市長も辛いでしょうけれども、私たちは、議会に上がってきたら、またみんなで真剣に議論しまして結論を出したいと思っております。

これで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（清成宣明君） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。明日十八日から二十二日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十三日定刻から開会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、明日十八日から二十二日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十三日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時 零分 散会